



\* 0000573000 \*



0000573-000

565-289

満蒙の重大化と実力発動

細野繁勝・著

巧芸社

昭和6

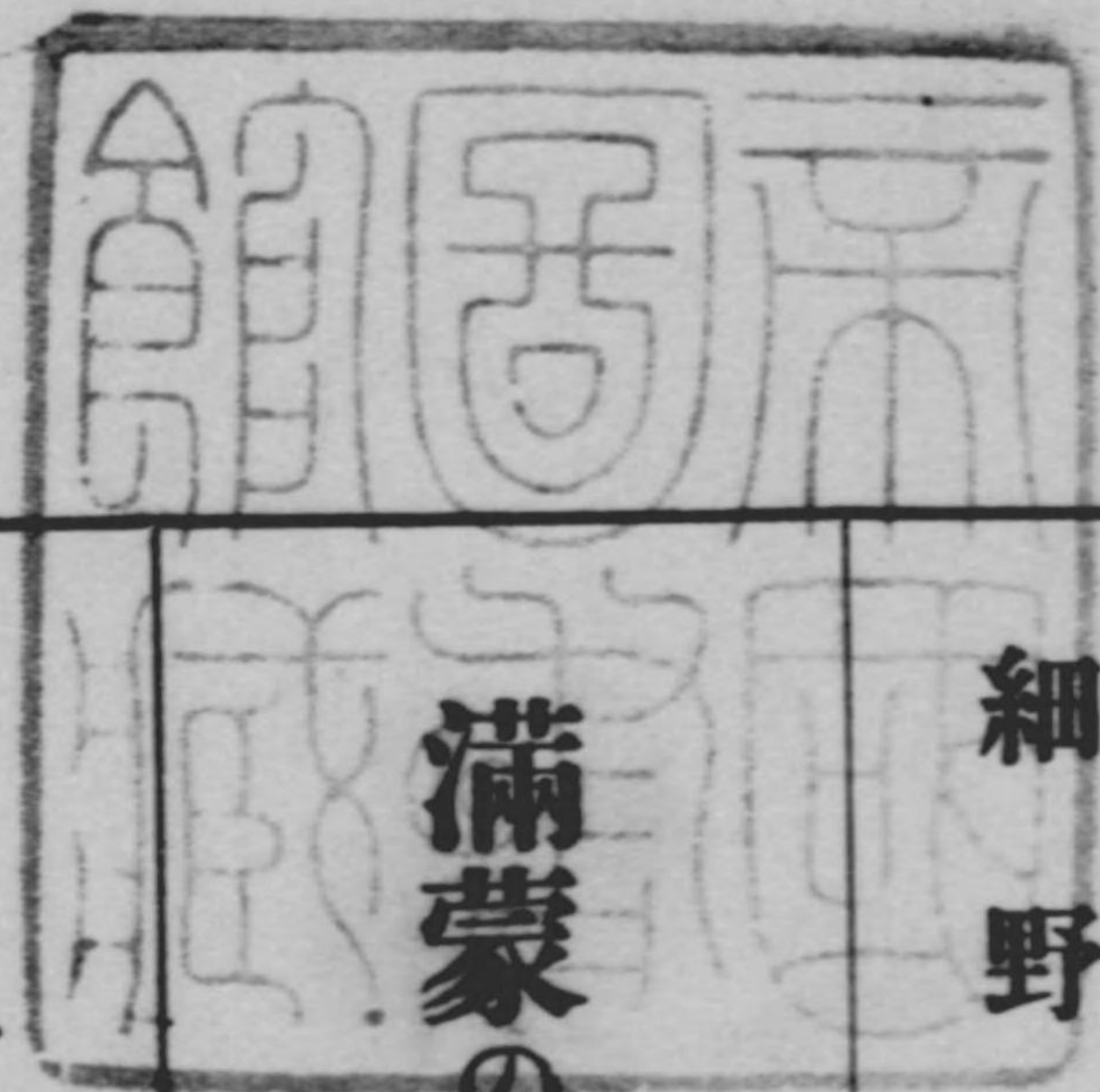
AAB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法  
第67条の規定に基づき、平成12年5月1日  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

8.9.26

滿蒙の重大化と實力發動





細野  
繁勝著

滿蒙の重大化と實力發動

東京 巧藝社發行



565-289

## 題 言

現代の日本は、今まさに『幻滅か將た跳躍か』の十字路に立つてゐる。そして其の世界觀及生存問題に關して、冷徹なる再認識を緊要とする危機に直面しつつある。

殊に日本の支那問題に於けるは、人類の出現と同時に約束づけられたる宿命であり、就中、滿蒙關係に於いて、死活の運命線が占はれる。

何が世界的不況だ、何が三大國難だ、いはゆる赤字が何だ、減俸問題が何だ。飢餓線上に彷徨する失業群の洪水を何うするのだ。

あらゆるものが、氣死と、癡痺と、神經衰弱時代の象徴ではないか。

他方には薄氷に亂舞するエロ、グロの享樂主義者がある。思想的に國籍を喪失せる猶太主義者と、英語文明の中毒患者が市に溢れてゐる。

一括して、亡國オン・パレードの映畫ではないか。

斯くして日本は何うなる。何處へ行く。

いはゆる三大國難は一聯の環である。外交國難を突破すれば、經濟國難も、思想國難も

瞬時に解消される。そこに神隠れせる日本の姿が、民族の理想が、雄々しく朗らかなる魂が、呼び還されるからだ。

だが、此の國難に對して輸血療法や、カンフル注射は見當違ひである。それは斷乎たる外科手術以外の何ものも無價値である。

支那の挑戦、滿蒙の重大化は、亞細亞の再改造を督促する神の默示だ。豫言者の一大警醒だ。更生の撃析だ。氣死と、癱痺と、神經衰弱と、亡國オン・パレードの景觀から、剛壯なる國家再建設過程への轉機を告ぐる黎明の鐘ではないか。

一大戦争は豫約済であり、不可避である。否、交戦状態は既に先方から如實に展開されつゝある。日支の再開戦なくして、世界を明るくすることは最早不可能である。

予輩は戯曲の作者では無い。總ては嚴肅なる事實の検討に出發する。その認識を簡明に記述せるものが、即ち本書である。

昭和六年七月上浣

國民新聞編輯局に於て

著

者

# 滿蒙の重大化と實力發動 目次

## 第一章 序論——苦難に喘ぐ日本……………一

- 一 舵を失へる巨船……………一
- 二 三大國難は一聯の環……………四
- 三 國家意識の癱痺……………八
- 四 神經衰弱時代の病象……………一三

## 第二章 國際日本の正視……………一七

- 一 國難中の國難……………一七
- 二 轉落日本の墓標……………二二
- 三 最後の運命線に退却……………二四
- 四 米國遂に東洋に君臨……………二七

目次

五 平和中毒と氣死状態……………三二

第三章 對支外交の退轉……………三九

一 悲劇の誕生に豫告なし……………三九

二 日本の對世界的貢獻……………四四

三 日支條約の再批判……………四八

四 支那に統一無し……………五六

五 何故の反日政策か……………六一

第四章 死活線上の滿蒙……………六九

一 滿蒙の特殊性……………六九

二 血塗られたる權益……………七六

三 條約の正當性……………八四

四 日滿の經濟關係と國民生存權……………九

第五章 支那の對日挑戰……………一〇五

一 深刻なる禍機孕生……………一〇五

二 滿鐵包圍計畫の激進……………一一五

三 居住權營業權の剝奪……………一二九

四 威力解決あるのみ……………一四八

第六章 日支交戦と米露……………一五九

一 米國の對支進出展望……………一五九

二 認識錯誤に出發する對支政策……………一六七

三 再認識を要する米國……………一七四

四 果して日本を敵とするか……………一八一

五 十字架上の對露關係……………一九〇



第七章 結論——開戦の波動及效果……………一九九

- 一 事実上の交戦状態……………一九九
- 二 日本は斯く世界に聲明せよ……………二〇八
- 三 米露の参戦其他の場合……………二二三
- 四 最後の一言……………二三〇

目次終

滿蒙の重大化と實力發動



細野 繁勝 著

第一章 序論——苦難に喘ぐ日本

一 舵を失へる巨船

日本の現在は、大洋に舵を失へる巨船である。  
 曾て日清日露兩戦役の波に乗つて、雄々しく世界に漕ぎ出した日本は、今日如何なる状態に在るか。外には列國の壓迫を受け、内は悲痛なる生活苦に喘ぎつゝ、何れの方面に其の針路を進め、如何にその運命を祝福せんとするか。

一 舵を失へる巨船

殊に一兩年來日本を吹き捲つた暴風の不況は、さなきだに舵を失ひて大洋に漂へる巨船を翻弄し、今や最後の死線へと推し迫りつゝある。そこには農、工、商の別なく、あらゆる階級、あらゆる事業を通じて、慘澹たる地獄の繪巻物を見るが如き光景を描き出し、純良なる國民は苛烈を極むる運命の鞭にさいなまれて血みどろの姿を早しつゝある。

かくても我が日本は、多幸且つ安泰なりといひ得るか。日本の現實、日本の將來に何等憂慮を要せずと言ひ得るか。語を簡にするならば、日本は全體どうなる？ 何處へ行く？

國民は今こそ、最も眞剣に、そして最も冷徹なる態度を以て、國家の行方を考へると同時に、國運打開の大策を樹立し決行するの覺悟を定めなければならぬ。

それは決して、單なる政治問題でもなければ經濟問題でもない。いはゆる經濟國難といひ、思想國難といひ、將た外交國難といふは、いづれも盾の一面を評破したる言なれども、未だその核心を穿てりとはいへない。問題は、より鋭く、より深刻であり、

本質的には一局一部の問題にあらずして、國民生活の全部面に徹する死活の岐れ目である。

然らば何が日本をして此の危局に投ぜしめたか。その第一は、國民自らが廣く世界に飛躍せんとする進取の意氣を喪失したことであり、その第二は、一種の亡國的夢遊病に取りつかれて國家意識を痲痺せることである。

若し我が國民が、今尙ほ明治時代に於ける開國進取の理想をだに忘却せざりしならば、いはゆる世界的不況が何の打撃か。健全なる國民は本來自主自立の政策を所有するが常であり、自主自立の政策に精進する限り、百の壓迫も、千の障碍も之を突破するに難しとしないのである。例へば佛蘭西は大戦の深創を受けて、その貨幣價値を五分の一に切り下げねばならぬ程の苦境に陥りながら、この兩三年間に於いて世界一等の繁榮國となり、現に一人の失業者をも見ないといはれてゐるではないか。又獨逸の如きは年々十五億乃至二十億圓にも達する賠償金を負擔しつゝ、その國民は不撓不屈の努力を續けてゐるではないか。

更に支那の近情を見よ。戦時八十片臺にも上つた銀の價值が、一昨年来二十片臺より十二片にまでも惨落せるにかゝはらず、彼等は決して泣きもせねば、歎きもせず、否、その銀安に乗じて、今や輸出貿易上異常の發展ふりを示し、國民經濟の趨勢は稀有の活況を呈してゐるではないか。日本は歐洲各國の如く直接に大戰亂の創痕を被つたのではない。反對に、世界大戰の影響に依つて空前の好景氣に際會したのである。然るに、さきに天祐的幸運に恵まれた日本が、忽ち轉落して悲歌の聲に包まれねばならぬ窮地に沈淪したことは、もとより政府の方策宜しからざるに因るとはいへ、その根本原因は即ち、國民自ら進取の意氣を銷磨したる結果、自主自立の政策を紛失してしまつた爲めではないか。

## 二 三大國難は一聯の環

國家の悲運は、如何なる場合に於いても、單なる一部の現象や偶然の事實が之を支配するものではない。經濟國難の裏には常に外交國難があり、外交國難の陰にはまた

思想國難、教育國難、政黨國難等々が潜んでゐる。そのすべては因果的關係を有する一聯の環である。

この活ける事實を物語る何よりの證據は、外交である。せめて我が國の對支政策が日清及日露戦役當時に發揚せられたる國民的理想を持ちつゞけ居たりとせよ、たとひ米國の景氣がどうあらうとも、或は英米がたばになつて押し寄せ來つたとしても、わが國民生活の安全性に何の暗影があらう。又此の間、少くとも我が滿蒙政策だけなりとも、儼然として把持されてゐたならば、我れに於いて夙に自給自足の基礎を築き得た筈であり、自給自足にして確立し居たるならば、たとへば米國が一柵の生絲を買はずとも、わが國民經濟の致命的打撃とはならない、安ければ賣らぬといつて濟まし得る。随つて蠶絲の低落に由る農村其他の影響は大に改善し得らるゝのみならず、廣くは列國の劇烈なる經濟戦争に對しても、或る程度までは高見の見物を爲し得る地位に立つたであらう。滿蒙は大陸への通路であり、日本の對世界的使命を達成する爲めの第一關門である。しかも現在の實情は何うであるか。

冷静に觀察して、日本對世界の關係は、全く八方塞がりの一語に盡きる。對米移民問題を始め、加奈陀、濠洲、南阿等の何れの地が懷を大にして我が國民を歓迎してゐるか。わが國が巨額の棉花を購ひつゝある印度すら、差別的關稅の障壁を設けて日本の進路を妨げ、佛領印度支那の如きさへも、未だ容易に通商の門戸を開かうとしないのである。支那に屈し、滿蒙に退き、米國に譲り、英國に遠慮し、而して更に露西亞にまでも先手を打たれつゝある日本の姿は、あまりにも悲慘の極みではないか。國民の意氣銷沈は即ち其の陰影でなくて何か。

かくの如き八方塞がりの外交は、他の語において、わが國民が世界に對して窒息を強制せらるゝと同一であり、それが内面的には、思想の行詰りとなり、外面的には經濟界の梗塞となること、寧ろ必然といはなければならぬ。凡そ人間と生るゝ以上、向上發展の欲望を有せざるはない、そは欲望といはんよりも、天賦の本能と稱するを妥當とする。随つてその本能を理不盡に抑壓し禁制せらるゝに於いては、結局、亡國的气死状態に陥るか、若しくは破壊的自暴自棄に墮ちる外はないのである。理想に幻滅

せる退嬰外交の支持者は前者の部類に入り、國民共同福祉の觀念を忘れて危險思想に趨るものは、概ね後者の列に参加する。そこに國難の根本的禍因が見出される。随つてこの窒息的壓迫感を斷然一掃せざる限り、到底國民精神を作興することも出来ねば國民生活の安定を期することも不可能であつて、他の如何なる方策も、施設も、畢竟無意義の企てたるに過ぎない。

故に、日本の國難を救ひ、深刻なる打撃を排除する途は、何を措いても國民の對外觀念を振ひ起し、世界に活躍し得べき進路を打開するを、先決要件とする。それは決して舊時代の侵略主義を主張するのでもなければ、傍若無人の政策を強行せよといふのでもない。總ての國民には、嚴肅なる意味に於いての生存權があり、神と雖も奪ふべからざる絶對至上の權能がある。たとへば日本の支那、殊に滿蒙に對するは、地理的、歴史的、經濟的、その他あらゆる理由に於いて、既定の權益を行使するに此の不合理なきのみならず、一日も速かに之を實現することこそ、世界全人類への使命に忠順なる所以であり、又その露、米、英、佛等に對する正當の主張を高調し、アリアン

民族以外の全民族に代つて日本が有する對世界的任務に精進することは、最も崇高なる國際的並に道義的要務に外ならぬのである。

幸に我が國民が、この使命、この任務を回顧して、その記憶を喚び起すならば、不合理に閉ぢられたる世界の通路は開け、日本の針路も定まると同時に、虐げられつゝある各國民の壓迫は取り除かれる。そして目前の不景氣風の如きは、一氣に消し飛んでしまふであらう。而かも之を行ふに策無きを憂へない。否、何等の策を必要としない、たゞ正を履み、公を持して、既定の條約を遂行すれば足るのである。

それでも尙ほ遲疑逡巡して、切迫せる國難に苦吟し、徒らに悲鳴を續くるも可なりとすべくんば、われら亦何をか言はんやである。

### 三 國家意識の痲痺

更に率直に吾々の觀る所を陳ぶるならば、わが國民の多くは、未だ國難の真相を理解してゐないのみならず、之を理解しようとする用意をすら缺いてゐる。中には、二

三強國の功利的觀念に出發する謂ゆる平和主義を文字通りに盲信するものあり、甚だしきは比較的新教育を受け、世界の新思潮に浴せるかに見らるゝ壯青年が、滔々相率ゐて驚くべき錯覺に陥り、國家意識を超越し、或は國民精神を脱落することを以て、恰も現代の新知識の如く振舞ひつゝある。これらの壯青年は自ら新人顔して、その或るものは勞農露西亞の禮讚者又はマルクスの崇拜者となり、他の或るものは刹那主義の享樂に耽り、いはゆるエロ、グロの耽溺者となりつゝある。

この種の流行現象は、之を總括的に見て、悉く神經衰弱時代の病態であり、それが一步をあやまれば痴呆狂、恐怖狂、誇大妄想狂、乃至喧騒狂と化せざる能はざる状態に在る。

繰り返すまでもなく、現在日本の國難は、單に經濟界の萎微不振が唯一の原因でもなければ、謂ゆる世界的不況が絶對の導因でもない。根本的には、國民の共同生活體たる國家の存立要件を忘却し、自主自立の政策を何れかに紛失したことが、今日の不景氣、今日の轉落、今日の退嬰外交、今日の思想的惡化を根づけた所以であり、痛ま

しき就職難も、悲しむべき失業群の洪水も、いはゞ國民理想の幻滅が持ち來したる可憐の犠牲に外ならない。

語を新たにするならば、若し我が國民精神にして健在し、國家意識にして不斷に躍動する限り、世界は廣く天地は大である。我が國內といへども尙決して六尺の體を容れざる程に狭くはない。何が故に、歐米の不況のために我が國の物價が下落したか、又何が故に物價下落のため國民の購買力が減退し、延いて事業の不振となり、失業群の續出を見るに至つたのか。それは外形上に於いて經濟問題の觀を呈するけれども、實質的には我が國民生活が、他力主義に依頼せる缺陷の現はれと斷ずるを妥當とする。米國が生絲を高く買はない爲めに、忽ち我が農村生活は大打撃を受ける、輸出入の均衡が破れる、正貨が流出する、随つて物價が低落する、購買力が減退する、等々々、すべてこれ他力主義生活の反映といはずして何であるか。

現時列國が競つて關稅率を高め、外國品の輸入を防遏するに全力を傾けつゝあるは、かくの如き他力主義の經濟より自主的經濟への方針轉換を證明してゐるのであつて、

その目的は即ち前述の、自給自足主義を實現せんが爲めに外ならない。自給自足主義に成功した國の物價は、自然に安定して動かない。自主的經濟政策を厲行するが故に、産業を統制して生産過剰の弊を矯正する。國內の餘剩勞力を輸入防遏に利用するが故に、多數の失群業を輩出しない。現に佛蘭西は之に成功し、最近露西亞の如きも此の政策を採るに至つて、飢餓線上に彷徨した貧苦の人民が大に救はれたといはれる。即ち知る。表面的には經濟問題であるが、眞實は自主的國家政策を有するや否やの問題であり、而して自主的國家政策は、健全なる國民精神に依つてのみ妥當化される。

既に劇烈なる列國間の關稅戰爭を現實に認識し得たならば、いはゆる世界の平和なるものが虚偽の文字であり、それは現狀維持を利益とする今日の強國が、資本的侵略主義の刃を外交上の修辭に包んで弱國の生血を搾り取らうとする魂膽以外の何ものでもないことを理解し得る筈である。先き頃、伊太利のムッソリーニ首相は、歐洲大陸の分裂的存在を指摘して、『今日の歐洲は、ヴェルサイユ條約の改訂を欲する國家群と、現狀維持を希ふ國家群とに兩分されつゝある。だが一方の國家群が武裝すれば、伊太

利も之に對して準備する』と大膽に喝破し、世の平和論者を一蹴したほどに、現實の世界は列國各々鎬を削つてゐるのである。而かも此の事實をしも見落して、單に外交技師のテーブル・スピーチに欺瞞せらるゝ國民ありとせば、その禍や眞に測るべからざるものがあらう。

#### 四 神經衰弱時代の病象

神經衰弱時代に於ける他の病的現象は、思想界の無籍者流と、ジャズ、ダンス乃至マーチンに刹那的歡樂を求めつゝある國民精神虚脱者の横行である。彼等の多くは意識的若しくは無意識的に、前述の平和主義者と合流し、宛も新時代の尖端を驅くるものゝ如く誇り顔であるが、その日本を毒し、同胞を毒し、随つて彼等自身の存在をも滅亡に導きつゝあるものであることは、多少常識を具ふるものゝ決して否定せざる所である。

マルクス及レーニン主義の價值については、こゝに批評すべき限りでないが、その現實の世界に於いて何等妥當性を有せざることは、彼等の本家本元たる歐洲に在つてすら、僅少の一部者以外、之に共鳴するものなき事實が明かに之を立證してゐる。彼の勞農露西亞は依然その政體を保ちつゝありとはいへ、内容に於いては既に激變してゐる。謂ゆる新經濟政策といひ、新々經濟政策といふが如き、實は共產主義より國家社會主義への轉換であり、今日は寧ろ米國と雁行して、他の如何なる國家よりも強き意味の帝國主義を強行し、その産業五ヶ年計畫は、自立主義に加ふるに經濟的侵略主義を以てするものである。我が國內、一知半解の徒輩が、彼等の精粕を嘗めて而かも彼等の毒酒に酔ひつゞれつゝあるの狀は、餘りにも淺猿しき沙汰である。

又曾ては、世界大戰の直後、歐洲及米國に於いても、極めて苦々しき亂舞狂踏時代を現出したことがあつた。しかし國力を賭して鐵火の巷に戦つた國民が、その張りきれぬ精神の緊張から解放され、忽ち強烈なる刺戟をジャズ、ダンスの類に求めたことは、古來屢々同様の例があつて必ずしも異とするに足らない。中には獨塊の如く、亡國の悲境に追ひこまれて一時自棄的態度に陥つた場合もあり、又中には愛兒兄弟を砲

弾に碎かれ、或は多年の資産を一朝に喪失したも等、いろ／＼の悲惨な事情に、精神の平静を破られ常軌を逸して、珈琲店頭に刹那の慰藉を貪つたものも少くはない。

併しながら、傳へられたる歐洲各國の風俗頹廢は、たとへば落花に舞ふ狂蝶の如く極めて一時的であつた。顧みて戦後經營の重大事に直面する時、彼等は翻然その狂態より醒めて、以前にもまさる嚴肅なる理性に立ち復つたのである。然るに今日の日本はどうであるか。エロといひグロといふ、その淫靡にして輕佻なる、心ある人々をして戦慄を禁ぜざらしむる狂氣の沙汰であり、糜爛せる口紅、見るからに肉感的なる卑賤の洋装、淫猥なる蓄音機の騒音、凡てこれ日本精神の幻滅を象徴する醉生夢死の遊戯たらざるはない。しかも他方には無慮百萬と稱せらるゝ大失業群を擁し、都市と農村の別なく深刻なる不景氣に脅かされつゝあるのである。かくても我が日本は健在なりや。その將來に如何なる光輝が期待され得るか。

若し國民精神にして健剛ならば、如何なる國難、如何る打撃も吾々は悲觀しない。そこに國民の自覺が喚起され得るからである。明治の初頭より日清戦役に至る長年月間、わが國民は四面楚歌のうちに奮闘をつゞけて來た。そして日清戦後、日露戦役に大捷するまで又臥薪嘗膽、血を啜り骨を刻むの隱忍と精苦とを體驗した。だが當時の日本國民は勃々たる進取の意氣に張り切つてゐた。その胸には燃ゆるが如き情熱があり、感激があり、強き國家意識があつた。この場合に於ける國難は、日本を大にし、尊くし、發展せしむる爲めの試練であつたが、現在の日本はどうであるか。

我が國に若し一人のファイヒテが存在するならば、日本の現狀に面して果して如何なる警告を發するであらう。



### 支那の排日教育唱歌

世界列國中、國民教育其他の學校に於いて、公然他國を誹謗し排撃しつゝある國家は、支那以外に絶無であるが、左は支那の小學黨化教育唱歌集に掲ぐる「國耻記念歌」と稱するものである。

高麗國——琉球嶋——與臺灣

朝鮮——琉球——臺灣嶋

——地不小可憐都被他併吞了

多くの地みな彼の爲に奪はれぬ

到々朝乘我國勢風搖

いま又國勢定まらず

歐洲血戰還未了

歐洲大戰未だ終らざるに乘じ

又提出滅國條無公理蔑人道

公理に戻り人道に反して亡國の條約を提出す

好河山將送掉

好き山河將に奪はれんとす

最傷心四年五七惡耗

傷ましいかな四年五月七日の凶報

爲奴爲僕眼前到

奴となり僕となる日眼前に迫る

這國耻何時消

此の國耻何時か消えん

## 第二章 國際日本の正視

### 一 國難中の國難

現今日本の國情より觀て、何が最大最重の問題か、と問ふ人あらば、吾々は毫も躊躇するところなく言下に答へるであらう。それは、我が國民が環境の壓迫に目醒めないことであると。語を換へれば、近年我が國民は國際關係の真相を正しく理解せず、切迫せる危機に直面しながら、猶宛も噴火山頭に舞踏するが如き無自覺の状態を呈しつつある。それが何よりも危険なる弱點であり、國難中の國難である。

故に國運隆興、國民更生の第一義的方策は、せひとも現實の國際關係を再檢し、四圍の重壓を打開することから前進しなければならぬ。

鎖國時代の人間は、古語にいはゆる武陵桃源の夢を貪つて、國に外患あるを知らなかつたが、現代の文明國家に在つては、一刻一瞬といへども國際關係を無視して、そ

の生存を保ち得ない。國家の威信が對外的に發揚し尊重せらるゝでなければ、斷じて國民生活の安定を確保し得ざるのみならず、そこから種々の禍ひが發生して來る。列國が高價なる犠牲を厭はずして陸海の國防施設に力を注ぎつゝあるは、即ち國家の威信を保持するが爲めであり、國民生活の安全を護持する爲めの保險に外ならない。

然るに、この絶對的要義たる國家の威信が、現在如何なる實情に在るかを顧みるとき、吾々は深甚の憂慮なくして無關心に看過する能はざることを、悲しまずにゐられぬ。歴史を語ることは本書の趣旨でないが、明治時代の日本には明確なる對世界的理念が、間斷なく躍動して居つた。そこには日本の國際的立場が、極めて鮮かに開示され、最も權威ある經綸が内外を照破しつゝあつた。一言以て掩へば、それは日本の力を以て東洋の平和を確保し、他國の覬覦と攪亂とを容さざることであり、そして東洋平和の基礎の上に日本の對世界的使命を達成することが、我が大和民族の理想であるとされたのである。

勿論、既に東洋平和の確保を信念とする限り、その政策は極めて公明正大であると共に、大陸の門戸を開放して眠れる資源を活かし、共存共榮の樂園化せしむるを、その目的としたことは言を俟たない。同時に之を基礎として對世界的使命を達成するといふは、即ち亞細亞諸民族其他の虐げられたる國民の知己となり嚮導者となつて、人種的、宗教的、政治及經濟的に差別づけられつゝある被壓迫民族の幸福を促進し、以て世界全人類の共同利益化を圖ることを意味する。随つてその根本觀念たる、決して軍國主義に立脚するのでもなければ、資本的侵略主義に出發するのでもない。否、世にいはゆる軍國主義と稱し、侵略主義と唱へらるゝものは、本來泰西人が自ら好んで慣用した手段であり、長く東海に鎖國せる日本の如きは、彼等に依つて之を教へられ、且つその危険を痛感して、自衛的方策を採つたに過ぎない。日本固有の民族精神は、飽くまでも平和的であり、その世界に對するは、即ちいはゆる人天の理想を行はんが爲めである。

それ故に、世界に國多しといへども、我が日本ほど國際信義を尊重する國家なく、また我が日本ほど外交方針の常に消極的にして協調的なる國家あるを知らない。之を泰

西諸國の先例に比照すれば、寧ろ餘りに馬鹿正直に失せることを發見するであらう。例へば、日清戦争の如きも、いよ／＼開戦と決定するに至るまで、日本は如何に清國の暴横に隱忍したか。また對露戦争の火蓋を切るに先んじて、我が國が退讓に次ぐに退讓を以てした事實は、國民の齊しく牢記するところであり、日本に在つては三國干涉の強壓に屈し自衛に汲々たる間に、當年の露西亞は滿洲を縦斷して大連港を築き、進んで京城にまで南下しつゝあつたのである。要するに日清、日露の兩戦役は、日本に取つて已むに已まれぬ最後の防衛策であり、いはゞ勘忍袋の緒が切れた結果である。

かくの如く日本の對外國是は平和的であり、その方策は消極的であるが、しかし明治の國民は決して無意味の隱忍、無價値の屈服に甘んずるが如き腑甲斐なき精神的去勢者ではなかつた。その胸底には鬱勃たる理想を湛へてゐた。潑刺たる意氣と熱情とを持つてゐた。理想は彈力を涵養し、意氣と情熱とは大勇大義に殉ずる犠牲心を結晶せしめた。故に最後の一線に到るや猛然奮ひ起つて對手を粉碎するだけの反撥力を發揮したのみならず、國力は旺然として隆興し、經濟的にも思想的にも、今日の如き行

詰りに陥るやうのことはなかつた。別言すれば國家の外患は、常に國民精神の作興を促す原動力であつた。それが現在はどうであるか。明治の理想は抑々何處に置き忘れられたのであらう。

深刻なる苦難に悲鳴を揚ぐる今日の我が國民は、須らく反省一番、先づ明治の鴻業を想起せよ。そして先人の苦心と體驗とに學ぶがい。

## 二 轉落日本の墓標

明治より大正に至る間、日本は約十年毎に三たび戦争の歴史を繰返した。日清、日露、及歐洲大戦がそれである。そしてその度毎に日本の國威國勢は伸展した。併しなから、これを以て日本を好戦國となすは、外人の僻見であつて、米國が獨立戦争以來百四十餘年間に二十回、即ち七年に一回の戦争を行つた事實を見落したものの、妄斷である。

日本の勃興には別に深き理由がある。即ちその雄々しき國民的理想、その公明正大

なる對世界的經綸に激勵し邁進したからである。正義の戦であり、生存權擁護の神聖戦争であつたが故に外ならない。

然るに今を距る二十年の昔、明治大帝の崩御に際して敬悼の意を表せるロンドン・タイムス紙は、當時夙くも日本の前途を豫断して、國運の下り坂に向つたことを指摘した。これは從來世界無比の躍進振りを示した日本の國民精神も、漸く緊張性を失つて轉落の運命に差しかゝりつゝある傾向を慧敏に看破したからである。これよりさき我が國は、日英同盟を改訂し、日韓併合を断行せる等、着々豫定のコースを前進して、既に押しも押されぬ世界の大国となつてゐた。随つてこのタイムスの豫言の如きは、恐らく何人も之を一笑に附し去つたであらうが、いづくんぞ知らん、禍ひは常に覆面の曲者であり、忍び足にて暗路を衝く。歐洲大戰時代に於ける日本の幸運が、線香花火式榮華に終つたことは是非もなき次第であつた。

何となれば、維新の初めより日露戦争乃至日韓併合に至るまでの日本は、たしかに首尾一貫せる國是國策の所有者であつた。單に兩大戰役のみならず、溯つては臺灣征

討を始め、朝鮮事變も、日英同盟も、日露協約等も、悉く東洋平和を基調とする對世界的民族理想の一齣として、それ／＼妥當價值を含蓄してゐたのである。然るに、それが明治大帝の崩御と殆ど時を同じうして漸次に解弛し來り、世界第一等國の空名に酔へる國民の氣力に變調を萌したのである。——精密にいへば日露戦争の終結と同時に、多年心頭を壓しつゞけられた國民は、ホツと息をついた形であり、張りつめた氣力は此の時既に緩みはじめたといへる——それ以來運命の神は宛も日本を見放したものの如く、日に月に國民進取の意氣を去勢し、國家意識の存在をすら疑はしむるまでに退却又退却、意外なる逆路に追ひこまれることゝなつた。

この事實を最も雄辯に物語るものは、實に一九二一年の華盛頓會議であり、次いで昨年（一九三〇）の倫敦軍縮會議である。此の間、日本の對支政策も滿蒙經營も、事毎に宙返りを演じ或は足ぶみの状態をつゞけ、往年の世界的經綸と民族理想とは、共に手を携へて踪跡を晦ましたのである。

## 三 最後の運命線に退却

華盛頓會議といへば、歐洲大戰の幕を閉ぢて後、國際聯盟の成立と共に特筆せらるべき外交上の二大記録の一つである。我が國民中には今日と雖も尙、該會議の業績を成功視するものが少くないかにも見受けられるが、これが抑々理想幻滅の墓標であり退却線上に大きな足跡を印せる第一歩であつた。最初米國から持ち出された會議招請文の趣旨は、歐洲の政局は既に安定したけれども太平洋の暗雲は去らない、殊に東洋方面に險惡なる風波を起す虞れがあるから、關係諸國間の會同に依つて平和的解決を圖りたいといふに在つた。それで我が政府は、いはゆる欣然として之に参加することを應諾したのであるが、實をいへばその頃歐洲の政局は決して安定して居らず、米國それ自らは自國の發案に係る國際聯盟に加入もせず、また獨逸對列國間の賠償問題も未解決であり、各交戰國間の境界問題や、戦後の跡始末に就いても混沌として定まるどころなく、形勢極めて不穩の状態であつた。之に反して東洋には何等の暗影なく、

無論戦争の危険などは夢想だにするものが無かつたのである。たゞ米國それ自身が、不合理なる排日移民法を押しつけたといふ良心の痛みと、支那一部の政客が巴里會議以來日本の正當なる主張を牽制する爲め、頻りに彼等獨得の宣傳を行つてゐただけである。

故に之を冷靜に觀察すれば、華盛頓會議の招請文に現はれてゐる米國政府の發想そのものが、既に大なる謬見を暴露してゐるのであり、戦後歐洲の紛亂に眼を閉ぢて却つて平地に波瀾を巻き起さうとしたのである。而かも之を知りつゝ欣然賛同した我が國が、たとひ自ら好んで火中に飛込んだではないにしても、公正な理由を擧げて米國の見解の誤つてゐることを指摘し、自國の立場を履み固めて置くだけの用意と信念とを持ち合はさなかつたことは、非常な手落であつたといはなければならぬ。言葉を換へれば、この時既に我が國民は、明治以來絶大の犠牲を拂つて築き上げた自主的方策、即ち東洋平和の擔保者たる使命を忘れてゐたかの觀があり、随つて政府は力強き國論を背景として正しき主張を貫くことのできないやうな破目に立つべく餘儀なくさ

れてゐた形である。

さればこそいよいよ華盛頓會議の開幕となるや、日本は宛も國際法廷に於ける被告の如く、散々に引廻された。多年東洋平和の樞軸と認められた日英同盟は、無残に破棄された、滿蒙の特殊關係を表明せる石井・ランシング協約も一片の反古となつた、青島の無條件還附は義務づけられた、大正四年の日支條約や滿洲に於ける數箇の既得權益も、我れから抛たざるを得なくなつた。そして海上國防の第一線に立つべき主力艦の比率を英米の十割に對して、我れは六割に制限されて引つ込んだのである。この會議の結果については、尙後に論及する機會もあるが、要するに日本から見た華盛頓條約は、その全部が明治の歴史を逆にしたのである。明治國民の理想信念を泥土に委し去つたものである。しかも之に依つて日本は何を得たか。曰くゼロ、曰く無一物。たゞ誤解一掃主義と稱する哀れッばいお題目のみが、國民の耳底に残つてゐるに過ぎない。何が果して成功だ。若しこれをしも成功といひ得べくんば、天下つひに一の失敗あることなし。鷲が鴉と化し、太陽と月とがその地位を取替へたと同様の價值顛倒

ではないか。

#### 四 米國遂に東洋に君臨

既に一たび退却線上に後ずさりした日本である。そして東洋に築き上げた堅固な足場を自ら撤去した日本である。更に第二次の追ひ落しに遭逢するであらうことは、華盛頓會議終了のその日から夙に豫見された筋書であり、昨年（一九三〇）の倫敦軍縮會議は、即ちその現はれに外ならない。

華盛頓會議より倫敦會議に至る間に、十年近くの歳月が流れた。若しこの尊き歲月の間に我が國民が、本來の自覺を喚起してゐたならば、明治の國是と經綸とを取戻してゐたならば、そして世界列國の趨勢に開眼しつゝあつたならば、倫敦會議に於ける軍縮協約は無論その内容を一變したであらう。否、恐らくは彼れが如く倫敦會議の開催を、我が國に持懸けて來るやうな隙が見出されなかつたであらう。

而かもそれが、又しても堂々として英米の名に依つて、我が國に提案されたのであ

る。そして我が國民は又しても、偽り多き平和の美名と、國民負擔輕減の音楽に引ずられて、二度目の證文を手渡してしまつたのである。この場合に於いても、若し世界平和の保障が眞實の理由であるならば、問題は遠き東洋よりも、手近の歐洲に渦巻きつゝある。日本を取り込むことよりは、佛蘭西及伊太利を先きにするが至當であらねばならない。現に世界再亂の兆ありとの説は歐洲諸國間に喧傳され、ロイド・ジョージも之れを口にし、ムツソリーニも公言した。然るに佛、伊の参加はどうでもいゝとし、頻りに日本を抱へこんで英米日三國の軍縮協定を急いだのは、そも／＼何の故であるか——三國協定成つて後、英國は佛、伊の間を斡旋したが、佛、伊兩國とも日本のやうに従順でない。或は折角の案も流産の懸念なしとしない。殊に米國の如きはもはや我れ關せず焉の態度である——言ふまでもなく目的は、世界の平和などではなくして本能寺に在る。日本に代つて東洋に於ける絶對優越權を獲得すること、これが眞の目的である。

抽象的理想論から言へば、列國間の軍備縮小協定は、その趣旨に於いて善美である

に相違ない。併しながら、之を求むるに風雲暗澹たる歐米間に於いてせずして、却つて東洋に國する日本を引きずりこんだ點に、眞の隠された祕密があり魂膽の伏在しようことは、初めから判りきつた事柄である。であるからこそ、主力艦に六割の制限率を附して尙満足する能はず、更に補助艦にまでも之を適用せしめやうとし、殊に不合理極まれるは潜水艦に對する日本の主張を排撃したことである。潜水艦の性能は、何人も知る如く純然たる防禦機關であつて、遠く大洋を超えて他國を脅威する道具ではない。然るに米國がこの純防禦機關に對して極力我が國の要求を阻止したといふ事實は、取りもなほさず日本の防禦力を減削し去勢して、自國よりの攻撃を有利ならしめんとするが爲めではないか。

假りに例を日米兩國に取つて倫敦軍縮會議の結果を判斷するとせよ。米國は主力艦に於いて、日本の六割に對し十割の優勢を占めてゐる上に、大型巡洋艦に於いて彼れの十八萬噸に對し我れは十萬八千四百噸しか持たない。また輕巡洋艦に於いて彼れが十四萬三千五百噸なるに對し我れは十萬四百五十噸、驅逐艦に在つては彼れの十五萬

噸に對して我れは十萬五千五百噸である。以上各補助艦を通算して日本は對米六割六分の勢力しか持たないのであるから、日本の攻勢は絶対に不可能である。之に反して米國は主力艦に四割の優勢を確保し、且つ補助艦に三割七分の優越力を兼ね備へるのである。故に日本としては、たゞ潜水艦に依つて敵の脅威を防ぐ一途あるのみである。然るにそれすら米國は日本に許さずして、遂に我が國の屈服を餘儀なからしめたのである。これ即ち日本の死命を制せんとする意圖に出發すと解する外、何等の理由をも見出し得ざる所以である。

かくの如く、米國自身は寸毫も日本の進撃を受くる虞れなくして、しかも日本の防禦力を薄弱ならしめた。日本の攻勢的武器を六割に引下げしめた上に、防禦機關までも減縮せしめた。これこそ米國にのみ好都合の軍縮であり、米國をして東洋に君臨せしむる爲めの協約でない、何人が斷言し得るであらう。若し之をしも公正なる外交的産物といふべくんば、提灯と釣鐘とを同一重量の品物なりとも言ひ得よう。かくても尙日本國民は倫敦條約を成功なりと信ずるか。それは一内閣乃至二三全權の成敗を

問ふのではない。かゝる條約を取結び、かゝる不合理を忍ばねばならぬ境地に立つに至つた日本國民の自覺如何を危ぶむのである。

別の言葉を以てすれば、かほどまで他國に屈し、かほどまで自國の安全性を犠牲に供しても、尙國家の權威と尊嚴とは保たれるものであるかどうかを問ひたいのである。國家の權威と尊嚴とに考慮しない國民は、自主的精神を失つた退化民族である。主張すべきを主張し得ず、合理的意見を引つ込め、正當の立場を自ら抛つて顧みないとしたら、それは國民自身自己の生存權に介意しないと同様であり、今や最後の防禦線に退却し、纔に危機一髪の死線に踏み止つてある状態といへる。それでも尙、日本帝國は危ふからずと言ひ得るか。

## 五 平和中毒と氣死状態

眞實の和平協調、公正なる軍縮協定、並に之に依つて招來され得べき國民負擔の軽減等々、これら傳へらるゝ近年の流行語には、實際どれだけの眞實性があるか。この



検討は今日に於いて最も緊切である。

我が國史を繙くもの、常に逢着する事實の一つとして、優越文明の前に國民的自覺を喪失した幾多の事例が横はつてゐる。佛教の渡來にも、漢民族の文化にも、近くは維新變革の際に於いても、彼れの優越を熱愛する餘り、攝取すべき以上のものにまで執着したと同様に、今日また歐米心醉者の餘りにも多くなり來つたことは、たしかに國家的憂患の一つでなければならぬ。彼れがハイカラ髪を結べば直ぐに真似る。彼れジャズを弾ずれば、亦之を歌はざるを恥とする、凡そ頭の尖端より足の爪先きまで、歐米の流行に追隨しなければ、人として生れ甲斐がないといふほどの痴態を悦びつゝある。その外形を模するまでは尙恕すべしとしても、その精神、その性根、血も肉も心臓も腸までも腐り果つるに至つては、最早尋常手段では救はれない。

その實例は、いはゆる平和主義者の間にも屢々發見する。世界初まつて以來、平和の理想は先哲の齊しく高調したところであり、古今を通じて之を鼓吹し宣傳する文書は、まことに汗牛充棟もたゞならない。だが、何れの時代、何れの處に於いて、果し

て眞實の平和が地上に持ち來された例があるであらう。若し一つでも在つたといふならば、それは強者が弱者を犠牲にした場合か、現状維持を利益とするものが、後進の擡頭を抑壓する辭柄とした以外の何ものでもない。

手近の場合を見る。平和を名とする不戰條約が各國間に成立し、倫敦軍縮會議は當初該條約の趣旨目的を具體化する爲めだと觸れ出された。然るに會議が開かれて見ると、いはゆる不戰の原則は影も形も消え去つて、忽ち六割だ六割五分だと、勝手氣儘な差別的比率を強制し、自分だけの優越に氣狂ひの如くである。若し眞實に不戰條約の精神を遵守する意思が在るならば、差別的比率を他國に押しつける必要は毛頭無い筈であり、又若し眞實に平和主義の方針を基調とするならば、寧ろ全部的に國防撤廢を相談するが至當である。少くとも戰鬪艦、大巡洋艦の如き攻撃的武器を全廢して、たゞ近海防備の機關さへ保持すれば足るのである。ところが彼等は自ら持出した不戰條約をケロリと忘れたかに裝つてオクビにも之を口にしない、そして主力艦や巡洋艦は勿論、純防禦機關たる潜水艦までも制限せしめて、自國の攻撃的地位を有利ならし

ひるに全力を挙げたのである。何が不戦だ、何が平和主義だといひたくなる。

一體、英米の如き大國が軍備縮小を強調することそれ自身が、眉唾ものである。彼等は歐洲大戰當時、急激に歴大な軍備を整へた結果として、戦後の今日は、それが甚だしく國民の重荷となつてゐる。故に自ら適當とする程度に縮小するは彼等當然の仕事であるに關はらず、自國の軍備を縮小するだけでは萬一の不利を招く場合あるべきを虞れ、全然無關係の國々までを引ずり込んで之を道伴れとしたに外ならない。華盛頓會議でも、倫敦會議でも、將たまた明春（一九三二）のジュネーブ會議でも、その肚の中は彼等自身の優越確保を根本とする。而かもかやうな事態を以て、平和主義不戦主義への努力であるとするなら、一層のこと、世界を舉げて一二強國に降伏させるか、東洋其他地球上の全地域を通じて、今後は一二強國の獨擅場たらしめる。露骨にいへば、世界を舉げて米と英とに献上し、全人類をその精神的從屬者たらしめる方が、率直であり、早道ではなからうか。日本では、看板に偽りあるを奸商の常套手段として悪んでゐるが、天ブラを純金と見、ニッケルとプラチナの違ひが識別できないやう

な明き盲同様の歐米心醉者には、恐らくこの國際的偽りの看板は見破れまい。寒心すべき事柄である。

そのみではない、今日列國は果して現實に軍備を縮小しつつあるであらうか。問はれるまでもなく是れがまた飛んでもなき誤謬である。歐洲大戰中に擴張した戦時用軍備の幾分は勿論縮小されたらうけれども、それは決して眞實の縮小といふべきものではなくて、之を戦前に比較すれば、非常なる軍擴となつてゐる國が多い。我が日本國民の中には、形式一點張の皮相觀に惑はされ、陸軍々備の縮小を以て世界の大勢なるが如く解してゐるものもあるやうだが、それは未だ事實を正視せざる偏見か、然らずんば他國の宣傳に惑はされてゐるのである。

現に英本國には正規軍二十萬九千の外に地方軍が十三萬六千あり、米國は十三萬七千の正規軍以外に十八萬三千の護國軍を持ち、佛國は現役のみで五十二萬（外に憲兵約四萬、空軍約三萬）、伊國は三十萬（外に憲兵約五萬、空軍約二萬）、露國は百三十二萬を擁してゐる。之を我が國の二十三萬に比すれば著しく大であり、少くとも一倍半

乃至五倍である。然るに歐米各國の陸軍を我が國よりも少數だと見るのは、謂ゆる正規軍などの文字に囚はれて各國の真相を見謬る結果、例へば英の地方軍、米の護國軍、露の保安部隊、獨の警察隊等を除外し、これらを軍隊以外の無力物の如く考へるからである。而かも實際には是等の各部隊が總て平時兵員と同一の構成及機關を具備してゐるのであり、師團を編成し立派な兵器を備へ優秀なる飛行機をすら持つてゐるのである。總言するに歐米各國を通じて常備軍の縮小された國家は、寧ろ絶無であるといふが適切である。

その上に歐米各國の陸軍は、その内容に於いて戦後著しく充實し、殊に化學戰及機械戰に對應すべき兵器の改良に大なる進歩を示してゐる。随つて今の一兵は戦前の五人十人にも匹敵するほど實質的に擴充されてゐるのであり、更に別に飛行機及飛行船より成る空軍が是れまた異常なる發展と擴張を示し、我が國の如きは到底彼等の足元にも及ばざる實情に在る。知るべし、世上軍備縮小を以て世界の大勢なりとなすことが、全然事實に反する錯覺であることを。

無論、國民負擔の輕減は、極めて望ましいことである。陸海の軍備だけが國家擁護の全機能でないことも亦明白な事實である。随つて事情の許す限り軍備を縮小し國民の負擔を軽くするに努力すべきは當然であるが、さりとてみす／＼他國に内兜を見透かされるやうな軍備は、たゞに國家の威信を損し外に侮りを買ふに止まらず、國家の生存權を無代償で質屋に提供すると異ならない。世豈かくの如き不利不合理なる損失が又とあらうか。國家の生存權は、國民に取つて最後のものである。死か生かの運命線である。一旦敵國の優勝を許すならば、元も子も無くなつてしまふのである。それほど高價にして危険なる軍縮條約を以て、些細なる國民負擔の輕減と交換するを悦ぶが如きは、眞珠と蛤とを無條件に取換へると同様ではないか。

曾てトロツキイは米英の軍縮提議を評して言つたことがある。假令彼等が如何なる國際協定を行ふにせよ、背後に優強なる工業力を持つ國家は、事實上の優越權を掌握する。現に歐洲戰爭に使用された軍器の大部分は、開戦後に製造されたものであり、その偉力こそは勝敗を決定するに至つたものである。故に軍縮協定が當然にもたらす

ところの結果は、それが平時に縮小されただけそれだけ米英の如き大工業國の優勝率を大にするものであつて、何等世界の平和を保障する所以とはならないと。人を以て言を捨てず、道理に二つは無い。

さはれ、我が國の歐米心醉者流は、幻覺的に欺かれて未だその惡夢から醒めない。恰も口に甘き美酒に酔ひつぶれて、その中に毒藥あるを知らないのである。否、既にそれに中毒して理性を癡痺し、國家意識を去勢され、昏々として氣死の状態に陥りつゝある。故に國際日本の立場を正視し得ず、故に明治の經綸を忘れて身の滅ぶるを恐れぬ。故に環境の壓迫に無神經であり、故にたゞ刹那の享樂に憧れ、或は財界の不景氣にのみ心を奪はれる。危ふいかな、日本よ。改めていふ、日本はどうなる、何處へ行く。

### 第三章 對支外交の退轉

#### 一 悲劇の誕生に豫告なし

悲劇の誕生に豫告なし、亡國の危機は何れの時代に於いても常に内外呼應して攻め寄せる。古人が禍ひは蕭牆の内に起ると言つたのは至言である。而かもそれは寧ろ意外に些細なる小事變を導火線として爆發する。例へば歐洲大戰はセルビア青年のピストルの音を合圖として忽ち全歐、否全世界の風雲を捲き起した。思慮なき國民が氣死的昏睡状態に陥つてゐる時こそ、實は最も怖るべき噴火作用が、極めて靜かに地下に準備されてゐるのである。

吾々は決して小説を描いてゐるのではない。何よりも明白なる確證は、現在の日支關係に在る。殊に滿蒙の事態は、今や何等掩ふところなく之を告知しつゝある。支那の極端なる排日方針はどうか、傍若無人の利權回收はどうか。急速度の滿鐵包圍計畫

はどうか。滿蒙といはず、山東といはず、間島といはず、到る所頻々たる條約違反の非行はどうか。

順序として先づ、日支の關係から筆を進める。そも／＼支那の今日あるを得たのは誰の力に依るか。何國の支持を受けて瓜分の禍ひから救はれたか。若し東洋に、日本帝國が儼存してゐなかつたら、そして日本帝國が支那の領土保全に無關心であつたとしたら、支那の歴史は夙に、何處かに消し飛ばされた亡國の缺けらであつたでもあらう。少くとも滿洲の野を南下して、旅順に不拔の陸海根據地を構成せる露西亞は、無爲に支那本部の騷亂を傍觀してはゐなかつたに相違ない。更に遅くとも北清事變を機會として、支那の分割劇は列國間に競演されたであらうし、獨逸が膠州灣を占領した時、英國が威海衛に據り、佛國が廣州を扼せし時、支那の地圖は必然に一變したであらうことを疑はない。否、現在に於いても、日本と直接の交渉を持たざる他の地域は如何。西藏は何うか、伊犁は何うか。殊に外蒙古は滿洲と同様支那の領土でありながら既に事實上ソヴェット聯邦の中に加へられ、支那人自身すら居住の自由を奪はれて

しまつてゐるではないか。

泰西の史家は、クレオパトラの鼻が今少し低かつたら、世界の歴史は今日の如くならなかつたらうと言つた。一女性の鼻の高低によりてさへ然りである、假りに日本が東洋の平和に切念しなかつたとせよ、或は日本も亦歐米に倣つて支那分割の仲間入りを試みたとせよ、支那の存在は、恐らくは過ぎ去りし一片の記録と化したであらう。吾々は支那に對して恩義を強ひようとするものではない。たゞ事實を事實として取扱ふのだ。同時に明治の理想をスポイルした精神的國籍の喪失者に對して、彼等が父兄の英魂を傳へたいのだ。

支那はかくして日本に救はれたにも關はらず、其後の支那は殆んど日本を仇敵視し、殊に二十一箇條問題及青島還附問題以來、彼我の關係は全然脊中合せの状態である。何がかゝる不合理の結果を持ち來したのか。第一は支那に於ける職業政治家の罪である。第二は、支那の實情を理解せざる米國が、支那の主張を取り上げたからである。第三は、日本國民が明治の國是を忘却して迎合的協調主義に墮したるに因る。

支那は本來、嚴密なる意義に於いて國家ではない。さきに巴里講和會議に際し、佛國外相ブリアン氏が支那全權委員を面前に置いて『支那とは何ぞや』と發問したことは有名な史實であるが、この一語こそは、最も端的に、支那の真相を喝破した名言と稱し得るであらう。支那には昔も今も明白なる國境が無い。憲法も無く、統一政府も無く、正しき司法裁判も無い。それにもかゝらず外國に對しては横紙破りを常套事とし、國際信義や國際條約を屁とも思はないのである。之を文明國同様の國家と見るは認識の錯誤であり、寧ろ驚くべき根本的錯覺ではなからうか。既に國家でない、故に鴉片戰爭には北方軍が參加せず、日清戰爭には南方軍が傍觀し、三國干涉の謝禮として滿蒙を露國に呈上しても、平然として悔いなかつたのである。

世上或は、革命以後の支那は全く更生して建設の一路に進みつゝあるといふ。これも嘘である。實際には清朝時代よりも内亂が繁く、年々兵變騷擾の絶え間が無く、對外的にも既に廣大なる外蒙古を失つてゐる。たとひ、南京に政府ありと雖も、何人か果して今日を以て明日を測り得るであらう。真相はこの通りである、而かも彼等が頻

りに排日運動に狂奔するのは全く對内政略に出發する。いはゞ彼等の營業手段に外ならないのである。明治の日本は、新國家の基礎を堅めんが爲めに主力を内部の建設と完成に注いだが、革命支那の政客は、内政改善を寧ろ忌避してゐる。司法、立法、行政の何れも滅茶々々であり、三民や五憲や、標幟としては立派だか、畢竟遊戲用の玩具以上に取扱はれてゐない。内政改造の誠意なきが故に、彼等は専ら政權獲得の題目を外交に求める。いはゆる利權回收の懸け聲がそれであり、成るだけ俗論に投じ易い藝題を選んで自己の勢力擴張を圖る。だから、口に法權回復を叫びつゝ手には賄賂を收め良民を掠奪する。己れに味方しないものは、審理なしに大臣でも大將でも監禁し、謀殺する。關稅收入は黨閥の手に濫費され藏匿される。表面には租借地返還を高調しながら、裏に廻つては生涯の安全地を求むべく競つて外人居留地に邸宅を構へる。彼等の言動は凡そかくの如くに表裏反對、嘘八百である。大道藝人の口上と何の變りなき彼等の愛國論に欺かれつゝある支那人民こそ禍ひなる哉だが、善い面の皮の標本はその隣りに住んでゐる。

偽りなき支那の正體は、かくの如く旨滅法である。而かも之を理解することなくして、われから支那に讓歩し、後退又後退、終に無理が通つて道理が引込む怪異現象の連續するは、何が故ぞ。伏せられたる危険は此處に在る。今一度支那を檢討すると同時に、速かに斷然たる方策を決定しなければ、東洋平和の柱石は根こそぎに倒壊するであらう。

## 二 日本對世界的貢獻

日本に對する支那の増長、暴慢は、この十數年來、目立つて甚だしいが、これは何ういふ理由に基くか。支那の國力が振興した爲めとも受取れないし、國家建設の事業が進行したからとも解せられない。況んや支那自身の覺醒に由るとか、或は國民輿論の反映だと見るが如きに至つては、全く支那の職業政治家に眩惑され、彼等得意の欺瞞的宣傳を看破し得ざる色盲的謬見に過ぎない。事の真相は、改めて指摘するまでもなく、米國並に英國の支持後援を頼みとしての排日主義であり、同時に日本の不合理

なる退讓も亦決して支那を恐るゝが故ではなくて、眞實は米英に氣兼ねし、就中米國の爲めに引廻はされつゝある結果に外ならない。

米國は支那に對して極めて新參者である。随つて支那の真相を理解し得ないのは異しむに足りないが、それにしても巴里講和會議を始め、華盛頓會議及その以後に於ける米國の態度は、餘りにも桁外れと思はるゝ節が多い。少くとも日本の正當なる主張と政策とを故意に誤解又は曲解し、強ひて支那の要望に迎合しつゝあるかに見える。そこにまた我が國民の不明と、對世界的經綸を紛失せる意氣地なさ、まざ／＼と露出してゐる。

例へば青島問題にせよ、二十一箇條問題にせよ、若し公正なる神の明鑑に依つて判斷さるゝならば、疑ひもなく我が國の政策が正當であり、何ものをも憚る必要はなかつたのである。青島を支那に還附することは、對獨戰爭の始めに宣言されたが、同地を獨逸の手から奪ひ取つたのは日本であつて支那自身ではない。日本國民の血と肉と國費とを犠牲にして、東洋に於ける獨逸の策源地を覆滅したのである。しかもその頃

の支那は、局外中立の態度を取つて對獨戰爭に参加せず、一指一毛の働きをも青島の奪還に添へたのではない。然るに愈々日本の力に依つて獨逸の勢力が驅逐されたと見るや、急に駄々を捏ねだして、即刻無條件に山東を還せとか、日本の攻略の爲めに被つた損害を賠償せよとか、常識的には箸にも棒にもかゝらぬ無茶を持出して、日本を手古摺らし始めたのである。

試みに思へ、當時若しも日本が青島戰爭を開始せず、例へば伊太利や米國が最初に示したと同様の態度を守り、戰爭を傍觀してゐたとしたらどうなる。獨逸は無論膠州灣を根據として、支那海にも印度洋にも太平洋にも、縦横に暴れ廻つたに相違ない。随つて支那も印度も濠洲も、如何なる脅威乃至危険状態に陥つたか測り知れないのである。この場合に於いて日本は、獨逸側よりも聯合國側よりも非常なる好條件を與へられ、十二分に中立の利益を收穫し得たらうことは無論である。辛うじて青島を遁げ出したエムデン其他二三の軍艦の爲めにすら、聯合國が如何に惱まされたかを思へば日本の對獨宣戰は單に東洋の禍亂を未然に防遏せるに止まらず、實際には歐洲戰爭の

大局を左右する第一の鍵であつたのである。何となれば、若しも日本が聯合國側に加擔し參戰しなかつたならば、英國はその東洋艦隊を本國に引揚げる事が不可能であり、且つ印度濠洲及香港等と英本國との連絡を敵の艦隊に破壊され、食糧其他の軍需品に至大の缺乏を痛感する形勢を孕んで居つたからである。かくして若しも英國が東洋艦隊を本國に引揚げ得なかつたならば、獨逸の海軍に打撻つは至難であり、又印度濠洲との連絡を攪亂されたとすれば、英本國は忽ち生活必需品の供給すら受け得ざる絶對危険に直面する。英國既に然りとすれば、佛國の獨力を以て懸河の獨軍を引受けることは所詮不可能であり、米國が參戰する前に戦局の大勢は決定して居つたであらう。そして支那の如きは單に膠州灣に止まらず、山東の全圓も揚子江流域も、更に恐らくは支那本部の大部分が原形を残さぬまでに激變したであらう。

それ故に、日本が青島戰爭に奮闘したことは、支那の領土を保全した上に、進んで聯合國を大勝せしめた主要原因を爲したのであつて、之を米國流にいへば、日本ありしが爲めに世界の平和が保持され、同時に米國をして世界最大の成金國たらしむる機



會を與へたのである。此の絶大なる功績、絶大なる貢献を公正に觀察するならば、いはゆる青島還附問題の如きは、大海の粟粒にも似たる小事である。たとひそのまゝ熨斗をつけて日本に進呈したとて、英米としては何等の損失ではない。一體英米が此の問題に容喙し干與することからして、根本的に間違つた話である。加之多年支那の軍閥に虐げられつゝある支那の人民は、寧ろ日本の山東領有を切望し、長く日本の勢力の下に滿洲同様の平和と安定とを得んことを心から祈つてゐたのである。

然るに此の偉大なる功績、偉大なる世界的貢献あるにかゝはず、日本國民自ら戦々兢兢として英米の御機嫌を奉伺するが如き無氣力を敢てし、支那をして益々得手勝手熱を吐かしむるに至つたことは、全く以て沙汰の限りである。畢竟是れ、東洋平和の擔保者たる日本の使命、國民の意氣を幻滅したが爲めに、不合理に發生し來つた悲劇の展開に外ならない。

### 三 日支條約の再批判

いはゆる二十一箇條問題は、今日尙ほ日支兩國間の癥であるかの如く看做され、何かといへば我が國に對して、いやがらせの材料に供されつゝある。併しながら當年の日支條約（即ち謂ふ所の二十一箇條條約）なるものゝ如何なる條項が、果して不合理不妥善なる内容を含んでゐるか。實際には二十一箇條も今日は既に五箇條に激減してゐるのであり、假りにその全部が原文のまゝに支持存續されて居つたとしても、日支兩國及全世界に取りて何等不都合なる條項は一つも無いのである。

それにもかゝはず支那一部の職業政治家は該條約を罪惡視し、彼等の宣傳に魅せられた米國人が亦、鸚鵡的に同様の口吻を弄する。そして米英に心醉せる我が國民の一部と、支那の職業政治家に操られつゝある錯覺者流の間にも、ともすれば日本が途方途徹もなき無理難題を支那に持ちかけたが如く誤解してゐる連中を見受ける。（而かも米英支の何れもが外蒙古に於けるソヴェットの赤化政策を全然不問に附してゐる。此種の輩は恐らく日支條約そのものをすら知らずに妄語し暴斷してゐるのであらう。だが、いはゆる二十一箇條のどこに無法な要求があるか。試みに原案そのまゝを

點檢する。

所謂二十一箇條の内容

- (1) 原案第一(一條より四條に至るもの) 山東に關する件を規定し、青島戰爭後に於ける日獨協定の承認、山東不割讓の約束、芝罘又は龍口と膠濟鐵道との聯絡、山東省商埠地の開放が其の内容である。
- (2) 原案第二(即ち五條より十一條に該當す) 本項は南滿洲及東蒙古に關する件を規定してゐる。原案は七ヶ條より成り、その第一は旅大、滿鐵及安奉線の租借延長。第二は商工、農業の經營に必要な土地の賃借權又は所有權(確定條約に於ける商租權)。第三は居住、往來及營業の自由。第四は豫定諸鑛山の採掘權。第五は鐵道及借款に關する優先權(但し排他的にあらず)。第六は顧問聘用。第七は吉長鐵道の管理經營委任である。
- (3) 原案第三(即ち十二條及十三條に該る) 本項は漢冶萍公司に關する件を條約づけたもので、原文二ヶ條より成り、從來の我が國製鐵所が其の材料を購入せる同鑛山事業に對し日支合辦を原則としての規定である。
- (4) 原案第四(即ち十四條に該當す) 支那沿岸の港灣及島嶼を他國に讓渡又は貸與せざることを

條約づけるもの、支那の領土保全の爲めである。

- (5) 原案第五(即ち十五條より二十一條に該當) 原文七ヶ條より成る。最初より『希望條項』であつて強制的なものではない。其の内容は第一、中央政府顧問の聘用。第二、日本の病院寺院及學校に對する土地所有權の承認。第三、日本との關係緊切なる地方の警察の日支合同、又は日本人聘用。第四、一定兵器の供給契約又は日支合辦より成る兵器廠設立。第五、南支諸鐵道敷設權許與(臺灣海峽保安の爲め)。第六、福建省に於ける諸企業に關し我が資本家の投資優先權。第七、日本人の布教權承認。

以上の如く原案は二十一ヶ條より成るも、その中最後の七ヶ條は單なる希望條項であり、確定條約に於いては、他日の交渉に讓る旨記録に残せるに止まり、更に華盛頓會議に於いてはその留保をも撤回した。そして第一の四ヶ條は既に山東還附を了せるを以て全部消滅し、其他の各項に於いても既に解決済みの條項があり、現在效力を有するは二十一ヶ條中、第二の南滿及東蒙古に關する件の中四ヶ條と、第三の漢冶萍公司に關する件中一項あるに過ぎない。隨つて今日尙支那の排日政治家が仰々しき宣傳を行ひつゝある謂ゆる二十一ヶ條問題なるものは、その實僅に五ヶ條だけのことであることを見忘れてはならない。而かも其の五ヶ條すら或は無視され、或は蹂躪さ

れて、日本は事實上の宣戰布告を支那から投げつけられてゐるのである。

之を通覽して何處に不條理な點が発見されるか、本來は悉く當然の事を當然に表現しただけであり、既定の事實を成文化したるに過ぎない。

このうち、特に注意をひいたのは、世にいはゆる第五項問題と呼ばれる、最終の七箇條である。一見頗る蟲のいゝ要求を提出せる如く考へられるが、いはゆる第五項はその文字の示す通り希望條項であり、初めから強制的性質を持たなかつたのである。そののみならず例へば病院寺院及學校の土地所有權又は永代借地權や、宗教宣布權の如きは夙に歐米列強に許されてゐることであり、此の種の公益事業の權限を承認することは、近世文明國家間に於ける國際的通義にして且つ世界の公理公則である。獨り日本に限つてこの權能を承認せしむるを不可とする理由は絶対に在り得ない。

又滿洲に於ける政治、財政、軍事若しくは警察に關し、日本人顧問又は警官を傭する件の如きも、事實に於いて従前より邦人顧問及教官は支那に招聘されてゐるので

あり、何等新奇の希望條項ではない。殊に滿洲は日本の特殊地域であり、現に日本の勢力、日本の投資、日本の軍隊あるが故に走馬燈の如き支那本部の兵亂をよそにして過去二十餘年來絶對安全の平和郷となつてゐたのである。そして滿洲の富源が開拓され、人民が安住し、今日の隆盛を持ち來したのである。故に邦人顧問及教官を傭することは、滿洲それ自體の利益と安全を確保する爲めであり、日本限りの利己的又は獨善的思想に出發するのではない。寧ろ支那を有利ならしむる爲めの希望であり、又之を支那の爲すがまゝに放任するとすれば、却つて滿洲の門戸を閉鎖し外人を壓迫し且つ支那本部の兵亂を滿洲に延長せしむる虞れあるが故に之を希望したのであつて、本來は滿洲の平和と世界列國の利益の爲めに該條項を附加したのである——現に日本の對滿政策が後退し始めて以來、滿洲は日々鎖國的狀態に逆轉しつゝあるではないか。この事はなほ後に説く——即ち知るべし、最も列國の疑惑を招いたと稱せらるゝ第五項問題ですら、かくの如く極めて正常な條項であつたことを

或はいふ、日支條約の不條理でないことは何人も知つてゐるが、當時條約を締結す

るに方り高壓的手段を執つた爲め、支那及列國の誤解を惹き起すに至つたのであると、併しながら此の説も亦、事實の真相を理解せざる臆斷以外の何ものでもあり得ない。成る程當時日本政府が支那に對して最後通牒を送つたことは、やゝ不穩當にも見える。とはいへ、それは支那の政府が自國の對内政略に供する爲め、ことさらに日本に對して最後通牒の發送を求めたのである。けだし支那は、日本の要求の正當なるを百も千も承知してゐたのであるが、手輕に同意を表するに於いては、國內に於ける反對黨の攻撃を受ける。前にも言つた通り、支那の職業政治家(主として軍閥及歐米歸りの僞愛國主義者)は、何等國家の内部的改造に意を用ひないで、専ら對外問題のみを政權爭奪の具に供する連中である。故に支那自身に必要な建設的準備には少しも努力しないで、常に外交上に事あれかしと待ち構へてゐる。随つて彼等は事の是非善惡にかゝはらず、外國の要求に應じて條約を取結んだといへば、忽ち猛然として反對する。それが自國に有利なると不利なるとを問はないのである。是を以て當時の北京政府は、密かに日本の要路に對して條約調印の機會を作る爲め、最後通牒の發送を要請し、我

が政府も已むを得ずして之に應じたといふが、偽らざる事實の真相である。

支那の政治、殊に支那の外交が表裏相反する事實は、必ずしも日支條約に始まつたのではなく、古來の常套事である。又如何なる交渉、如何なる條約といへども、事の支那に關する限り、オイソレと承認された例はないのである。英清條約、愛琿條約、露清條約、清佛條約、其他悉く高壓手段の形に依らないものは無い。理義を盡して談笑裡に外交問題を解決することは、支那に對しては全然絶望的であり、無益無意義の努力に過ぎないのである。これが支那の特色であり、彼等職業政治家の通有性たることを知らねばならない。無論、現在の南京政權もまた同じである。

かくの如く青島問題にしても、二十一箇條問題にしても、條理は常に日本に在つて支那には一つも正しい論據が無いのである。然るに日本は、その正を主張し貫徹する能はずして華盛頓會議に自屈し、爾來退讓に次ぐに退讓を以てした。そは宛も尾を踏まれ足を履まれ、腹を撲たれ、而して今や頭をも蹴られんとするが如き經過を示しつつある。何がさうさせたか。いつまで隱忍するのか。

## 四 支那に統一無し

支那が前述の如き無理を持ちかけ、日本の正當なる主張及政策を排撃して已まざる裏面に、米國の支持と援助とを期待しつゝあることは、既に指摘した通りである。是を以て日本の對支外交は、實質に於いて對米外交へと移行し、對支外交即對米外交の意義を具へ、そこに緊切にして重要な問題が横はつてゐる。

察するに米國は、その單純なる判斷から、支那の職業政治家が如何なる素質及術策を有するかを究めないで、彼等の宣傳を眞に受けたのであらう。そして彼等が口にする新支那の建設とか、革命政府の理想などといふ商標的數字に欺かれたのであらう。否、それよりも有力なる理由としては、米國が列國に後れて東洋の舞臺に割込まうとするに方り、日本の既成勢力を減削するを必要と認めたのであらう。支那には四億の人口があり、それは歐洲全部に匹敵するだけの大國にしてその領土も廣い。故に米國の絶好市場と考へたであらうことは、蓋し無理からぬ見解である。だがその見解は不

幸にして悉く的外れてゐた。今でも米國の一部には尙この種の考へを抱くものがあるやうだが、そのすべてが認識の錯誤にあらずんば、支那を買ひ被りつゝある迷信に過ぎない。(此の事は更に第六章に詳述する)

米國以外の各國は、當時大戦後の創痍に悩み且つ戦後の跡始末に多忙を極めたので、東洋問題に深き思慮を運ぶ暇が無かつた。殊に英國は諸事米國の意向に追隨しなければならぬ關係に置かれてゐた爲め、光輝ある日英同盟の廢棄をすら餘儀なくされるほどに對米協調主義を必要とした。それ故に支那に多くの權益を有する點に於いて、日本と共通の立場に在る同國としては、此の間痛し痒しの感があつたに相違ないが、それでも矢張米國の主張を支持し、若しくは好意的傍觀的態度を取らざるを得なかつた。

同時に他の各國としても、戦後經營に於いて英國と同様、米國の援助に期待せねばならぬ事が多く、又支那に於ける地位利益を將來に保持し、或は開拓する爲め、成るべく日本の擡頭を抑止しその對支發展を減削するが得策なりとの考へから、陰に陽に米國の態度政策に賛成したのは、何れも日本の正當なる主張を疑へるが故ではなくて、皆自國本位の打算に由るのである。

それで列國は、支那の主張の不合理であることを内心に知悉しながらも、米國に引きずられたのみならず、競つて支那に好意の押賣りを行つた。それは皆日本が米國に屈し、支那を増長せしめたからである。日本の正當なる主張に與するよりは、米國の勢力に協調し支那の好意を買ふを自國の利益と誤信したからである。

かくして支那の真相を見誤まり、併せて日本の正しき主張政策を理解しなかつた米國の態度方策は、忽ち支那の職業政治家に利用され、日本に取つて迷惑至極の政策となつて現はれたのである。支那の外交史は昔から、いはゆる遠交近攻と以夷制夷主義を以て一貫してゐる。例へば日本を牽制する爲めには露國を以てし、露國を牽制する爲めには英國を以てする。列國をして交々相争はしめて漁夫の利を占める。これが支那得意の政略である。而かも決して近隣とは提携しない。いつも遠方の國を自己の味方に引きつけて隣國の背後を脅かさしめ、以て挾撃的態度を取る。春秋戰國の時代から今日に至るまで、この手法に一度の除外例も無かつたのが支那の外交であり、政治哲學の原理である。米國は之を知るや知らずや彼等の手に乗せられたのである。しかも

日本排斥のお先棒に使はれたことを、米國それ自身が若し未だに自覺してゐないとしたら、その愚や測るべからずである。

米國の愚と賢とは他國の事であり必ずしも氣に病むを要しないが、米國の支持に力を得た支那の職業政治家を有頂天ならしめ、これが爲めに日支の關係を分裂的徑路に追ひ込んだのみならず、支那自身の内政をも益々紛亂に導いた大きな事實は、之を見落してはならない。米國は曾てジョン・ヘイが支那の領土保全、門戶開放、機會均等を呼號せし以來、之を以て對支政策の根本方針とし、更にルートの四原則に依り有力な統一政府の完成を期待したのであるが、支那の内政は爾來少しも改善されず、却つて益々惡化したことは、華盛頓會議以來の經過が歴々之を證據立てゝゐる。一昨年（一九二九）に至り南京政權確立の觀を呈したけれども、實際には是れまた眞の統一政府ではなく、奉天を中心とする北方政權が支那一半の勢力を占有してゐるのであり、湖江方面には共產黨が跋扈し、廣東にも獨立政府が出現し、馮玉祥、閻錫山等の舊勢力も尙決して閉息したのではない。今日の情勢よりいへば、何時南京政權の顛覆を見る

やも測り難く、米國の期待せるところは悉く裏切られつゝあるのである。

唯この間に於いて、假りに政策を以て目すべきものありとすれば、それは排日外交の一つだけであり、それが南京政權の身代とも經綸ともいふべき唯一の財産であらう。奉天政權が外觀上南京政權と合流の形を示すのも、またたゞこの一條の繩を相互に利用し利用されてゐるが爲めに外ならず、それすら明日の離合向背は判らないのである。換言すれば、内政の改善に何等の誠意を有せざる彼等としては、法權、利權の回收を叫ぶが、唯一の政治であり、之を看板に掲げて日本を排斥し、以て米國の歡心と支持とを得ることに依り、自己の權勢を保持する、それが彼等の生命であり、保身術であり、唯一の營業なのである。若しも米國の支援が無くなれば、彼等の存在は木から落ちた猿である。外に何一つの主義も信念も理想もないからである。故に一生懸命に排日主義を強調して米國の御機嫌を取結ばうとする。近年の日支關係が何程日本に於いて讓歩しても少しも合理的に展開せず、懸案山積して好轉解決せざるのみか、愈々益々排日的壓迫を加重し來りつゝあるは、一に彼等の存在が對外問題を内政に悪用し、

自己の勢力を此の一途に支へようとするが爲めに外ならない。

いはゆる三民主義も嘘であり、五憲も嘘である。國民會議は彼等が勝手に製造せる自家用限りのものであり、その證據には、きのふまで南京政權の殊勳者たりし胡漢民をすら、一回の審理も經ずに監禁したではないか。之を要するに、米國が力瘤を入れつゝある新支那の建設と行政改善は、空中樓閣である。この上とも米國が力瘤を入れ、ば入れる程、支那は日本に對して益々つけあがるだけであり、而かも彼れが内政は一層混亂の度を深めるだけである。何となれば、日本を除外しての政策は、全然見當違ひだからである。領土保全、門戶開放、機會均等、内政改造の何れを問はず、日本の權威と協力なしには、絶対に實現の可能性が無いからである。

## 五 何故の反日政策か

翻つて日本の對支政策を見る。

吾々は既に支那の真相を説くと同時に、その職業政治家が國を誤まり人民を毒する

の太だしきを指摘した。また米國の無理解なる態度が毫も支那の建設に效なくして却つて職業政治家の手中に翻弄され悪用されつゝある事實を物語つた。この上は一轉して、日本それ自身を客觀し、政府及國民が果して正しく支那を認識して有意義なる政策を行つてゐるかどうかを検せねばならぬ。

吾々はこゝに再び華盛頓會議の記録を繰返すに忍びない、併しながら歐洲大戰に對世界的功勳を建てた日本が、何の罪ありて國際的被告たるが如き立場に逐はれたか。原因は寧ろ極めて簡單である。東洋保全の擔保者たり、公證人たる信念を何處かに置き忘れてしまつたからである。日本の對世界經綸が、東洋の平和を礎石として、その理想を宇内に光被せしむることを、自ら遺失してしまつたからである。此の信念ありしが故に明治の國民は支那と戦つて彼れの覺醒を促し、此の理想ありしが故に露國を擊退して滿蒙の天地を清掃し世界の安全郷たらしめたのである。そして此の信念と理想とに指示され勇氣づけられたればこそ、進んで歐洲大戰に参加し、印度洋を経て地中海にまでも日本の艦隊を送り、聯合國の爲めに奮闘したのである。

故に此の信念と理想をだに失はなかつたならば、いはゆる誤解一掃といふが如き卑屈極まる外交手段は全然用なく、支那や米國の疑惑に神經を勞する如き懦弱なる態度は、夢にも必要を生じなかつたのである。誤解するものをして誤解せしめよ、疑ふものをして疑はしめよ、日本は正々堂々としてその所信に進み、方針に一貫すれば何の恐るゝ所は無いのである。何となれば、彼等の誤解といひ疑惑といふは、故意に捏造されたる誤解であり、勝手に製造されたる疑惑であるから。

之を實際に見よ、日本の外交家が誤解を釋明すればする程、疑惑を除かうとすればする程、支那は我が策成れりとし益々圖に乗つて來たのである。米國は又日本の隱忍し退讓するを見てこれは可笑しいとばかり、逆に日本の意圖を怪しみ、一層支那の宣傳に興味を注いだのである。由來歐米人は、如何なる場合にも權利の主張を曲げず、自己の正當を信ずる限り、死を賭しても争ふ先天的性格を有つてゐる。故に適當なる交換條件なき限り、斷じて不合理に退讓し自卑的に忍従するを肯んじない。この強き性格の所有者たる歐米人を前にして、日本は正當なる權利を主張もせず、婦女子的な



誤解一掃主義に切念し、片務的に讓歩したが爲めに、歐米をして弱點あるが如く推せしめ、支那の欺瞞的宣傳を意外に有效ならしめたのである。罪は日本の理由なき退讓に在る、無益なる自卑的忍從に在る、用もなき誤解一掃主義に在る。そしてそのすべてが、明治國民の信念と理想とを忘却したるに因由する。

この結果として、日支間の諸懸案は何れの交渉も悉く空廻りのみして埒明かず、朝に一城を抜かれ夕に一砦を奪はるゝの景觀を呈するに至つたのである。勿論かくも淺猿しく弱々しき傾向を持ち來した他の一つの原因として、我が國の歐米心醉者流が、米國の言論を無批判的に受け容れ、一も二もなく之を眞理と認めた事實を見遁してはならない。而かもこの米國の言論たる、實は支那から放送されたものであつて、それが英文となつたばかりに最上の名論として彼等の禮讚を受けたといふに至つては、滑稽を通り越して寧ろ悲惨である。

かくして支那の排日政策は、恰も彼等の國是の如く凝結した。その目標は即ち利權、法權の回收である。條約の一方的破棄である。借金の踏み倒しである。そしてその全

部が日本の既得權益侵犯である。之を巧みに言ひ廻はしてゐるのが、故孫逸仙の樹立せる革命政府の對外政策である。彼れはその建國大綱の要義に記述せる三民主義破説中に、その根本方針を提示したが、二三の要目を摘記すれば

(一) 外國租借地、領事裁判權、外人の關稅管理權及外人の中國に於いて行使せる中國の主權を侵害する一切の政治的權力は當然悉く之を更改し、新に相互主權尊重の平等條約を締結す

(二) 中國列強間の協定及其他の條約中に於いて中國の利益を害するものは改訂し双方の主權を侵害せざるを原則とす

(三) 中國の外債は中國が政治上及經濟上損失を被らざる範圍に於いて是れが保證並償還を行ふ

(四) 義和團賠償金は當然全部を削除し教育費に充當す

(五) あらゆる非道の手段を盡せる北京政府の外債は軍閥の地位維持費、人民買收費其他の濫費に充當され毫も人民の幸福増進を圖りたるものにあらざるを以て、彼等の爲したる借款に對し中國人民は償還の責に任ぜず

文句は抽象的であるが、何れも既定の條約、權益及債務の破棄蹂躪を自分勝手に宣言

せる國際義務の横紙破りであり、而かもその文句の裏には「日本を目標とす」といふ七字が隠されてゐるのである。故に南京政府は孫逸仙の遺訓を外交方策の基調として、盛んに上記の要求を日本に強制すべく持ちかけてゐるのである。

凡そ關稅改正にせよ、法權及租借地問題にせよ、將た借款關係にせよ、實質に於いて最大の利害を有するものは日本であつて、歐米諸國の影響は遙に稀薄である。即ち之を貿易高より見、又在住邦人の多數なる點より考へ、更に租借地の實情等よりいふも、是等の變革改正に依つて被るべき不利なる影響は、十中の八九まで日本に落下するのである。借款關係また然り。隨つて稅權、法權、租借權等の何れもが、日本の自主的立場に基いて儼然たる態度方針を確守するが當然であり、いはゆる協調外交に引摺られて他國の鼻息を窺ふ要なきは勿論、常に日本が列國をリードする立場に在らねばならないのである。況んや彼等の關稅改正は、畢竟軍閥及職業政治家の懷を肥すだけであり、法權及租借權回復の如きは、支那の人民が却つて之を嫌つてゐる。否、彼等軍閥自身すら自國の法權に服せず、租借地を唯一の避難所としてゐるのである。

從來屢々我が國に報ぜられた通り、支那は全國の教育機關に命令して、排日教科書を使用せしめ、小學生の間より日本に對する反感を頭腦に植ゑつけつゝある。然るに我が國に在つては、何等侮蔑の意味を含まざる「支那」の文字を公文書其他の全般に亘りて悉く「中華」又は「華國」に改むべしといつたやうな馬鹿氣きつた事柄すら眞面目に行はれてゐるのである。支那と呼ぶも、チャイナと稱するも、將た中華といふも、その語に何の輕重ありや。例へばジャーマンといひ、ドイツランドと呼ぶも何等貴賤の差なきと同様である。而かも我が國民中、彼れが排日教科書に抗議し痛彈せずして、却つて南京政權に媚ぶるが如き論者あるの事實は、これ即ち我が對支外交の振はざる反映であり、協調外交、退嬰外交、誤解一掃主義等を持ち來せる所以ではないか。

後退に次ぐに後退を以てする日本の運命は如何。増長又増長、暴慢又暴慢の支那の前途はどうなる。その歸着點は極めて明白である。日本は東海の孤島に窒息し、日本なき支那は支離滅裂、やがて歐米の共同管理となり、而して亞細亞民族の總つぶれに

終る。かくても尙我が對米及對支迎合論者は目覺めぬか。大なる悲劇の誕生日は近づきつつある。先んずれば人を制す。我が焦眉の急務は、明治の英魂を呼び還すの一事のみ。

## 第四章 死活線上の滿蒙

### 一 滿蒙の特殊性

上來吾々は環境の壓迫と、不當なる支那の排日政策に懊惱する日本の姿を描くと同時に、國家の危難が既に、最後の死活線に押し寄せつつあることを、一再となく警告した。いはゆる最後の死活線とは何か、それが即ち滿蒙問題である。

歴史を語れば甚だ長い。故に單刀直入的に觀察するとして、何が故に明治の國民は二度までも滿洲の野に血を流したか。また何人の力に依つて世界に閉ぢられたる滿蒙が今日の如く發展したか。

明治の國民は、單なる感情の亢奮に驅られて鮮血を湖北の野に注いだのでもなければ侵略的思想に刺戟されて戰場に國運を賭したのでもない。それは日本に與へられた對世界的使命を達成するが爲めであり、國家の運命と、吾々子孫の生命を永久に護持し

且つ光輝あらしめんが爲めであつた。滿蒙は支那の關門であり、亞細亞大陸を経て全世界に連貫する人文の通路である。それが禍亂の淵源となり、危険なる低氣壓の發生地となるは、忍ぶべからざる人類の不幸である。故にこの關門を開放し、この通路を安全にして、禍亂の根源を平定する。別語には東洋平和の爲めであり、東洋の平和は即ち世界の平和を意味する。同時にそれは日本の前衛線を擁護し安泰ならしむる所以であり、更にその不毛を開き、眠れる資源を活かすことに依つて、支那及世界各國の富と幸福とを増進すると共に、我が國民生活上の必需品を求め。第一は地理的及歴史的理由、第二は國防上の必要、第三は經濟的要求——之を總括して、滿蒙は日本の特殊地域なりといふのである——そして之を一貫する精神的基調として、共存共榮の方針と、對世界的平和理想の實現を以てする。明治の國民は實に此の重大意義に自覺し、此の崇高なる使命に勵まされて戦つたのである。

さればこそ對露戦役が終結し、多年の暗雲が日本の威力に依つて一掃されるや、滿蒙の天地は世界にも稀なる無風地帯と化し、支那本部の騷亂を外にして、その住民は

平和に安息し、その富源は異常なる急テンポを以て開拓されたのである。もとく滿蒙は支那の領域とはいつても、塞外の邊疆にして治化の及ばなかつた地域であり、近年までは支那の地圖にも含まれず、随つて明確なる國境さへ定かではなかつた。だから支那の政治家は、惜氣もなく黒龍江以北を露西亞に呉れてやり、次いで滿蒙をも彼れが馬蹄に委したのであるが、露西亞の行へるところは單なる武力の發現に止まり、その鐵道を敷き、旅順、大連を經營せるも、専ら南下を急ぎ、支那本部及朝鮮に進出せんとする侵略的行動以外の何ものでもなかつた。

然るに一たび日本の開發政策が滿蒙に樹立されてより、その光景は全く一變した。軍隊輸送の爲めに造られた滿鐵は、純然たる經濟線となつて、滿洲の農産物、鑛産物は新たに羽の生えたるが如く積み出され、滿洲の産業は劃期的に振興すると共に、その住民は陸續激増した。これ勿論日本が十數億圓に上る巨額の資本を投下せるが爲めである。現時滿洲の大豆が世界各國に輸出され、東洋の各港に撫順炭の使用されつゝあるを見るは、日本の施設に促進された結果である。随つて東北四省の富は異常に増

進し、この富力を背景とする奉天政府の収入と、その収入に依つて養成された兵力は驚くべく強大となつた。綠林より身を起せる張作霖が、十年ならずして鬱然たる大勢力者となり、支那本部を睥睨するに至れるは、一に日本の賜ものといふも過言ではない。

例へば、日本が未だ滿洲の平和と經濟上の施設を行はざりし以前に於いては、滿洲の人口は五六百萬に過ぎなかつた。それが三十年ならずして今日は三千萬近くに増してゐる。即ち五倍以上の激増である。又露國時代に於ける滿洲の貿易は營口其他全部を合して輸出入總額二千萬海關兩に過ぎなかつたが、其後僅に二十四年（一九二九年）にして、それが七億五千萬海關兩、即ち三十七倍に増加した。此の活ける事實は即ち滿蒙が日本の努力に依つてその産業が開發され、異常の繁榮を持ち來せることを、何等飾りなく物語つてゐるのであり、今日支那の政治家が外蒙古のソヴェット化を棚に上げて、獨り滿蒙に於ける日本の權益を喋々するは、蓋し日本に依つて開發々展せる滿蒙の富を不當に奪はんが爲めに外ならない。

それで支那の政治家は、滿蒙が恰も彼等自身の力に依つて繁榮を來せるが如き欺瞞的宣傳を行ひ、いはゆる東北政府の名を冠して、支那本部以上に重要視してゐるが、實際は日本の力に依つて開發され、且つ日本が同地域の平和を確保せる結果であることは、決して吾々限りの自畫自賛ではない。若し滿蒙を支那人の手に委して置いたら、同地域が昔ながらに夷狄の地であつたらうことは、伊犁、青海、四川、新疆等が現に如何なる状態に放置されつゝあるかを見れば直ちに判明する。否、それは外蒙古と同様、今頃は矢張りソヴェット聯邦化してゐるに相違ない。

さればこそ、支那本部の人民は、日本の平和主義と産業開發策とを憧憬して陸續滿蒙に移住する。決して外蒙古にも伊犁にも新疆にも移住せずして先を争つて滿蒙を指して押し寄せる。

## 支那本部より滿洲への移住者數

一九二五年

五三二、七七〇人

一九二六年

六〇七、三五二人

一九二七年

一、一七八、二五四人

一九二八年後の精確なる統計は未詳なれど、概算百萬人以上を算するは確實であり、世界廣しと雖も、年々百萬人にも上る移民を目撃する地が何處にあるか。此の明白なる事實を正しく理解するならば、今日支那の政治家が利権回收、租借地返還を強調することの如何に誤れるかを知るべく、又米國民が支那の宣傳を眞に受けつゝあることの如何に見當違ひなるかを悟り得よう。

勿論、此の間に於いて、日本が滿蒙の平和と秩序とを保持する爲めに支拂つた苦心は尋常一様ではない。例へば二回に互る奉直戦争や張郭戦争の勃發に際し、日本はたゞに嚴乎たる聲明書を發せるのみならず現實に増兵してまで滿蒙の治安維持に任じ、以て兵亂の波及を防止したことは尙世人の記憶に新たなる所であらう。平時に在つても同地域が多年靜謐を保ち得たのは、滿鐵沿線に配置されたる我が滿洲派遣部隊あるが爲めであり——日本は年額一千五百萬圓を滿鐵護衛の爲めの軍隊及警察費に支拂つてゐる——若しこれが無かつたならば、内部的又は支那本部よりする種々の策動等に禍

ひされて、過去二十餘年の平和は決して維持されず、今日までに幾回となく兵亂騷擾を惹起して居つたに相違ない。然るに支那の職業政治家や事情に通せざる米國の論客等は、直隸、山東等の近域を始め支那の各省に互り、頻々たる兵變が年中行事の如く繰返されつゝあるに拘らず、獨り滿蒙だけが超然として平和郷たり得た顯著なる事實に目を閉ぢ、日本を以て軍國主義の政策を執るもの、如く言議するは、誣妄の甚だしきものといはねばならない。日本は自らの手に於いて露國が建設せる東洋の根據地たる旅順要塞を破壊した程であり、舊露國の如き侵略主義の方策は何一つとして設けたことはないのである。斯くも公明正大なる歴史的及現實的事實を無視して、日本が投じたる多大の犠牲、資本及努力の總てを否定し、不法なる排日政策に馳するが如きは、斷じて看過すべからざる僻見であり、知らざるものは尙ほ恕すべしとしても、知りて而かも排日行動に趨るは不正、不當、不信義の罪惡といはねばならない。

## 二 血塗られたる權益

既に吾々は滿蒙の特殊性を解明し、それは日本國民の鮮血と巨額の資本、及極めて公明正大なる日本の政策に依つて、多年の平和と繁榮を來せる事實を略述した。然り、事實の告ぐるところに秋毫の懸値も、政略も、祕術もない。だか、かくも明白にして一點の疑を容れざる嚴然たる根據と確證を有しつゝ、何故に現時の日本は不合理に退却し隱忍しつゝあるのであるか。何が故に支那の僻見と罪惡とを糺彈し匡正しないのであるか。

理由は一つも無い。露ほども無い。如何なる意味に於いても、日本としては支那の不法を容認しなければならぬやうな何等の因縁を持たない。若しも理由なき理由を強ひて説明せよといふならば、矢張、支那の職業政治家に乗せられつゝある米國の不明と、それに氣兼氣苦勞しつゝある我が日本國民の不甲斐なさを擧ぐる外はない。語を換へれば日本の國籍を精神的に喪失せる歐米心醉者、國民的理想を癱痺せる退化の無自

覺者の存在を不幸とする外に、何一つのそれらしき理由は見出されない。而かも是等の連中は、その名こそ日本人だが、魂は既に日本人にあらざる藻抜けの殻であり、理性の腎虛者である。そんなものは問題にならない。

併ししながら、支那の職業政治家が條約を無視し或は蹂躪しつゝあることは、これまた争ふべからざる事實である。それ故に一應、わが既得の權利及利益が如何なるものであり、且つ如何に正常性を有するかを明かにすることが、彼等の反省を促すと同時に内外の記憶を喚起する上に於いて緊切たる要務となつて來る。

(但し舊きを省略して主なるものだけを掲げる)

一 關東租借權 一九〇五年末のポーツマス條約に據りて露國より譲り受け、更に日支善後條約の締結を経て成立したもので、『旅順、大連並に其附近の領土、領水の租借權及該租借權に關聯し、又は其一部を組成する一切の權利、特權』を含む。最初の露支條約には租借期限二十五年、一九二三年満期の形式となつてゐたが、實質的には無期限のものであり、それは別に一八九六年に取結べる『李、ロバノフ』密約ありて、露支兩國間に完全なる對日攻守同盟を作れる事實が證明

してゐる。日本は次いで大正四年の日支條約に依りて各國並みに之を九十九ヶ年に延長した。

二 中立地帯 支那領土の我が租借地と接壤する部分に於いて帶狀に設定せられ（租借地の北方蓋州河、岫巖、大洋河口に至る線以南）これ亦露國利權の繼承であり、更に日支善後條約に依つて成立す。この地域内の民政權は全部支那側に在るが、その軍隊は日本官憲の同意を経なければ立入り得ざる外、二三の制限が附されてゐる。これは緩衝地帯の本質上當然のことである。

三 鐵道附屬地 南滿、安奉兩線の兩側に於ける鐵道用地（平均六十二米）と所々に膨脹附着せる市街用地とより成り、其總面積は約十七方里である。南滿沿線のものは露國より繼承し支那に於いて承認したものであり、安奉沿線は戦後支那から得て之を滿鐵の經營に屬せしめたものである。各市街用地の大部は、わが經營に依り近代都市として發達し殷盛を極めつゝある。

四 南滿洲鐵道 わが滿蒙經營の根幹として顯著なる實績を擧げつゝあることは、夙に世界各國の認めて驚歎する所、本鐵道利權も亦露國より譲り受け支那の承認を経たものである。露支間の原條約によれば『全線開通の日より八十年間の所有權を有し、期限後は無償にて支那に交付すべく又前記の日より起算し三十六年の後は支那に於いて買戻し得る權利を有する』ことゝなつてゐる。其後關東州租借期限延長と同時に大正四年の日支交渉に依り之を九十九ヶ年に延長（西紀二〇〇

二年、即ち昭和七十七年）し、又期限内に於ける買收の如きは、わが滿蒙經營の基礎を動搖せしむる不合理の規約なるを以て削除された。尙別に明治三十八年十二月の日清善後條約に附屬する議定書に於いて、吉長及奉天新民屯間の鐵道に關する兩國の取極めと同時に次の事が締結されてゐる。即ち

南滿洲鐵道の利益を保護する爲め、支那は同國が右鐵道を回收する以前に於いて、右鐵道の附近、又は之と併行して其利益を損ふべき本線又は支線を建設せざることを約す。

此の條項に依り、滿鐵併行線の建設は、日本の承諾なき限り禁止されてゐるのであつて、後日、錦愛鐵道や法庫門鐵道計畫が米英資本家から持出された時、日本は此の議定書に基いて抗議反對したのである。然るに支那は後述の如く近年此の約定を無視蹂躪して、滿鐵を危地に陥れつゝあるのである。

五 安奉線 本鐵道は日露戰爭の際急設した輕便鐵道に濫觴し、當初作戰上の目的を出でないものであつたが、戦後日清善後條約に於いて改築の約成りしに拘はらず、支那は例に依つて遷延策を弄し容易に纏まらず、明治四十二年八月に至り漸く支那の承認する所となつた。當初は十五ヶ年の期限後支那に賣渡すことゝなつてゐたが、大正四年の日支條約に依り、九十九ヶ年の期限に延長



されたものである。

六 吉長鐵道 吉林——長春線である。日露戰役の前、露國が既にその敷設權を獲得して居つたものであるから、戦後日本は之が敷設及經營權の交付を支那に交渉したが、容易に同意を與へない。種々の折衝を経て結局我が借款鐵道とすることに折合ひ、大正元年開通、同六年に至り滿鐵に於いて向ふ三十年間其經營の委任を受けることとなつた。我が國が吉長線を重視する所以は他日吉會線(吉林、會寧間)に連絡せしむる豫定計畫を有せるに由る、然るに茲に注意すべきは吉會線の協約は未だに無視され、且つ吉長線すら吉海線(吉林、海龍間)と北寧線の連絡を見た今日に於いては、滿鐵培養線としての意義及價値の極めて薄弱となつたことである。即ち我が國の權益が不當に蹂躪されたのである。

七 其他の鐵道利權 最初滿蒙五鐵道と呼ばれ、次いで滿蒙四鐵道といはるゝ等、我が國の滿蒙に於ける鐵道權益は前記の滿鐵及安奉線以外、種々の曲折を経たが、こゝに説明を加へて置きたいのは左の各線である。

(イ) 吉會鐵道線 明治四十二年間島に關する日清協約第六條に基き、吉林より延吉南境を経て圖們江に至り會寧に連絡する爲め、大正七年支那政府と我が日本、臺灣及朝鮮三銀行との間に

豫備契約を締結し、六ヶ月以内に借款契約を結ぶことに定めたが、支那の不信行爲に依り實現せず、その後屢々交渉を重ねたけれども依然彼は言を左右に託して遷延手段を弄し、昭和三年に至り請負契約成立を見たが、是れまた立消えの形である。此の間大正十三年には天圖鐵道を、昭和三年には吉敦鐵道を開通したが、敦化、老頭溝間の建設及天圖鐵道の改築に關して支那は種々の故障を申立てつゝある。

(ロ) 洮鐵道 いはゆる滿蒙五鐵道の一で、四平街を基點とし鄭家屯を経て洮南に至る線と、鄭家屯から分岐して通遼に至る支線を併せ延長二六四哩、蒙古地方開拓の先驅をなすもので、横濱正金銀行及滿鐵の出資に依り建設を進め、現に滿鐵に於いて業務を監督してゐる。

(ハ) 開原海龍吉林線 大正七年滿蒙四鐵道に關する交換公文に依つて我が國の借款たるべき權益を確定づけられたものである。然るに支那は我が再三の抗議を無視し、吉海鐵道の建設を敢行し、わが權益を蹂躪した。

(ニ) 長春洮南線 同じく大正七年滿蒙四鐵道に關する交換公文に依つて我が國の借款鐵道たることを確定づけられたものであるが、未だ建設に至らない。

八 駐兵權 露國より繼承し支那の承認を経たものである。駐兵數は一吉米につき平均十五名となつ

てゐる。滿鐵及沿線居住民を保護する爲めであるが、事實に於いて滿洲の治安は我が駐兵權に依つて保たれて來たといつて可い。支那の軍閥は日本軍あるが爲めに彼等得意の妄動を起すことの出來ないのを不便利とし、我が駐兵權を呪咀してゐる。又彼等の宣傳に釣り込まれてゐる我が國內一部の間にも、この駐兵權を以て恰も露國侵略時代の遺物の如く看做するものもあるやうだが、是れ未だ滿蒙の實情を知らざる迂見の甚だしきものである。若し此の駐兵權が無かつたら、滿蒙はとうの昔に支那本部の如く兵亂の巷と化し、滿鐵其他の權益は破壊し盡されたであらう。我が駐兵權あるが爲めに滿蒙の秩序が維持されてゐることは、支那の都市及人民が滿鐵沿線に繁榮集合せる事實が之を立證してゐる。

**九 商租權** 由來支那は領土權と土地所有權とを混同し、滿蒙の門戸閉鎖主義を固執して邦人の土地所有權を承認せず、爲めに我が國民の經濟的發展を阻碍すること甚だしいので、大正四年の日支交渉に依り左の取極めを了した。

- (1) 日本國臣民は南滿洲に於いて各種商工業上の建物を建設する爲、又は農業を經營する爲必要なる土地を商租することを得
- (2) 日本國臣民は南滿洲に於いて自由に居住往來し各種の商工業其他の業務に従事することを

と得

(3) 日本國臣民が東部内蒙古に於いて支那國國民と合辦に依り農業及附隨工業の經營をなさんするときは支那國政府之を承認すべし

右の商租といふ文字は、當時初めて案出されたもので、商は商業即ち自由契約の意、租は租借の意を寓してゐる。右條約に關する交換文には左の如き註釋が附いてゐる。曰く

商租の文字には三十箇年までの長き期限附且無條件にて更新し得べき租借を含むものと了解す然るに支那は此の條約を無視し、「商租須知」其他の國內法を以て實質上之を空文ならしめてゐるのである。

**一〇 鑛山利權** 滿蒙には有望な鑛山が少くない。而して日本が露國より引繼いだのは撫順、烟臺の二炭坑の探掘權と、南滿、安奉沿線の鑛山の合辦權とである。その後大正四年の日支交渉に依り左の九鑛山の探掘權又は試掘權を得た。

奉天省 鞍山(鐵) 牛心台、田付付溝、杉松崗、鐵廠、暖池塘(以上石炭)

吉林省 杉松崗(鐵、石炭) 缸窩(石炭) 夾皮溝(金)

**一一 鴨綠江森林採伐權** 鴨綠江及豆滿江上流地域の大森林はさきに露國が着眼したが日露戦後我が

二 血塗られたる權益

國は支那から合辦經營に依り伐採するの權利を得、鴨綠江採木公司に此の事業を行はしめてゐる。但し此の權益も支那側の直接間接の妨害に依り近年不振の状態に在る。

一一 同島に於ける鮮人雜居權 間島に於いては支那人よりも朝鮮人の方が多く、其割合は支那人三に對し朝鮮人七である。随つて間島協約に依り此の地域に於ける鮮人の雜居及保護を支那政府に承認せしめてゐる。然るに近來鮮人に對する支那人の壓迫甚だしきは後に述ぶるが如くである。

上記の外日支兩國間に取定められた權益は尙少くない。例へば滿蒙主要地の開市、滿鮮國境貿易に關する特惠關稅、滿鐵材料に對する各種税金の免除等々、何れも緊要なものである。而かも以上各般の重要權益は、今果して如何の狀に在るか。

### 三 條約の正當性

上に示せる通り、日本の滿蒙に於ける權益は極めて重要性を有つてゐるのであるが、それは悉く日支兩國の正當なる條約に依つて、確定づけられたものである。而してその大部分は曾て支那が露西亞に讓與し承認せるものであつて、日本は戰勝の

結果之を露西亞より獲得繼承し、尙その上に改めて支那と交渉商議して完全に成立せる國際上合法の事實であり、何等缺くるところなき締約である。

然るに支那は、特に大正四年の日支條約を大袈裟に嗤し立て、いはゆる二十一箇條問題なるものを呼號して、今も尙租借地返還其他勝手の熱を吹きつゝあるが、彼等の主張に毫厘の妥當性なきは、前に指摘した通りである。それよりは支那自身が、例へば日本の商租權を蹂躪し、或は吉會鐵道の敷設を妨げ、或は吉海、瀋海線等を獨斷に建設連絡せるが如き條約違反こそ、實は國際信義の叛逆行爲であつて、日本はこれが爲めに至大の損害を被つてゐるのである。

實をいへば、苟くも事の滿蒙に關する限り、支那は少くとも日本に對して積極的な發言を差控ふべき義務を有する。滿蒙は既に述べたるが如く日本の力、日本國民の絶大なる犠牲と投資に依つて、その領土を保全されたのみならず、今日の繁榮は日本が之を開拓したのである。若し日本の力が加はらなかつたとしたら、現在の滿蒙は果して如何なる情態を呈してゐたであらうかを想起せよ。それは滿蒙が世界の文化に取殘

されてゐたばかりではない。支那は永久的に滿蒙に關する發言權を失つてゐた筈である。その確證としては露支間に取結ばれてあつた遼東半島租借條約を検討すれば、一目瞭然である。

(此の條約は前段に述べた日本の滿蒙權益所有以前のものであるが、特に重要な記録であるからその文體を平易にしてこゝに採録する)

### 遼東半島租借條約 (一八九八年)

第一條 支那は露國が海軍根據地として旅順口及大連港並右兩港接續の兩水面を租借して自由に處分し得べきことを認む

第二條 租借地域の境界は大連港より北方に向ひ陸上に於て右地域の十分なる防禦を確保するに必要なる地點に亘る。其の境界は別に定むべく該地域内に於て露國は排他的權利を享受す

第三條 租借期限は本條約調印の日より二十五年とし且右期間後更に兩國政府の互認に依り之を延長することを得

第四條 前記期間中租借地域及其の接續領土の上に於ては陸海軍の統率並最高行政は全然之を露國

官憲に引渡す

支那陸軍は右地域に入ることを得ず

第五條 前記租借地域境界の北方に中立地帯を設置す。右中立地帯の境界は別に之を決定す。該地帯内に於いては行政は支那官憲之を專管すべく支那陸軍は露國官憲の同意を経て右地帯内に入ることを得

第六條 専用軍港(海軍港)たる旅順口は露國及支那國船舶のみ之を使用し且他國の軍艦及商船に對しては閉鎖港たらしむ。大連港に關しては灣内の一港にして旅順口の如く露國及支那軍艦專用の爲に特設せらるゝものを除き該港は外國貿易開港場とす

第七條 露國政府は租借地域上に自國陸海軍の爲に必要な一切の建物を建設し特に旅順港及大連港に於いて要塞を建設し大要塞内の兵營を維持し且一般的に所定地域を適當に防禦すべき一切の必要な措置を執ることを得

第八條 一八九六年東支鐵道會社に許與したるコンセッションは本條約調印の日より本線所屬の一停車場より大連港まで及必要を認むる場合には該本線より營口及鴨綠江間沿海地點迄敷設せらるべき接續支線に對し之を擴張す

支那は此の條約に於いて單に租借地域に止まらず其の接續領土に於ける陸海軍及最高行政權を失つてゐるのであり、而かも露國の權益を繼紹せる日本が、露國の排他的にして侵略的なること異なり、根本的に經營方針を一變して平和的、開放的、文化的政策を採り來つた事實に對し、大に感謝して然るべき筈である。

かくいへば、支那の職業政治家は必ずや上記の租借期限二十五ヶ年なるを理由として九十九ヶ年に延長せる日本の要求を非難するであらう。併しながら是れまた一顧にも値ひせざる愚論に過ぎない。獨逸の膠州灣租借を始め、英國の威海衛に於けるも佛の廣州に於けるも、總て九十九ヶ年であり、露國の企劃經營せる所も實際上は悉く無期限の租借を前提的基礎として構成されてゐたのである。たゞ露國が當時何故に二十五ヶ年の形式を取つたかといへば、該條約の締結に先つこと二年、即ち一八九六年五月を以て別に露支密約を取交はし、日本に對して完全なる攻守同盟を結んだ矢先であり、既に事實的に滿蒙を自己の掌裡に收めつゝ、而かも表面に英獨佛及日本の耳目をくらまさうとしたが爲に外ならない——此の密約は其後十年間嚴秘せられ、故李鴻

章の息にして駐英公使たりし李經邁が之を發表するまで、全く各國に隠されてゐた。若し日露戰爭當時、日本が之を知つて居たとすれば、ポーツマス條約を始め日支善後條約の如きも大にその内容を異にしてゐたであらう。そして少くとも滿蒙に對する日本の取極めは更に大に嚴重に條約づけられ、租借期限の延長の如きは無論其の際解決して居つたに相違ない。正直な日本は、この時にも馬鹿を見たわけである——。

それ故に現時支那の職業政治家が、日本の權益について彼是れ苦情を羅列するは全然理由なきことであり、溯れば彼等に於いて非難抗議を持出し得る發言資格は無いのである。凡そ各國間の條約は善きにせよ惡しきにせよ、それが一旦成立を告ぐる以上は既に嚴肅なる國際上の公事實であり、一方的に廢棄し又は蹂躪することを許されない。假りに時勢の變遷其他何等かの事由を楯として一方的の破棄變更を許すに於いては、國際間の秩序は忽ち無警察状態に陥り、世界の平和は一瞬にして攪亂破壊されなければならぬ。何となれば時々刻々に推移變遷して止まざる現實の世界に於いてはたとひ一年乃至一ヶ月間の後と雖も形勢の變化あるを免れないのである。而かも一切

の條約は悉く何等かの形に於いて或る種の義務と拘束とを強制するものであるから、何れの國家も形勢の變化を理由として隨時ほしきままに條約の破棄變更を行ひ、その義務と拘束より解脱せんと欲するに相違ないからである。かくては總ての國際條約及國際信義は空無に歸し、通商航海の安全も忽ち破壊されねばならない。

是を以て我が國は、華盛頓會議に於いても、支那が頻りに得手勝手の辭柄を持ち出し來り、大正四年の日支條約は『單なる一時的同意に過ぎない』とか『他日の改訂又は廢棄を豫想して調印せるもの』とか『最後通牒を突きつけられた爲め已むを得ず調印した』とか言ひ張つたのに對して次の趣旨を言明したのである。即ち『嚴乎として讓與せられたる諸權利が、一國本來の意思に反して爲されたとの論據の下に隨時廢棄するも可なりとしたならば、それこそ歐亞其他の地方に於ける現存國際關係の安定に重大なる影響を與ふべき極めて危険なる先例を開くものである』と。素より吾々と雖も、條約の變更改善を絶対に否認するものではない。たゞ之を行ふには飽くまでも關係國双方の同意承諾を経なければならぬとするのである。單に自分一國限りの意思に

基いて獨斷的に改廢變更さるべきものではない。それが國際間の大義公則であり、世界平和の根本定理である。随つて支那の主張の如きは如何なる理由を以てしても、斷じて妥當價値を見出せないのである。

若しそれ條約成立の動機又は方法を唯一の理由とし、最後通牒其他の高壓的及強制的手段に由るものを無効とするならば、戰爭に由つて調印を餘儀なくされたる一切の條約は全部その效力を喪失しなければならない。何となれば、現實の世界に於いては戰爭以上の高壓も強制手段もないからである。ザエルサイエ條約も高壓的であり、香港を英國に讓與せる英清條約も強制手段の結果である。上海開港も西藏條約も、さては布哇及比律賓を米領となせる米西條約も、一として高壓、強制的の產物たらざるは無い。極言すれば地上に存在する全部の條約が、直接にあらすんば間接的なる高壓及強制を伴はざるはないのである。假りに武力を用ひないにせよ、資本の力を以て他を屈せしむるも矢張り高壓であり、通商貿易上の威嚇乃至移民の自由を禁止することも同じく強制手段たることに變りはない。

要するに、日支兩國間に於ける條約の正當性は、惡魔の哲學以外に、之を疑ひ之を覆し得る理由は絶無である。故に日本が滿蒙に所有する既得の權益は尊嚴であり、神聖なる十字架に血塗られたる純潔性を有するものである。随つて日本が華盛頓會議にその一部を讓步せるは、自卑的抑遜であり、爾來隱忍してその正當なる權益の行使實現を差控へつゝあることも亦、いはれなき自屈である。そはたゞ惡魔の哲學に理由なき資料を提供し、彼等をして益々その腹を肥やし、その食慾を逞しくせしむるに過ぎないのである。

#### 四 日滿の經濟關係と國民生存權

國家の生存權は絶対神聖である。如何なる不戰條約も、如何なる外國の壓迫も、之れを犯す能はず、侵されてはならない。而して之を自覺せる國民は榮え、自覺せざるものは衰滅の悲境を辿る。自覺せる國民は、自己の生存權を擁護し擴充するが爲めに如何なる苦難をも突破し得るだけの聰明と意力を必然に發揮するが故である。之に反

して自覺せざる國民は、その眼前に天與の賜賚あるとも、首を垂れて地に泣くの状態を脱し得ないのである。

吾々が滿蒙の特殊性を説くと同時に、日本が所有する權益の正當性を切言せるは、單なる歴史的及法理的見地からではない、より重要な理由は、國家の生存權に関するが故である。

國家の生存權は廣き意味に於いて多方面の觀察を要するが、就中國民の死命を制するは、國防關係と經濟關係とである。國防關係は曾て露國の滿洲侵略に依つて十二分の知識と體驗とを與へられ、苟くも日露戰役の何に因つて起れるかを忘れざる限り、三尺の兒童も直ちに理解し得るまでに、既に國民の常識となつてゐる。そして將來の戰爭が、國民生活品の自給自足と兵器彈藥其他軍需品に事缺かざるだけの資源なくしては持久し能はざること亦、獨逸が受けたる經濟封鎖の明かに教訓するところである。この意味に於いて國防關係と經濟關係とは、その内容を一にするものであり、これぞ即ち滿蒙の重要性が、國家の死活問題として、絶対的意義を帶ぶ所以である。

更に平易にいふならば、滿蒙は日本の生存を保障する國家防衛の第一線であり、之を支那の爲すがまゝに委し置きては、日本の安全も東洋の平和も保障されない。若し支那それ自身に於いて完全なる國家の統制と國防力を有するならば、日本は何を好んで巨額の經費を投じ多大の犠牲を負担しよう。だが支那は不幸にして自國の領域と秩序とを安全に確保すべき根本條件を缺いてゐる。それは前にも指摘せる通り外蒙古のソビエツト化に徴して一目瞭然であり、中央數省の治安さへ保ち得ずして年々兵變を反覆しつつある實情である。これは東洋の平和に切念しつつある日本の忍ぶ能はざる所であり、過去の滿蒙が屢々東亞の禍源となれる事實に鑑みて自衛上放任し置くことが出来ないのである。

之と同時に滿蒙に存在する天然資源は、日本が最も必要とする生命の糧である。それ故に日本は滿蒙の平和に切念し、それ故に日本は滿蒙の權益を重大視するのである。これは併しながら日本限りの功利的觀念からいふのではない。同時に滿蒙それ自らの幸福の爲め、平和を愛する支那の人民の爲め、而して世界全人類の福祉を増進する爲

めに、之を要求し、之を天下に公言して憚らないのである。決して小乘的利慾の爲めではない。自他平等の福利を圖るが爲めの大乗心の發露である。而かも此の要求と理想とが、自畫自賛的なる手前味噌にあらざるは、日露戦争後僅々二十餘年の間に於いて、何等文化的價值を持たざりし滿蒙をして、支那四千年の歴史を凌ぐ驚異的發展を遂げしめた事實が、昭々として之を證明してゐるではないか。

さて然らば、日本が重要とする滿蒙の資源とは何をいふか。こゝに成るべく簡潔に解説して見る。

(一) 食糧用資源 我が國に於ける食糧品は、輸出額を差引いた入超額だけでも年々約二億圓に上り今後人口の増加と共に益々増大の趨勢に在る。然るに滿蒙に於ける既耕地面積は約千三百萬町歩(日本内地の耕地は六百萬町歩)に上り、尙將來に開拓され得る可耕地が少くとも一千七百萬町歩ありと認められてゐる。随つて、その農産物は頗る豊富であり、現に東三省に於ける穀物の年産額だけでも平均一億二千萬石に達し、而かもその大半を他に移輸出してゐるのである。昨年(一九三〇)來は日本内地及朝鮮、臺灣とも米穀の異常豐作を示せる爲め、日本の穀物需用は最早減



少するが如く考ふるものあれども、これは稀有の異例と解すべきであり、たとひ米穀のみは今後需給の平衡を保ち得るとしても麥、粟、豆、高粱、玉蜀黍等多々益々辯すべきものがあり、滿蒙それ自身に於いても日本の需用が減退すれば大損失を被らざるを得ないのである。少しく之を例示すれば

● 朝鮮人の主食品であり、現に滿洲よりの輸入高は年々約二十萬噸、此の價額昭和四年に於いても二千萬圓に上つてゐる。

● 小麥 我國に於いて小麥は毎年約五百萬石内外の不足を告げてゐるが、滿蒙に於けるその年産額は七百乃至八百萬石である。故に現在に於いては尙我が國の需用に應ずるに足らないが、將來滿蒙の農業が進展すれば大に有望であり、一朝有事に際しては特に開發利用の方策を立て得るのである。

● 大豆 は滿蒙農産の主位を占むるもの、その生産額は約三千八百萬石、實に全世界産額の約六割に當る、而して日本は年々六千萬圓乃至八千萬圓近くも輸入して味噌、醬油、其他の食糧用に供してゐる。

● 豆粕 これまた我が國では七千萬圓乃至一億圓以上の輸入があり、その主産地は無論滿蒙であ

る。(食糧ではないが附記した)

● 食鹽 我國の鹽需用高は十五億斤であるが、この内國內で製鹽さるゝは約十億斤に止まり、不足五億斤は臺灣、關東州及外國の供給に仰ぎつゝある。現在關東州の製鹽高は約四億餘斤に止まるも、今後開設地全部の鹽田が完成すれば約十五億斤の生産を得て我が國の需用を充たし得る。

● 牛肉 我が國牛肉の需用は一ヶ年約四十萬頭、内四割は海外に仰いでゐる。昭和二年南滿三港より我が國に送られたものは一萬三千頭に達し、年々増加の勢に在る。

以上は現在食糧用品の主なるものを例示したに過ぎぬ、他に尙多くの重要品あるは勿論である。

#### (二) 工專用及燃料資源 その主なるものは

● 鐵礦 現在我が國に於ける鐵礦資源は、内地及朝鮮を合して年産額約四十五萬噸で、外に鋼材約八十萬噸、銑鐵約三十萬噸の不足を告げてゐる。昨年來經濟界不振の爲め需用減退を見たけれども、これは一時的現象と見るべくして既往の例に徴すれば年々五六萬噸の需用高増加を示してゐる。然るに、滿蒙には我が權益内のみでも多くの鑛山があり、その埋藏量は水平上に約十億噸、水準下に約五億噸、合計約十五億噸と稱せられ、就中鞍山の如きは滿山皆鐵と稱されて

ゐる。従來はその素質低く貧乏なるを遺憾視されたが、近年に至り苦心研究の結果貧乏處理法に成功し、その成績は極めて良好であつて、既に年額二十八萬噸に及び、近く年額四十萬噸に達する見込である。將來更に施設の完成に依りて我が不足量を補足し、鐵資源の自給自足を爲し得るは困難でない。鐵があらゆる工業の基礎要品たるは説明するまでもなく、それが需給の計だに立つならば、我が國産業上の著大なる光明といはねばならぬ。次に

**石炭** 内地炭礦は既に齊しく老齡に達し、一方工業の發達せる關係もあり、大正十二年を轉機として我が國は石炭の輸入國となり、その埋藏量も漸次減少を告げ、今後五六十年の間に消盡される状態に在る。然るに滿蒙に於ける石炭の埋藏量は三十億噸と稱せられ、滿蒙鑛産物中の最たるものであり、撫順だけでも年産七百餘萬噸に達し、一千萬噸を突破する日も遠くないとされてゐる。

**石油** 我が國石油の需用は、昭和三年度に於いて約百十九萬五千噸で、七年毎に約倍増するといふのが一般の統計である。之に對し國內產出量は約三十八萬五千噸内外、輸入量九十一萬噸、その價格九千萬圓に上り、將來需用の増加と共にその輸入量は激増すべきこと必定である。滿蒙に於いては石油としての生産はまだ發見されないが、油母頁岩の埋藏は相當の量に上り、撫

順炭田のものだけでも二億一千萬噸に達し、その總量は我が年需用額を百數十年間支へ得られるといふ。

**鑛業** は製鑛用その他用途極めて廣く、滿洲に於けるものはその鑛床の雄大なる點に於いて世界に比類なしと稱され、その鑛量と品質とに依り將來滿蒙に於ける大工業の資源として極めて有望である。現在滿洲に於ける採掘高は年額三萬噸で、内約半數は原石のまま、日本に輸出されてゐる。

以上の外、滑石、耐火粘土、硅石等の工業原料品を産出し、將來大に有望とされてゐる。又貴金屬及稀金屬類も將來に囑望されつゝある。

(三) 衣料資源 一二を次に例示する。

**羊毛** 我が國の羊毛輸入年額は約一億圓に上り、既に國民必需品となつてゐる。然るに現在滿蒙産羊毛はその品質上より用途を限定されて居り、未だ我が國の要求に適しないが、近年頻りに羊種改良を試みつゝあるので、將來十分に成功の可能性がある。

**獸皮** 我が國內年産額は約六十七萬枚で、不足年額は約百餘萬枚である。滿蒙の獸皮生産年額は約三千萬枚に上り、その内我が國に對する輸出數量は尙僅かだが、現在蒙古牛皮は交通の關係

上京津方面に移動するもの多きを以て、將來滿蒙の交通改善に伴ひ滿洲方面に移動するもの増加すべく、隨つて我が國民生活上に貢獻するに至るであらう。

**棉花** 我が國の棉花栽培額は年々減少し、一方紡績業の發達に伴ひ消費量は漸次増加し年額六七億圓の輸入を見つゝある。滿蒙に於ける棉花產出額は未だ我が國の不足を補ふ程度に達せざれども、滿洲に於いては尙百二十萬町歩の棉花可作地を有し、三億斤の供給を期待せられ、將來頗る有望である。

(四) 建築用資源 我が國に於ける

**木材類** は朝鮮、臺灣、樺太を合し百三億五千萬石であつて、木材消費の現状は昨年來經濟界の激變時代を別とし、年額五六千萬石に上り、不足材は一千萬石に達する。而してその八割五分は之を米國及加奈陀に仰ぎ、一億圓以上の代價を支拂つてゐる。滿蒙に於ける森林面積は一千二百餘萬町歩で材積四十四億五千萬石を算する。たゞ現在はその巨多なる立木蓄積材量に對する年伐採五百萬石足らずといふ狀況であるが、今後交通機關の發達と共に木材業は素晴らしき發展を豫想され、その曉には我が國は米材等に待つ必要なく、豊富なる木材を近域に求め得る。吉會線は此の意味よりして重要である。

以上はたゞ經濟上より見たる滿蒙資源の概觀に過ぎないが、我が國民生活上それが如何に重要な關係を有するかは、大略判明すべしと思ふ。

吾々はもとより、他人の財産を數へあげて獨り悦ぶものでもなければ、之を不合理に搾取せんとするが如き我利的欲望に驅らるゝものでもない。吾々の主張するところは、我が權益の擁護であり、而してその期待するところは、滿蒙の平和的及經濟的發展である。既に屢々解説した通り、滿蒙は日本の力に依つて侵略の禍ひを脱がれ、そして多年の平和郷たり得たのである。そして日本の方策と投資と幾多の苦心經營とに依つて開發され隆興したのである。日本なくんば滿洲なく、滿洲なくんば支那も亦今日の地位形體を保存する能はざりしは必然である。吾々が滿蒙の經濟的發展を要望するは、たゞに日本の生存權を確保せんが爲めのみではなくして、滿蒙それ自體の發達向上を圖るが爲めであり、日本の擁護開發なしには滿蒙の平和と繁榮を現實に期し得ないからである。

假りに滿蒙をして、吾々の理想の如く開發發展を實現し得しめたとせよ、そして日

本が必要とする食糧、工業原料、衣料、建築材料等の産出を増加せしむるとせよ、日本の經濟界及日本の國民生活は、現在に比較して如何なる状態を呈するであらうか。現に輸入超過、正貨流出等に悩みつゝある日本の國民經濟は根本的にその光景を一變するであらう。少くとも米國が生絲の顧客たることの爲めに、至大なる經濟的壓迫を受けつゝある痛苦を、著しく緩和し得るであらう。否、一梱の生絲を米國に賣らなくとも、優に我が國は自給自足の經濟生活を立て得るではないか。そして他日一朝有事の日に於いて、例へば獨逸の如く經濟的封鎖の厄に會する虞れありとしても、朝鮮海峡をだに保持し得ば、何等國民生活の安定を脅威されずに済むのである。何がいはゆる經濟國難ぞや。

故にいふ。經濟國難は外交國難の別語であり、思想國難も教育國難も、すべて皆因果相通する一聯の環であると。支那に自屈し滿蒙に退嬰し、自國の權益をすら等閑に附して、その正當性を發揚し開現することを怠れるが故に、いはゆる經濟國難も思想國難も重疊し來つて國民生活の行詰りを告げ、窒息的苦境に沈淪するが如き運命にめぐり合はしたのである。

道は近きに在る。國難打開の方策は眼前に躍如たり。之を自覺し之を認識し得ざるが故の國難である。この自覺意識を癱痺し此の認識を忘却することが國難の根源であり、而して今やたゞに内部的國難に壓迫されつゝあるのみならず、亡國的國難の危機は外より押し寄せつゝある。何を以てかく言ふか。その事由は更に次章に述べる。

## 滿鮮の事態急轉（萬寶山事件と鮮人の報復）

流血の戦ひは、本書執筆中、滿鮮の各地に於いて行はれた。萬寶山事件及朝鮮各地に於ける對支報復は其の一例である。

暴に報ゆるに暴を以てするは、是認さるべき行動ではない。併しながら支那の朝鮮人に對するは十數年來、繼續的且つ計畫的に行はれたる迫害であり、たま／＼萬寶山事件の衝動に依り、多年の深怨を爆發させたのである。

然るに我が朝野の支那及滿蒙に對する認識は近年甚だしく鈍感となり、支那の暴戾なる不法行爲を問ふに餘りに緩漫であつた。是が爲めに支那は益々増長し、啻に鮮人壓迫に止まらず、我が内地人の居住及營業權を侵犯し、滿鐵その他の既得權益を蹂躪して憚らざること本書に記述するが如し。

隨つて今後と雖も、若し我が國に於いて斷然たる態度を執らざるに於いては、更に到る所に萬寶山事件同様の迫害を被るに相違なく、その形勢の敵國以上に深刻化せんこと必然的である。而かも此の禍根を除却し東洋平和の基礎を取堅むる手段は最早外交々渉では駄目。唯だ我が武力の發揮以外には絶無たるを知らねばならぬ。（七月七日記入）

## 第五章 支那の對日挑戰

## 一 深刻なる禍機孕生

時代は刻々に流轉し、風雲は常に去來する。併しながら現時の日本ほど、その運命線を不當に脅かされ、その生存權を極度に侵害されつゝある時代は、曾て何人が經驗したであらう。

日露戦争を桃太郎のお伽噺の如く聞き流し、滿蒙を火星世界の地域の如く冷視しつゝある所謂モボ、モガの輩は、活けるロボットであり、いのち短き蜉蝣に過ぎない。苟くも健全なる常識を失はざる限り、昭和日本の存在が今や死活の一境に直面しつゝあることを痛感せずにはゐられぬ筈である。由來日本の鬼門は北方に在る。支那に於いても古來東北を指して鬼族の棲家と考へつゝあつた。彼等は滿蒙を巢窟とする蠻夷の爲めに苦しめられたからであり、我れは國家の安全が既に幾たびとなく、滿蒙境域

の暗雲の爲めに脅かされたからである。故に滿蒙の平和と安定とは、日支兩國の存立を確保する鍵であり、これなくんば彼我共に危殆に瀕する。それは日本國民に取りて回避し能はざる宿命である。

然るにその運命線は、現に如何なる危険を暴露しつゝあるか。支那の新軍閥と職業政治家が之を悟らずして日本を排撃しつゝあるは、曾て彼等が恐怖せる北狄の振舞を自身に再演しつゝあると同様ではないか。そこに深刻なる日本の禍機が胎生し、醗酵し、將に爆破せんとしてゐる。危険々々。今にして速かに一掃せずんば東洋に平和なく人類に正義なし。

吾々のかく斷ずるは、もとより明確なる無数の事實に當面しつゝあるが故である。就中近時の奉天政權が、日本の偉大なる貢献と權益とを無視して、濫妄なる排日封鎖政策を強行するに至れることが、その最も顯著なる確證であり、而して支那南北の兩政權が假裝的に合流し、滿蒙の天地を支那本部化し、滿蒙の特殊性を破壊しつゝあることに、最大の危険を包藏してゐるのである。

請ふ、吾々をして以下その適確なる事實を語らしめよ。

先づ南北兩政權の合流せる經過を見るに、初めポーツマス條約に依り日本が露國に代つて滿洲に臨むや、支那は内心疑懼の念を懐けるが如くなりしも、日本の平和政策と經濟的開發に促進されて、南滿より東蒙古に至る四省の地域が新文化の曙光に浴し著しく活況を呈し來れるに及び、奉天政權は日本の實力を背景とし、その政策に順應するの有利なるを認め、日本人顧問及教師等を聘用して、その指導誘掖を受けつゝあつた。もとより支那人固有の民族性として、將た又中央政界に對する政略的關係よりして、此の間に於いても屢々彼等一流の策略を弄せることありしも、大局に於いて滿蒙は日本の特殊地域であり、支那に於いても政治上、軍事上及經濟上、本部とは異なれる獨立的單位を事實に形成しつゝあつた。この状態は清朝が滅亡し革命政府が出現した後も、さしたる變りなく繼續し、そしてその間に奉天政權の主人公たる張作霖の勢力は隆々として揚り、その地盤は極めて鞏固なものとなつた。蓋し日本の開發策に依つて滿蒙の繁榮せる結果、奉天政權の地位は財政的に富裕となれると同時に、日本の勢

力を背後に擁して支那政界に特殊の立場を占めることが出来たからである。

それまでは先づ無事の時代である。然るに滿蒙の繁榮と奉天政權の財政が豊かとなるに従ひ、支那本部の軍閥は張作霖の勢力増大を忌み、且つ羨望して、頻りに滿蒙を手に入れ張の地位を奪はんとする形勢を生ずるに至つた。それで滿蒙の實權者たる張との間に、政權爭奪の幕が開かれ、遂に兵力を以て支那本部よりの侵入者に對抗し、之を撃退したのが即ち第一及第二回に亙る奉直戰爭である。此の時、日本としては兩勢力の何れにも與しなかつたが、變亂の波及と擴大とを防止する爲め、嚴肅なる聲明を發して治安を維持するに努め、已むを得ずんば實力を以て大局の保全に當るの決意を表示したのである。

是を以て支那本部の野心家は、頻りに食指を動かしながらも、山海關を堺として滿蒙を侵し得ず、二十餘年間にわたり滿蒙の特殊性は保たれて來たが、張作霖の勢力の益々強大となるや、今度は張の方から山海關を踰えて支那本部に進出するやうになつた。それは奉直戰に優勝して意氣大に昂れる爲めでもあり、又當時の南方派と提携呼應

して勢力を中央に張らんとする欲望に驅られた爲めでもあるが、もと／＼支那人は、いはゆる王侯將相奚ぞ種あらんやといふ英雄主義の民族であつて、機會だにあらばその何ものたるを問はず帝王たり大元帥たらんことを理想としてゐるのである。民國革命の發頭人たる故袁世凱が帝王の位に上つたのもその故であり、張作霖亦その一人であることに不思議はなく、今の蔣介石が他日大元帥たり大總統乃至中國皇帝たる野望を起さずとは、何人が斷言し得るぞ、保證の限りではないのである。

ところが、張作霖の支那本部に進出したことは、やがて彼れが運命の究極點であつた。彼れが北京に乗込みて、大元帥の榮冠に滿悅せる間に、黃埔軍官學校出身者を幹部とする今の國民革命軍が、露國の共產黨と相結び、ボロヂンの指揮の下に廣東から武漢に進出し、南京政府を樹立した。そして張の權勢増大を恐るゝ馮玉祥、閻錫山其他各地の軍閥等は、連衡呼應して謂ゆる北伐軍を起した爲め、張は遂に戰はずして奉天の舊巢に舞ひ戻ることとなり、圖らずも途上に斃れたのである。それで若き學良はその後を繼いだが、作霖が關を超えて本部に深入りし、而かも各軍閥の總攻撃に屈し

たことは、多年支那本部を睥睨し、嚴然たる獨立單位を保てる奉天政權の内部に大なる衝動を興へずに置かなかつた。それは一面に於いて張作霖自ら滿蒙を支那本部化したのであり、他面には支那本部に躍動せる滿蒙への覬覦者に侵入の好機會を提供したと同様の結果を誘致したのである。

かくして滿蒙の政情は激變した。支那本部の新軍閥及職業政治家は、多年囑望して已まなかつた滿蒙への足だまりを得、その勢力を浸透せしむることゝなつた。勿論それ以前に於いても奉天政權を倒し、若しくは之を引摺り込みて滿蒙を支那本部化せんとする運動は深刻に行はれ、暗中飛躍を生命とする便衣隊が根を張り幹を伸ばしつゝあつたのは事實である。又張作霖が一方には日本の勢力を背景として絶對不拔の地歩を占めつゝ、他方には北京政府や支那本部中、己れに有利なる勢力者と隨時呼應連衡しつゝありしことも事實である。それは一面に日本を牽制すると同時に、他面支那本部の主人公たり帝王たらんとする欲望に唆かされた爲めでもある。故に張作霖時代から既に屢々排日的政策の非難が絶えなかつたのみならず、事實上にも幾多の不當行爲

が演ぜられてゐる。例へば商租權問題其他の懸案をグヅ／＼に引延ばしてゐたことや滿蒙諸鐵道に關して反日的行爲が極めて多かつた。それにしても彼れは大局に於いて滿蒙の特殊性を保持するの必要を忘れないだけの聰明と用意とだけは持ちつゝけた。随つて日本に對しては少くとも不離不即の態度を把持し、表面的には日本を正面の敵とし、自己の根據地たる滿蒙を自ら混亂に導くが如き思慮なき暴斷に馳することの甚だしく危険なるを知つてゐた。

之に異なりて若き學良は、日露戰爭の原因結果を知らず、滿蒙の發展と奉天政權の強盛とをお襁褓むつぼに包まれつゝ、無意識に傍觀しながら、スク／＼と成人した。故に父の苦勞も解せざれば、日本の偉大なる貢獻も、夢の如く聽いてゐた位のことである。彼れの賢愚と性格は如何にもあれ、彼れは滿蒙が支那に於いて如何に在るべく、如何に在らねばならぬかにつき、切實なる體驗を持合はさない。随つて滿蒙の特殊性も、獨立的單位を保持することの必要も強味も、父ほどには眞劍に味識してゐない。それは恰も明治の末期に生れ、大正の御代に生長し來れる我が日本のモボ、モガ連が、明



治國民の勞苦も、對世界的經綸も打ち忘れて、歐米心酔の徒輩と共に輕佻浮薄の言動に墮しつゝある無自覺さと、その徑路を一にする。

幸運に生長して勞苦を知らざる謂ゆる新人連は、とかく舊老とソリの合はぬものである。曾て奉天政府の智囊と稱せられた揚宇霆は、忽ち學良の手に討たれた。常蔭槐も齊しく亡き人とされた。その何故なるかは姑く問はずとするも、學良の代となつて以來、急速度に滿蒙の特殊性が失はれ、自ら求めて支那本部化せることに大なる陰影がある。而して今や彼れは、形式に於いて南京政府の任命せる副司令であり、從來滿蒙を一單位とせる外交權も、既に南京政府に移讓され、南北は合流したのである。滿蒙の危險性、東亞の暗雲は、そこに渦卷きを起したのである。

嚴密にいへば、謂ゆる南北の合流も表面的であり、支那の統一も外觀ばかりの飾り物に過ぎない。實質に於いては學良それ自身と雖も、南京政府に歸降せるにはあらずして、内面堅く獨立の地歩を保持し、或は保持すべく努めるであらう。それは謂ゆる支那の統一が實は江河を中心として南北に兩分の勢力を示し、何等内部的の改造も統

制も行はれてゐないと同様、單なるカモフラヂー的事象と見るが正しい觀察であらう。併しながら假令形式にもせよ、政略にもせよ、多年張作霖の死守し來つた滿蒙の獨立的立場を捨て、南方派に合流し、その命を奉ぜる裏面には、大なる理由が無くてはならない。

その理由は何か。無論張學良自身の地位を維持する必要に基くは言ふまでもない。然らば何故に、南方派に合流しなければその地位を保つ能はざるに至つたのか。即ち南方派の勢力がそれだけ強く深く、滿蒙に喰ひ込んで來たからである。別言すれば滿蒙が支那本部化したからである。此の理由は他の言葉に於いて、若き學良が日本の偉大なる貢獻を理解せず、若しくは之を忘却せると同時に、從來日本を背景とせし既得の地歩を擲つたことを意味する。而して日本の貢獻を忘れ、日本の背景を擲つたことは、即ち取りも直さず、日本を排斥し、日本を滿蒙より驅逐せんとする暴壓的封鎖政策の強行を物語るものである。(一説には學良が亡父張作霖の變死に憤激し、感情的に日本を敵視するものだ)と傳へられてゐるが、これは真相を得てゐまい。本來支那人の

性格は左様な小説的人間に出来てゐないから)

更に一層直截にいふならば、若き學良が南京政府と合流したことは、その排日政策を行ふ爲めに、之を利益としたからである。自己の地位を維持するは目的であり、南北合流して日本を排撃するは、此の目的を遂げる爲めの手段である。さればこそ彼れは滿蒙の特殊性を犠牲に供し、獨立的地歩をも棄てたのである。それが目的と手段とを混同し、却つて彼れ自身の運命を危ふくするに止まらず、滿蒙の平和と繁榮とを破壊する錯覺に外ならざるは、神ならぬ彼れの今尙自覺せざるところかも知れない。日露戦争を夢に聞き、滿蒙の發展を襁褓の中に過ごし來れる學良としては、これも時勢の變化といはんか。

だが迷惑千萬なるは日本である。單なる迷惑は尙忍ぶべしとするも、爲めに我が國の權益を無視し、帝國の威信を蔑如し、貴き血と、巨額の投資と、絶大なる努力とに依つて購へる我が特殊地域を蹂躪し、既定の條約を悉く反古にするに至つては、斷じて忍ぶべからざる大罪惡である。否、たゞに日本の汚辱と損失ばかりではない。滿蒙

それ自體の治安は破れ、東洋の平和は危險に暴露され、延いて世界の康寧は攪亂されるのである。一學良、一奉天政權、乃至一南京政府が問題ではない。日本の生存權と世界人類の大義が重大なのである。風雲はいよいよ急を告ぐ。

## 一一 滿鐵包圍計畫の激進

支那及滿蒙に於ける反日政策が、如何に挑戦的であり、如何に苛烈にして而かも計畫的に實行されつゝあるかは、苟くもその眼の旨せざる限り、日々に報ぜらるゝ新聞紙上の記事を一瞥しただけで、直ちに判明する。否、今日の南京及奉天政權より、その排日策を取除けば何が残るか。彼等が謂ゆる不平等條約廢止を叫ぶも、利權回收を呼號するも、その他誠らしき主張を持ち出しつゝある目標の全部を擧げて、日本に對する計畫的挑戦行動以外の何ものでもないのである。

さきに張學良の南京政權に合流するや、彼れは日本排斥を以て終世の事業と爲すべきを放言し、寧ろ頗る得意げであつたとのことである。南北合流の裏に反日政策の伏

せられつゝあるは、この一事のみでも明瞭であり。それ故にこそ我が國の權益を無視し蹂躪して憚らざる彼れが暴壓手段は、益々侵迫的となり、急攻的となつてゐるのである。その最も著しき實例は、彼れの鐵道政策、就中滿鐵包圍計畫である。

改めて説明するまでもなく、滿鐵は日露戦役に依つて、我が國が露國より繼紹せる最大の權益であり、事實に於いて我が國の滿蒙經營も、將た滿蒙それ自體の開發も、滿鐵を中心とし、根幹として發展せるものである。滿鐵なくば滿蒙今日の繁榮なく、日本の對滿蒙施設は勢ひ殆んどその全部的價值を喪失し去勢されざるを得ない。この意味に於いて、滿鐵は滿蒙の心臟であり血脈であり、最も重要なる中樞機關である。故に滿蒙に對する併行線の敷設は條約を以て禁ぜられ、曾て米英の強大を以てしても之を破り之を覆す能はなかつた歴史を持つてゐるのである。然るに一昨年（一九二九）南北兩政權の合流するや、豫て南京政府と東北交通委員會との連絡成り、次いで昨春（一九三〇）に至り彼等はいはゆる路政會議なるものを開き、東北鐵道網を審議決定したのである。その要旨にいふ。

各國帝國主義ハ、鐵道ヲ以テ實權獲得ノ前驅トナス。從ツテ東北ヲ救済セント欲セバ、是非トモ外國鐵道ヲ抵制セザルベカラズ。其ノ第一先決問題ハ、自己ノ力ヲ以テ鐵道ヲ建設スルニ在リ。是レガ爲メ東北交通委員會ハ民國十八年（昭和四年）計畫ヲ立テ、南京鐵道部ノ批准ト東北政務委員會ノ贊同トヲ得テ、積極的ニ之ヲ遂行スベク決定セリ。而シテ諸鐵道ノ建設方法ハ、官民合辦トナシ、其ノ不足ハ、外人ノ抵制ヲ受ケザルヲ條件トシテ、之ヲ外債ニ仰グ。

而してその計畫の概要としては、『滿鐵を包圍し、東支鐵道を縦斷する東西大幹線及其の支線を建設し、之を北寧線に連絡して葫蘆島に開口せしめ、以て滿鐵を自滅に陥らしめると共に、東支鐵道に重大なる脅威を與へること』を主眼とし、左の豫定線を建てゝゐる。

### 東北鐵道（滿蒙）豫定線

- 一、東大幹線 綏遠——同江——五常——吉林——海龍——北寧線——葫蘆島（全長一、五〇〇浬）
- 二、中央幹線 黑河——嫩江——寧年——齊々哈爾——通遼葫蘆島（嫩江——寧年間は嫩江——克山——寧年間に變更されたとも傳へらる）（全長一、四〇〇浬）

### 二 滿鐵包圍計畫の激進

三、西方幹線 多倫——赤峯——朝陽——葫蘆島（全長一、五〇〇軒）

尙、別に洮索鐵道を札蘭諾爾に延長し、阿爾克諾河に沿うて希乾に至る一線の計畫あり、之を加ふれば四大幹線となる。

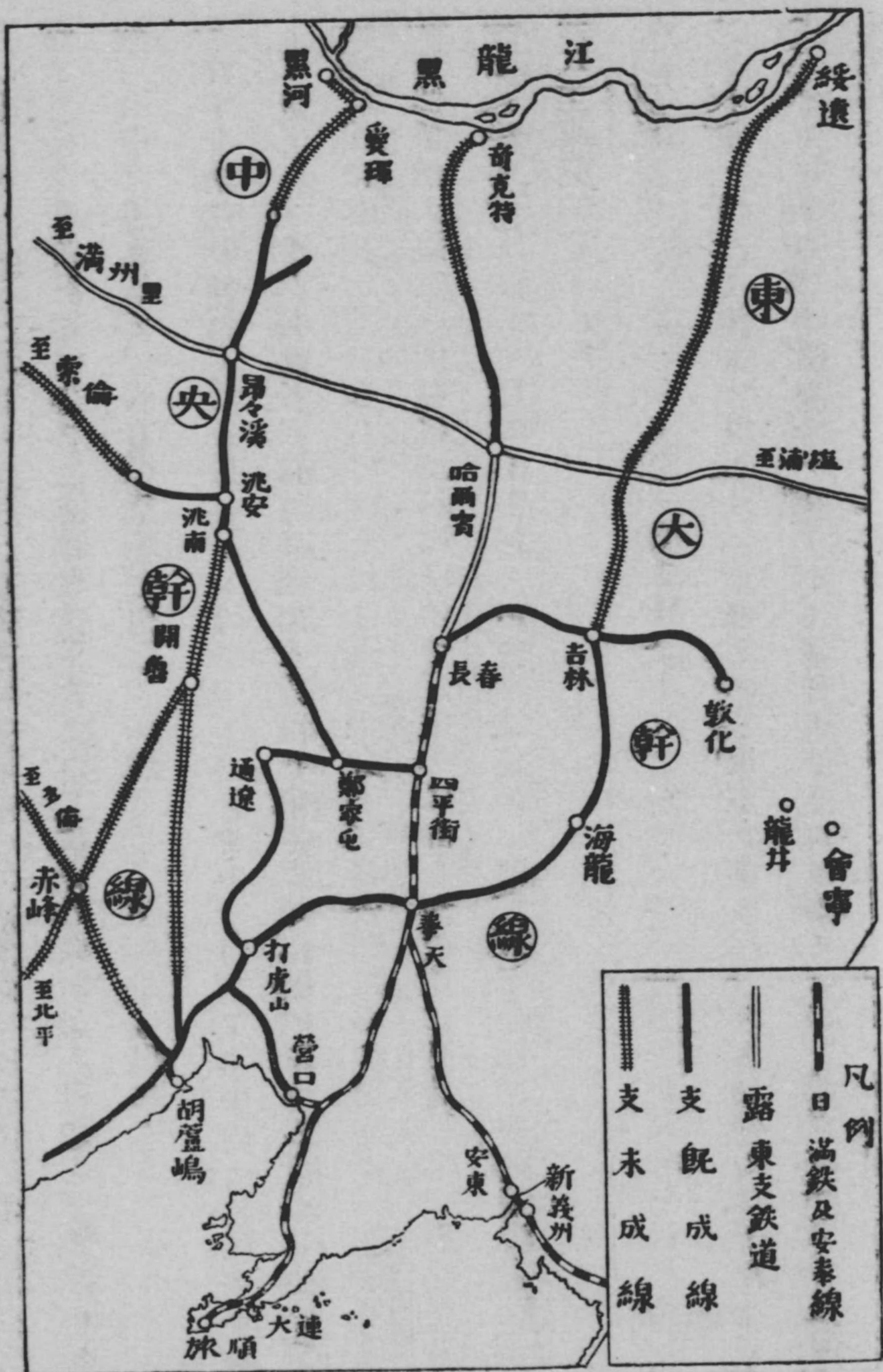
右は東北三大幹線と稱せらるゝもので、この計畫中、目下工事中のものは齊々哈爾——克山線、齊々哈爾——嫩江線、洮南——索倫線等であり次いで期待されるものは

朝撫線 潘海線の支線で、第一期工事として朝陽鎮、輝南線の完成を決定し、次いで内國銀行團との間に借款契約を爲し、本線の敷設を確定した。

吉同線 吉林より起り舒蘭——五常——殊同——同賓——方正——樺川——富錦を経て同江に至るもの、最緊要なりとして昭和五年春吉林省に對し至急着手すべき旨督促した。

張九線 吉長線九臺站より東支線張家灣（密門）に至る。

この外上記三大幹線を中心として幾多の支線が計畫され、既に豫定づけられつゝあるものだけでも二十餘線に上り、更に調査考案されてゐるものを舉ぐれば、實に五十線以上にも達する。



二 滿鐵包圍計畫の激進

上圖に示せる三大幹線中、東大幹線及中央幹線の二線が最も直接的に我が滿鐵を東西から挟んだ併行線であることは勿論であり、更に是等の幹線と幹線とを蜘蛛の巣の如く縦横に連絡して、滿蒙の全域を包み、滿鐵をして手も足も出なくさせようとしてゐるのである。

しかし、如何に滿蒙全域に互る鐵道を敷設しても、單に陸上限りの計畫に止まつて海港に出口を持たないならば、それは畢竟半身不隨の機關たるに過ぎず、滿蒙奥地の物資は依然大連又は浦鹽に流れ出すので、彼等は即ち葫蘆島に築港して、上記三大幹線と連絡し、その吞吐港たらしめる計畫を決定し、昭和五年一月、和蘭築港會社との間に工事契約を了した。

葫蘆島築港は、先づその第一期計畫として、一ヶ年の吞吐力二百萬噸を目標とし、工事契約一千三百萬圓を計上した。資金の眞の出所は、英といひ米といひ或は佛と傳へられて明確でないが、第一期計畫が終れば更に之を擴張して、四百六十萬噸を吞吐し得るものとする豫定となつてゐる。——尙我が大連港は現時一千萬噸の吞吐力を有

するので、彼等は葫蘆島以外、補助港として營口及秦王島の利用を考へてゐるらしい——要するに彼等の計畫は、三大幹線を以て滿鐵を包圍し、滿蒙の物資を滿鐵から奪つて之を葫蘆島に送ると共に、海外よりの輸入品も亦、大連及滿鐵から奪ひ取つて兩者を立往生させ、依つて以て日本の權益を無價値ならしめようと目論んでゐるのである。

随つて此の計畫が、日本の傍觀と隱忍とに依り、彼等の企圖するやうに今後着々として進行するならば、それこそ大變である。我が國が何程、九十九ヶ年の租借權を後生大事に守護して行つても、實質は空虚となり、死物同然の形骸を保つに過ぎなくなるであらう。例へば大連、葫蘆島兩港の滿蒙奥地に對する地理的關係を見ても、その距離は下記の如く大連の不利を示してゐる。

|      |       |      |
|------|-------|------|
| 奉天より | 葫蘆島まで | 大連まで |
| 吉林より | 一八五哩  | 二四八哩 |
|      | 四五五   | 五一七  |

齊々哈爾より

六三〇

七一八

若し上述の東北鐵道網計畫により、今後開扶線（開通——扶線間）太扶線（太平川——扶餘間）安扶線（安達——扶餘間）長鄭線（長春——鄭家屯間）洮賓線（洮南——哈爾賓間）等の完成を見、安達、哈爾賓、長齊等と打通線との連絡を告げたならばその結果は次の如くなる。

|       |       |      |      |
|-------|-------|------|------|
|       | 葫蘆島まで | 大連まで | 浦鹽まで |
| 哈爾賓より | 五五一哩  | 五八六哩 | 四八八哩 |
| 安達より  | 五四六   | 六六五  |      |

尤も現在では、鐵道素質、港灣設備等に於いて支那側のそれは到底我が滿鐵の完備せるに比すべくもないが、彼等はその缺點を補ふ爲めに、極端なる滿鐵壓迫策を講じつゝあることを見通してはならない。それは即ち彼等が既に公然の祕密として實際に行ひつゝある下記の方策である。

(1) 自國（即ち支那政府鐵道）の統一を緊密にし、その連絡輸送を容易にすると共に、滿鐵との

連絡は、設備連絡協定等の實施を妨げることに依つて之を困難ならしめてやる。

- (2) 自國鐵道のみ依つて輸送するものに對し、特別の割引運賃を設定する。
- (3) 各種地方税を滿鐵經山のものに課し、自國鐵道經山のものには課せず。
- (4) 官商を激勵して貨物を自國鐵道に吸収する。
- (5) 自國の滿蒙鐵道政策遂行上に於ける弱點たる資金難を緩和し、且つ日本を牽制する目的を以て、日本以外の外資を容れる。
- (6) 借款契約に基いて就職せる日本人職員の權限を極力縮小する。
- (7) 對日借款資金及其の利子を返還せず、且つ辭を設けて決算を妨げ、日本側に損害を與へると同時に、自國資金の餘裕を作り、以て自國の鐵道建設費に充當する。

此の方策は、決して支那人一流の、單なる囑喝でも宣傳でもなくして、現に事實上極めて積極的に強行され、既に洮昂、呼海、奉海、吉海、梅西、吉敦、打通、昂齊、齊黑（一部）齊克（一部）洮索（一部）の十一線約千六百軒の鐵道建設を了し、滿鐵包圍政策の一般的態勢を整へたのみならず、更に年々約四百軒以上の鐵道を新設又は

延長すると共に、上記諸線の培養線、鐵道工場等の建造と整備を急ぎつゝある。そして他面には滿鐵と支那諸鐵道間連絡運輸の妨害、自國鐵道間連絡運輸の改善、自國鐵道庇護の爲めにする排他的運賃策、日本に對する借款返還の停滯、支那鐵道に於ける日本職員の權限縮小並に大連經由の貨物に對する二重課税等に由り、對滿鐵競争の戦術を最も無遠慮に實施しつゝある。その結果として、從來滿鐵に由れる特産物の如きも、漸次支那側の鐵道に吸収され、最近殊にその傾向が著しくなつてゐる。

滿鐵の重要性は既に述べたる通りであり、そは世の一私設會社と異なり、わが滿蒙經營の樞軸を成し、その持株は國家に於いて半數を占めてゐるのである。又その資本金に於いても、その堅實性に於いても、我が最有力會社として高き權威を有せるは夙に全世界の認むるところであるが、それにも拘はらず、今やその株式市價が額面以下に落ちつゝあるは何故ぞ、而かも滿鐵のそれは昨春諸株の暴落せるとは事情を異にし他の株式が昨年一月以來幾分の回復を示せると正反對に、その頃よりして却つて急速度の低落歩調を取つてゐるのである。支那の銀安、滿蒙農産物の下落等に依る一般事

業不振の影響を被つたことも、その一因たるに相違ないが、より重大なる根本的理由は實に如上支那の壓迫に起因することを知らねばならない——更に最近に至り、奉天政權が撫順炭の移輸出に對して不當課税を強要し來つたことの如きも、滿鐵を死地に投ずると同時に、我が權益中の一大主目たる撫順炭の採掘を抑壓せんとする政略に出發するは明々白々である。蓋し撫順炭は滿鐵の經營上極めて重要なる營養素であり而かも之に對して高き課税を行ひ炭價を不廉ならしめんとするは、即ち撫順炭の移輸出を不利ならしめ、滿鐵に打撃を與ふると同時に、撫順炭そのもの、需要範圍を狭小にし、日本の權益を去勢せんとする意圖としか解せられないのである——

尙鐵道關係に於ける支那の不當行爲は、上記の外幾多繰返されてゐる。例へば我が既定權益たる吉會線問題の未解決なるも其の一つであり、四洮線借款契約を無視し、大正十五年既に期限の到來せるに拘はらず、未だに償還は勿論、切替へも更新も之を行はず、また洮昂線請負工事契約を蹂躪して昭和二年七月既に該鐵道の現場引渡しを完了せるにかゝはらず、未だ請負金額も車輛立替代金も支拂はないのである。其の他

洮昂局顧問の權限無視、吉敦線の工事請負金未拂、同會計處長傭聘契約の無視等擧げて數ふべからざる程であり、更に運輸連絡問題に至つては、寧ろ既定契約に違反するごとく彼我の交渉を回避することを以て、彼等の根本方針と爲すの實情に在る。

支那が滿鐵の併行線及葫蘆島築港等を急ぐにかゝはらず、日本に對する借款元利を故意に延滞せしめつゝある實證として、現に返済未済額は滿蒙鐵道關係のみにも一億六千萬圓に上つてゐる（吉長鐵道借款を別として）其内一千万圓以上の分のみを擧ぐれば次の如くである。（單位千圓）

- (1) 吉會鐵道豫備契約前渡金及同利子延滞額 一三、八九〇
  - (2) 滿蒙四鐵道同上 二八、四九〇
  - (3) 吉會及滿蒙四鐵道其他借款前渡金に對する數次の利拂借款 二八、〇五五
  - (4) 四洮鐵道第六次短期借款及同利子延滞額 四四、三九三
  - (5) 吉敦鐵道借款及同上 一〇、八〇六
  - (6) 吉敦鐵路局未收金 一〇、七六七
  - (7) 洮昂鐵路局同上 一六、三七四
- 其他四洮、瀋海、北寧、齊克、四鄭等各鐵路局借款及未收金等を加へて

合計

一六三、〇九五

之を概括的にいへば支那は殆んど全部に亘り日本の借款及利子等を支拂はないのである。別言すれば日本より資金を借りて鐵道を敷き、而かも其の元利を踏み倒しつゝある。そして彼等は排日を叫び、利權回收を強調する。若し之をしも正當といふべくんば、世界は即刻ひつくりかへるであらう。

而かも奉天政府が上述の如く條約を無視し權益を侵犯して憚らざる不當行爲の連發とその深刻とは、即ち南京政府と謀し合はせての結果であり、從來奉天所屬の外交權を南京に移讓したことは、彼等相互間に言を設けてその責任を曖昧にし、日本の抗議及交渉を無效果ならしめんとする魂膽に外ならない。この不法關係を裏づけるものは先頃南京政府が制定した謂ゆる新鐵道法である。

南京政府の新鐵道法は全文四章十條より成り、その中、國際關係を有する重要規定は第八、第九及第十條である。殊に注目を要するは

第九條 何人たるに論なく鐵道部を経て行政院に提出し、更に國民政府の特許を得るに非ざれ



ば中國領土内にて鐵道を敷設し延長し若くは如何なる鐵道をも購入することを得ず。地方政府は鐵道部を経て行政院に諮問し國民政府の特許を得るに非ざれば、外人と外國資本借款の契約を締結し鐵道を敷設し或は外人に上記の特權を許容することを得ず。

第十條 外交手續により、借款による鐵道の敷設優先權を明確に許容し、或は默認されたるものにして、原契約が既に相當の期間を經過して未だ履行されざるものは、本法公布の日より完全に其の效力を失ふ。

國際間に互に認められたる支那領土内の鐵道敷設權或は其の範圍に屬するものは國民政府に於て一切之を認めず。

右の第九條は將來に對する規定なるが故に姑く別問題とするも、第十條はその效力を既往に遡及せしめんとする支那一流の一方的規定たることに注意を缺いてはならない。而して本條の説明には、彼等の謂ゆる『建國大綱原則』に於いて『北京政府と外國人との間に締結したる鐵道敷設契約にして滿十ヶ年を經過し、尙實行せられざるもの、又は國民政府が改めて承認せざりしものは等しく政府より廢棄を宣告す』といへる箇條を實際に適用せんとするのである。即ち本條に依つて日本の所有する既得權益を無効とし之を廢棄せんとする魂膽と解せられる。再說するまでもな

く我が國既得の權益、例へば吉會線にせよ、其他の鐵道にせよ、その全部は支那側が既に日本より前渡金を受取り諸般の手續を了せるにも拘はらず、愈々起工の場合に至り種々故障を申立て、或は人民を壓迫して土地の收用を拒ましむる等、支那側に於いて故意に工事を妨害し、我れより再三再四の督促を行ふも言を左右に託して之が實現を遷延せしめ來つたものである。然るに彼等は是等の事實を無視して一方的に條約の時效規定を設け、尙その上に改めて國民政府の承認を條件づけるなど、その意思及計畫が、我が國の權益蹂躪に在るは一目瞭然ではないか。

此の新鐵道法を現實に行ひつゝあるのが、即ち今日の奉天政府である。かくても日本の威信、日本の權益は侵迫されないか。條約の正當性と國際正義は保たれるか。

### 三 居住權營業權の剝奪

前段に指摘したところは、主として鐵道問題に關する支那の反日暴壓策を例示したのであるが、更に進んで滿蒙の現状を偽りなく評破するならば、そこには最早日本人に許された正當の居住權も營業權も無い。農業も商業も鑛業も經營し得られざるのみ

ならず、一日も安んじてその生命財産を保つ能はざる状態に追ひ込まれてしまつたといふを、最も適切なる觀察とする。

若し今日の世界に、正當な居住權も營業權もなく、その生命も保障されない國家があるとしたならば、それは疑ひもなく、事實上の無條約國である。否、今日の世界はたとひ無條約國と雖も決して居住及營業の權利を不當に奪ふものではなく、之を奪ふべからざることが嚴肅なる國際間の通義となつてゐるのである。故に此の國際通義を守らない國家があつたとすれば、それは何等の行政組織を持たぬ原始的蠻地か、又は事實上の敵國であらねばならない。

滿蒙は果して日本の敵國か、將た國際上の蠻地か。日本の滿蒙に於けるは、世界列國の齊しく熟知し承認せる特殊地域であり、そこには正當なる條約に依る幾多の緊切なる權益と、密接不離の關係が、極めて堅固に打建てられてあるのである。假りに政治的意味に於ける特殊地域、即ち謂ゆる勢力範圍なる文字が穩かならずとしても、地理的、經濟的、歴史的、文化的等々の種々なる意味に於いて事實上に存在する特殊關

係は、神と雖も之を抹殺することは出來ないのである。然るに滿蒙近時の状態は果して如何。

吾々は抽象的な辭句を端折りて、何人も否認することの出來ない具體的事實を左に列擧する。

(一)邦人居住權の侵害 一八九六年の日清通商條約第四條及一九一五年の日支條約等に於いて、邦人居住の權は他の文明國同様、的確に承認されてゐるが、現今の支那はこの條約を尊重もせねば履行もせず、却つて直接又は間接の方法を以て日本人逐ひ出し策を取つてゐる。即ち

奉天 一九〇三年の日支通商航海條約及米支通商條約に依つて開放を約した所で、その開放の區域は單に商埠地に限らず城内をも含むべきことは、條約文にも又從來の外國側の解釋に依るも明かなるに拘はらず、奉天省局長は該城内に於いて日本人に貸家した支那人家主に對し左の嚴命を下した。

1 借家期限満了せるものは再契約を繼續せざること

2 今後尙永き期限を有するものは三ヶ年以上に及ばざるやう一律に契約を改訂すべし  
昭和二年奉天城内に在りし日本人居住家屋は百三十四戸であつたが、右の嚴命に壓せられて現存するものは僅々二十三戸に激減した。

遼寧 に於いても同省長は昭和六年一月十四日、日本人に對する家屋の賃貸禁止及日本人との家屋賃貸契約の延長禁止を全省域に亘り嚴命した。爲めにその契約期限到來するや家主は官憲の使嚇に依り故意に極端なる高き家賃を要求し、實際上借家の契約を不可能ならしめた。

洮南 民國三年一月八日の大總統令を以て開放を宣布した謂ゆる自開々市場であるに拘はらず、支那官憲の壓迫甚だしく、昭和四年四月七日洮南公安局長は張學良の命と稱し、同地方に於いては日本人に對する土地家屋の貸與賣却を禁じた。そして從來借家契約を有するものも期限滿了其他種々の方法に依り不當壓迫を加へつゝある爲め、邦人は已むなく同地を退去しつゝある。

吉林省農安 滿洲到るところに於いて日本人は撤退を餘儀なくされてゐるが、その最も甚だしいのは農安であらうといはれる。從來七百五十名の邦人が居住してゐたが、最近は僅々五名ばかりに過ぎない。

黑龍省安邊 數年前までは二百人以上も居住してゐたが今日は邦人の隻影をも認めない程に徹底的に

逐ひ出されてしまつた。

法庫門 百二十名以上の邦人は悉く撤退し、こゝも亦皆無となつた。

兩輔明、石頭子 昭和二年二月以來邦人の在住を許さず、皆無となつた。

安東 昭和五年一月安東日本領事館輯安出張員居住家屋の明渡しに關し、家主は官憲の使嚇により我れに壓迫を加へたが、これはさすがに我が抗議に依つて沙汰やみとなつた。併し一般には依然壓迫が續けられてゐる。

帽兒山 日本政府はこの地に領事分館設置の必要を認め昭和二年五月二十一日支那の中央政府に對し或る程度の諒解を得、副領事を派遣したところ、此の地官民は暴力を以て副領事の撤退を強要し遂に外交的抗議も一片の空吠の如く取扱はれ未だに解決を見ない。

右はたゞ吾々の耳目に觸れた一少部分の例を擧げたに過ぎず、此の種の實例は滿蒙全域の到る所に行はれ、寧ろそれが普通の状態となつてゐる。別言すれば滿蒙に於ける邦人の居住權は、支那の條約侵犯に依りて全くその實を失つてゐるのである。顧みるに帝國が滿蒙經營に着手してよりこゝに二十有六年、支那人は二千萬近くの人口増

加を來したが、邦人は僅々十九萬餘のみ。而かも其の大半は滿鐵關係者及官吏であり、それに近年はその増加率も著しく減退し、日露役直後の明治三十九年に二三〇六人、同四十年に一二八〇人の増加を南滿に見たるもの、昭和元年には僅々二九人、同二年には三〇人といふ徹底的減退振りを示してゐる。以て一般を察すべきである。

(二)商租權妨碍問題 いはゆる商租權の由來及其の語の意義は、前にも一言したが、それは大正四年の日支條約に依つて定められたものである。然るに支那側は該條約締結の直後、大總統令を以て懲辦國賊條令なる特別の國內法規を設け、人民に對して此の權利の適用を妨害し、死罪を以て威嚇せるほどにて、當時より彼我兩國間の重大問題となり、其後に於いても同目的の密令は枚舉に遑なく、近年殊にそれが苛細深刻となつて來てゐる。これが爲め邦人は全然土地利用の目的を達し得ざる實情であり、邦人の商工業其他に殆ど致命的障碍を與へつゝある。

商租權の妨害さるゝ實情を見るに、滿洲に於いては土地を賣買しようとする時は、賣主の有する地券(省政府發行)を買主に賣渡すことになつてゐる。而してこの地券

なるものには「若し外國人に此の地券を抵押又は盜賣したるときは直に無効とす」といふ朱印を捺してある。即ち國內法を以て條約權を無効にしてゐるのである。それで支那人は官憲の壓迫が嚴しいため容易に地券を賣らないが、已むなき必要に依つて之を外國人に賣渡すや、直ちに省政府に對して紛失の届を出し、省政府はその届出のまゝに若干の手數料を取り新たに地券を交附するが通例となつてゐる。随つて從來邦人の買ひ受けた土地も、即時何等かの事業に用ひた場合は別として、單に名儀だけに止まるものはその效力を喪失し、支那側に沒收せらるべき十二分の危険を持つてゐるのである。故に事實に於いて土地の賣買は不可能である。從來設定せられたる此の權利も屢々侵害せられ、折角の商租權は空文に歸しつゝある。これが爲めに我が國民の滿蒙に於ける經濟的發展の至難なることは多言を費さなくとも明瞭である。

(三)在滿朝鮮人に對する壓迫 是れ亦最近實に峻烈を極め、人道上より見るも棄て置く能はざる暴虐問題である。在滿朝鮮人の數は確實に知り難けれど概略八十萬内外と見るが中庸を得たる數字と思はれ、而してその九割九分までは農業を營みつゝある。

その在住地域は問島地方を第一としポクラニーチヤ、三姓、哈爾濱、奉天、岫巖、大孤山を以て劃する區域一帯と齊々哈爾附近、洮南、鄭家屯、通遼、新民、赤峰附近等に點在してゐる。此等農民の大部は支那人の鞭に逐はれながら、生々流轉の旅を續けてゐるが、之に對する支那側の壓迫は左の事例が遺憾なく之を物語つてゐる。

小作契約(租田)の禁止 從來鮮人は支那人地主より土地を借りて水田を作つてゐたが、數年前より支那官憲は、朝鮮人との小作契約を禁止、單なる雇傭契約のみを認むることとし、此の旨を秘密裡に訓令を以て嚴命し、鮮人に壓迫の手を伸ばしてゐる。

鮮人居住の壓迫(退去命令) 鮮人居住取締に關する秘密命令は枚舉に遑なく、退去命令を受けた朝鮮人に關する昭昭二年の統計は次の如くである。

鮮人逐出事件表

| 發生管内 | 箇所 | 發生管内 | 箇所 | 發生管内    | 箇所  |
|------|----|------|----|---------|-----|
| 牡丹江  | 一七 | 開原   | 二七 | 吉林省内十六縣 | 二七八 |
| 問島   | 數十 | 公主嶺  | 一七 | 安達      | 二   |

|     |    |        |    |     |   |
|-----|----|--------|----|-----|---|
| 安東  | 七  | 長春     | 三  | 滿洲  | 三 |
| 奉天  | 四二 | 一面坡    | 二八 | 双城堡 | 六 |
| 撫順  | 五  | 鐵嶺     | 一一 | 松花江 | 七 |
| 四平街 | 二  | 大石橋、海城 | 三  | 寧古塔 | 五 |

こゝに留意すべきは、蔣介石の北伐完成以來、國民政府の外交の手が急に東北に延ぶるに及び鮮人壓迫の手は、特に著しく其の鋒銜を現はす様になつたことである。

最近特に世人の耳目を聳動せしめたる萬寶山事件の如きは、支那が計畫的に日本國民たる朝鮮人に對する暴戻なる迫害を加へたる一例であり、我れにおいて斷乎たる威力を示さずんば、今後ますます悪化するに相違ない。

鮮人書堂(學校)の閉鎖 昭和二年に於いて調査した結果に依るに、書堂停廢の數は次の如く合計百二十三校の多きに上つて居る。安東(一一)奉天(八)撫順(四)開原(一一)鐵嶺(八)長春(九)黑龍省内(二八)吉林省内(四二)

鮮人應殺の事實 大正十四年六月、三矢朝鮮總督府警務局長と、奉天省官憲との間に不逞鮮人の取締に關する申合せを行つたことがある。其の後支那官憲は右協定に名を藉りて正業に従事せる鮮人

に對しても、戸口調査等の名目の下に種々の迫害を加へ、賄賂を強要せる等の事實がある。その甚だしきは遂に迫害の程度を超えて鮮人虐殺となり、昭和二年度のみにても虐殺の状況は次の如く多数に上つてゐる。即ち

吉林省（四四人） 清源縣（七人） 公主嶺（三人） 海林（一三人） 長春（一人） 撫順（一七人）  
安東縣（二人） 永安縣（二〇人）

鮮人に對する歸化強要 支那側は鮮人の滿蒙移住を利とするも、彼等は日本の臣民たる權利資格を有するが故に擅まゝに之を驅使し得ざる場合があり、是が爲め外交上自國に不利益なる問題を發生する虞れがあるので寧ろ彼等を歸化せしめ、強制的に自國の統治權内に置くを得策と認め、近來歸化の手續を輕易にすると共に、一面益々苛酷の壓迫を加へて之を強要しつゝある。從來歸化手数料は十二元乃至二十六元であつたが、之を目下一人二元七角に減じた。又日本官憲の注目を避くる爲めに縣農會の名を以て間接的に歸化を強要しつゝある。但し歸化鮮人は果して支那人同様に待遇せらるゝか否かは疑問といふよりも寧ろ問題外である。

不當課税 遼寧省寬甸縣當局は、昭和四年一月下旬在住鮮人に對し、從來一戸に付二十四元の税金を課してゐたが、不法にも五十六元に高騰せしめ、以て歸化を強要しつゝある。

不當搾取と亡狀 小作鮮人に對する支那地主の搾取は言語に絶するものがある。農産物の過半は之れを搾取し、更に地主たる支那人の下僕と等しく、洗濯及掃除は勿論、牛馬の飼育までも強要される。夏季は鮮人の最も困窮する時であるが、支那人は其の弱點に乗じて高利の金を貸付け、彼等の返済に苦しむを奇貨として娘は勿論妻女までも奪ひ取る。

我が帝國臣民の一部には實に上記の如き慘澹たる壓迫を受け、流離困頓の苦を嘗めつゝある同胞があるのである。單なる口舌又は紳士的外交を以てしては、もはや如何とも爲し能はぬのである。

(四) 在滿邦人の鑛山經營に對する壓迫 支那の鑛業條例に依れば、支那國內の鑛山採掘權は支那人、支那法人、及外支合辦の法人に對し許與せらるゝものである。これは單に國內法上認められた許りでなく、大正十一年華府會議に於て支那全權の施肇基によりて聲明せられ、議事録にも所載の事項である。又南滿洲鐵道幹線及安奉線の沿線に於ける鑛山經營は明治四十二年の『滿洲五案件に關する協約』に依り、日支合辦としなければならぬ事になつてゐる。その第四條には左の如く規定してある。

安奉鐵道沿線及南滿洲鐵道幹線沿線の鑛務は、撫順及煙臺を除き、明治四十年、東三省督撫が日本國總領事と議定した大綱を按照し日支兩國人の合辦と爲すべく、其の細則は、追つて督撫と日本國總領事との間に商訂すべし。

右はポーツマス條約に依つて露國より讓渡された日本鐵道の兩側三十清里以内に於ける日本單獨採掘權を緩和したものである。故に日本は右の條約に依つて、少くも鐵道の兩側三十清里以内に於いては日支合辦以外の採掘を排除するの特權を有する譯である。換言すれば日本人の有する採掘權は次の如く歸着する。

- 1 支那に於ける鑛山は、其の何れの地方に在るを問はず、日支合辦にて採掘を願出でたる場合支那政府は之れを許可しなければならない。
- 2 南滿洲鐵道幹線及安奉線の沿線に在る鑛山は、日支合辦以外の方法に依つて採掘することが出来ない。

然るに支那官憲は、從來我が日本人の鑛山經營に對しては、事毎に妨害の手段に出で、右條約上の權利を蹂躪しつゝある。例へば民國十六年十一月奉天實業廳の命令を

以て同省内の各種鑛業は總て支那官民の合辦となすべき旨の布告を出し、日本人との合辦經營を阻止すると共に、從來より經營せるものには、一律に強壓を加へて事業を繼續する能はざる手段を執つてゐる。昭和四年八月十三日、本溪湖石炭坑回收事件の如きは其の顯著なる一例である。又支那は一九一五年の日支條約に附隨してゐる交換公文に於いて、奉天省の牛心台、田什付、溝杉松崗、鐵廠、暖池塘、鞍山站一帶、吉林省の杉松崗、缸窰夾皮溝の鑛山採掘權を日本に許可する旨約したが、其の大半は之を實行せずして、密に支那人に許可してゐる。又邦人の支那よりする鑛石の購買に就いてまでも、妨害到らざるなく、尙支那人經營の鑛山に日本人技師を雇傭する件に就いても、極力之れを阻止しつゝある。

右の傾向は蔣介石の北伐完成後、國權回收熱の昂騰と共に益々顯著となつて來たのである。

(五)在滿邦人の農業に對する壓迫 大正四年滿洲及東部內蒙古に關する日支條約の第二條に於いて『日本國臣民は南滿洲に於いて各種商工業上の建物を建設する爲め、

又は農業を經營する爲め必要なる土地を商租することを得」とあり、明らかに商租權を附與してゐるに拘はらず、官憲の極端なる禁令妨害に依り、邦人の農業は實施不能の状態にある。中には土地は辛うじて之を手に入るも、いざ耕作せんとするとき支那官民の壓迫に依り中止するの止むなきに至り其の儘となつてゐるものも相當多數に上つてゐる。更に鮮人の農業に對する壓迫は既述の状態であつて、宛も狼に食はれつゝある羊のそれにも似てゐる。

新民縣公太堡に於ける勸業公司經營の水田事業に對し、昭和四年五月十一日支那官憲を加へた支那村民百五六十名來襲し、公司員を拉致し去つた、日本警察官は之を追跡して辛うじて取り戻したが、其の歸途再び襲撃せられ、警部補以下五名負傷した。斯くて五月十三日奉天總領事より支那側に嚴重なる抗議を提出し、事件は漸く落着したが、この種の事件は各所に發生してゐるのである。

(六)在滿邦人の森林事業に對する壓迫 大正四年の日支條約第三條に依り、日本人が南滿洲(吉林省をも含む)に於いて森林事業を經營し得ることは條約上既定の權利で

ある。然るに支那側は其の國內法たる森林法に於いて、外國人に對する森林拂下は之を禁止し、各種の法令は森林伐採權を外國人に讓渡することも、又之れを擔保として借款することをも禁止してゐる。これ明に前記日支條約違反たるのみならず、支那の資源開發に關して外國資本と技術とを歓迎すべしとの華府會議に於ける支那全權施肇基の宣言にも悖るものがある。

右の結果、吉林に於いて富士製紙、王子製紙、三井、大倉等多額の資本を投下し、森林經營に着手した邦商は、支那官憲の壓迫妨害に會ひ、其の事業を中止するの止むなきに至り、目下共榮企業公司の名目の下に、合同して纔に事業を繼續しつゝある状態である。又東拓出資の中東海林實業公司の如き日支合辦に依る森林經營も、支那官憲の壓迫甚しく到底圓滑なる事業の遂行は望み難き状態に呻吟してゐる。支那官憲の魔手は更に、鴨綠江採木公司の如き條約に依りて設立されてゐるものにも延び、不當なる規則の適用、税金の賦課を命じてゐる。又興安嶺に在る札免公司の如きも壓迫を蒙り、たゞ單に權利のみを保有して支那の盜伐を監視せしめてゐるやうな衰頹を示してゐる。



外交の力は此の種隣邦の無遠慮なる不法行爲の前には何等の權威もなく、力もなく、邦人は日に日に退却を續けつゝある。

(七)在滿邦人の工業に對する壓迫 滿洲に於ける邦人の工業は、大正四年の日支條約第三條に依り正當に承認された權利であるが、是れまた支那官憲の壓迫によつて漸次衰頹の運命に在る。その一二を例示する。

滿洲紡績會社 支那側は國產獎勵の名に於いてその製造者の内外人たるを問はず國內の機械製外國式貨物に對しては特別の税法を施行してゐる。即ち機械、洋式貨物税辦法がそれである。該貨物は外國輸出品は無税、國內は從價五分を徵收する外、一切の課税を免除するといふ特典を有つてゐる。大正十四年滿洲紡績會社は、北京政府から右の特典を與へられたものであるが、奉天官憲は奉天紡紗廠の製品を庇護せんがため、右北京政府の許可證を中途にて握り潰し、滿洲紡績會社に對して、右特典の附與を肯ぜず、爲に數次交渉の結果、已むなく遼陽地方官憲との間に或る程度の徵税にて折合ひ、目下其の條件に隱忍しつゝ製出版賣中であるが、未だ根本的の解決を見た譯ではなく、隨つて將來の不安を脱し得られないのである。

南滿洲製糖會社 製糖事業の圓滑を期する爲めには原料生産の豊富確實なることを必要條件とする。

隨つて其の若干は製造會社が調節し得るやう、其の所有しつゝある土地に依りて收穫することは何れの國に於いても行はれてゐる方法である。然るに支那官憲は極力之を妨害し、其原料を會社に賣込まんが爲、好んで栽培せんとする支那農民に對しても、地方官吏、巡警等をして干涉壓迫を加へしめつゝある。是を以て農民は普通作物に比し增收有利なることを知りつゝも、官憲を懼れて栽培し得ず、従つて同會社は營業を根柢より覆されんとする状態にある。

北滿電氣會社 大正七年、日本側資本金百二十萬圓、拂込額六十萬圓を以て設立せられ、其の後拂込額を九十萬圓に増加し、哈爾濱埠頭區、新市街、舊哈市、其の他郊外村落に廣く電力を供給し、其の營業状態は、北滿邦人企業中最も基礎鞏固で、將來の發展を期待されてゐたものであつた。所が近來支那側は之れに對し壓迫の魔手を延ばし、吉林省官民合同の名の下に新に資本金四百萬圓を以て電業公司を創立し、五千キロの發電所を建設して曩に殆ど北滿電氣會社の手中に落ちんとした哈市の電車敷設權を取り上げ之を同公司の經營となした。又電燈事業も奪回せんとして値下を斷行し、剩へ警察力を以て市民に電燈の切替を迫る等、極力邦人の事業に對して壓迫を加へ、北滿電氣會社は今や此の壓迫の下に氣息奄々たる有様である。

(八)在滿邦人の商業に對する妨害 滿洲に於ける邦人の商業は、大正四年の日支條約に依つて認められてゐるが、支那官憲の排日貨、不法壓迫等に依り甚だしく妨害せられ、漸次營業難に陥りつゝある。その實例は

**東三省官銀號の特産買占** 東三省官銀號が奉天票を亂發して年々特産の買占を爲し、機を見て之を賣捌いてゐるのは周知の事實であり、斯の如く官憲の力を以て特産を一手に吸収し、外支商人間の取引をして、必ず一度は官銀號の手を経なければならぬ破目に陥らしめてゐることは、奥地に活動してゐる邦商に取り至大の損害を與へるものである。昭和六年二月十一日、哈市聯合通信は張學良が大豆買占に乗出し、二月九日奉天に於いて其の具體案を決定し、現大洋五千萬元、哈爾濱大洋二千萬元を以てする旨を報じて來た。右は其の常套手段であつて、これが爲め邦商の蒙るべき損害の甚大なるべきは明かなるに拘はらず、又如何ともすることの出來ない有様である。

**商標權侵害** 邦商が農商部商標局から商標專用權を取得し商品の販賣に努めつゝあるに拘はらず、支那の奸商は右邦人製品を模倣偽造して漸次多量の商品が公然市中に出現販賣され、是が爲め本邦品の消費に甚大なる影響を及ぼす例も亦稀でない。現にツバメ印齒磨粉、クリーン齒磨粉、鷄印

石鹼、其の他の模造偽造品は隨所に見出される。

**哈爾濱に於ける金票流通禁止** 民國十五年十月哈大洋の暴落を喰止めんとして、當時の特別縣行政長官現東北空軍代理司令張煥相は、金票の流通を禁止した。其の後我が總領事の抗議に會ひ、右の禁止を取り止めたが、日本人以外の住民は、官憲の後難を懼れて金票の受取りを拒否し、事實に於いて右の禁止は實施されてゐるので、邦商は大なる打撃を受けつゝある。

**商品の抑留・沒取及不當課税等** 若しそれ我が國の商品にして邦人の手に依り滿蒙各地に運搬さるゝものに對し、故なく之を途中に抑留してその搬入出を阻止し、或は密輸入若しくは未納税等の理由を捏造して之を沒取し、或は各種の不當課税を強徴せらるゝが如き事實に至つては枚擧に遑がない。それは滿蒙の奥地のみならず、現に奉天の如き大都會に於いてすら頻々として行はれ、同地に於ける昭和四年度だけの實例を聞くと、岡田洋行、扇利洋行、福田洋行、柏内洋行、柏林洋行、東洋棉花、西尾洋行、茂木商會、高橋洋行、寶信洋行、九鬼洋行、久保洋行、等々々、何れも此の種の禍に逢つてゐる。其他推して想像すべきである。

以上述べたところは單なる事實の一端のみ。之を要約するに、現時の滿蒙は日本人に對して無條約國及無警察國の状態であり、正しき意味の行政も法律もなければ、居

住權、營業權等の何ものも保護されてゐないといふのが真相である。若しこれをしも尙忍ぶべしといはゞ、我が國が有する滿蒙の權益は何うなる。血を以て購へる國家生存權の保障は何うなる。そも／＼亦、我が國民は滿蒙を如何に見、將た何處に退却せんとするのか。

#### 四 威力解決あるのみ

事實は何よりも雄辯である。如何なる神經の痲痺し、或は鈍感化しつゝあるものと雖も、上記諸般の歴々たる事實を知らば、現に滿蒙が如何に危險に瀕せるかを知り得る筈であり、それは、もはや區々の文句を以て形容し能はざるまでに押し迫つてゐるのである。而かもその最大近因は、即ち南北兩政權が反日政策を敢行するが爲め、特に合流し通謀せる結果に外ならない。

何が謂ゆる正當なる要望ぞ。假りに支那又は滿洲側に正しき主張、正しき意見があるならば、條理を履みて紳士的交渉を行ふが順序であり、一方的に條約を無視し權益

を蹂躪しつゝ、何が正當の要望か。彼等の反日政策はかゝる公明正大なる理義の何ものをも有するにあらずして、たゞ專斷的に我慾を逞うせんが爲めであり、辭を利權回收に託して借款元利を履み倒し、或は言を反帝國主義に藉りて非理不法の横車を押通さうとするに在る。理義を以て争ふ能はざるが故に、不當なる行動を逞くし狂氣の如き宣傳を行つてゐるのである。試みに南京政府の名を以て滿蒙各地に布告された文句を見よ。曰く

日本は人口及食糧問題に窮し、滿洲に移民を企圖し、朝鮮人を利用して之を全滿に彌漫せしめ、内地雜居及商租問題の解決を策するものなり云々

と。現に遼寧省政府を始め各省に亘り右の布告を廣く省民に移し、反日思想を鼓吹しつゝある確證が、頻々と暴露して居り、此の種の運動に常軌を逸せる昌圖縣長の如きは、去る二月八日（一九三二）特に縣政府機關員及村長等二百餘名を召集し、日本は今や東北四省を以て自國の植民地たらしむる計畫を樹てつゝありと稱し、且つ通貨の過半が朝鮮銀行發行の紙幣なるを指摘して、その證據なりと叫び、激越なる排日主義の

強行を部下に強要してゐるのである。かゝる手段を以てしても尙支那の行爲要求は正當なりと思惟し得らるか。

更に彼地に到つて、彼等が使用しつゝある學校教科書を一覽せんか、上は大學より下は小學に至るまで、露骨なる排日の文學を織出さざるなく、人類の平和と正義とを教ふべき教育機關は、宛も惡魔的思想の養成所の如く、殺伐と暴壓を純眞なる青少年に吹き込んでゐるのである。彼等が夏期休暇に當りて配布せる心得書には、次の如き擬辯法が刷り出されてゐる。

賣國賊の嚴防並檢舉（日本人と通謀して國土を盜賣するものを防止せよといふ意——即ち商租權の蹂躪を教唆す）

積極的に仇貨を抵制すること（日本商品を排斥する意）

親日漢字紙（新聞）を破壊すること

各地に於ける全日本の野蠻侵略行爲を調査すること

金票（朝鮮銀行紙幣）を破棄すること

各地に分會を組織して本工作（排日計畫）を完成すること

常識あるものより見れば正氣の沙汰とも思はれざる毒々しき宣傳が、政府の名に依り若しくは政府の蔭に隠れて全面的に流布されてゐるのが、今日の滿蒙である。此の種の排日團體にして現に活動しつゝあるは、目星しきものみにも十餘に上り、就中東北國民外交協會の如きは、内外各地に電報を發し、或は宣言書を送る等、最も危激なる運動を續けつゝある。

如何に善意に考ふるも、支那の排日政策、殊に滿蒙に於ける今日の反日運動は、尋常の沙汰でない。足一たび滿蒙の地を踏みたる人々は、到底平靜に見過し得ざる彼等の暴壓を到る處に聞かされるであらう。假りに彼等が、彼等自身の手によつて鐵道を建設せんとする希望を無理からぬこととして、將た又假りに日本の所有しつゝある權益を自國に回收せんとするその心理に同情を表すとしても、日本より借受けたる鐵道資金の元利も支拂はず、他國の借款に依つて鐵道を建設し、工事完成後は一切の約束を破りて、口ハで之を自國の手に奪ひ取るといふが如き理不盡の政策が、世界のどこに正當と認められ得るか。いはゆる「やらす、ぶつたくり」主義の政策を以て若し

も正當なりとするならば、世界は忽ち闇黒化して鬼畜の状態となるではないか。況んや日本の權益には、巨額の犠牲が投ぜられ、之を開發するにも多大の資本が費されてゐる。そしてその資本も犠牲も皆、支那人の利益となり、滿蒙の繁榮を持ち來してゐるのである。例へば既に十億圓にも上る滿鐵の投下資金に對し、日本の株主に配當せらるゝは僅々二千三百萬圓に過ぎない。そして同社が勞役者に支拂へる數千萬圓の金額は、其の殆んど全部が支那人の所得となつてゐる。又日本人の收得額も當然大部分は生活費と化するものなるが故に、矢張結局は支那人の懐に落ちつゝある。要するに鐵道、鑛山、其他全部の事業が皆滿蒙在住の支那人を利益してゐるのであつて、實質上日本に持ち來される金額は幾許も無いのである。

支那の政治家は何時の場合にも口癖の如くに、日本が人口食糧問題に悩みて滿蒙を植民地化するといふ。併しながら現在滿蒙の富源は、何人の努力と資本に依つて開發されたか。又何れの國民に依つて其産業を指導し且つ世界に紹介されたか。若し日本が大豆を買はず、朝鮮も粟を買はず、其他滿蒙の生産品を無用としたならば、彼等は何

に依つてその繁榮を保ち、何處にその生産品を賣り捌かんとするか。もとより世界各國を通じ、それ〴〵若干の需用はあるべきも、滿蒙の産業が日本なくして成立たざるは、現在滿蒙全體の貿易額中、日本一國にてその四割七分(昭和四年度)を占めてゐる事實に徴して明瞭である。總ての産業は需給の關係に基いて存在し發展する。需用なき處に産業なし、日本が食糧其他の産物を需用すればこそ、滿蒙は今日の殷盛を示したのである。然るに自本を排斥し驅逐し、その權益を奪ひて、如何にして滿蒙の幸福繁榮を期待し得るか。

更に彼等が日本の對滿移民計畫なるものを眞實めかしく持ち出すに至つては、寧ろ噴飯の至りであり、現に滿蒙に在住する日本の内地人は過去二十六ヶ年を經過せる今日と雖も、尙二十萬人に達せず、それも滿鐵及官廳關係者が大半を占め、其の一半は概ね商業に従事し、實際には一人の移民も無い。朝鮮人の如きも其の大部分は久しき以前より間島方面に在住するものである。それすら全部を合算して百萬には達せぬ。之に反して、山東其他の支那本部より滿蒙に移住するものは年々百萬人に上る状態を

呈し、彼我の差は百對一の比率以上に支那に有利なる展開を示してゐるのである。だが、支那の軍閥及職業政治家は、かくの如き正しき正義と事實とに耳を傾くるものではない。右といへば左、左といへば右、何處までも非を理に曲げて、その不當行爲を押し捲くるが彼等の本色であり生命である。然らざれば彼等の政治的營業と彼等の私利私慾を圖るに都合が悪いからである。彼等が滿蒙の外交權を南京政府に委譲せりといふも、實は同様の魂膽に出發するのであつて、それは日本の外交交渉を故意に回避し、或は引摺り廻はさんが爲めに外ならない。即ち日本が從來の手段方法に依りて問題の解決を奉天政府に迫る時は、彼等は言を南京政府の命令に藉りて其の責任を避ける。それで日本が南京政府に交渉を持ち懸くれば、彼はまた知らぬ顔して奉天政府に談判せよといふ。互に責任をなすり合ひ、各々交渉の衝に當るを避けんが爲めに仕組まれたる南北合流劇である。そして各々謀し合せて日本の如何なる抗議も弄殺し如何なる交渉も握り潰し、已むを得ざる場合と雖も南北互に言を設けて遷延策を執る。それが支那古來の外交手段であり、彼等が最も得意とする藝當たるを知らねばならぬ。

い。だから支那に關する一切の外交事件が、未だ曾て最後の威力を示さずして解決された例なきは、英佛獨等の何れも熟知してゐる筈であり、この種の經驗を持合はせざるは、ただ新參の米國だけであらう。

説いて茲に到れば、現時の對支滿蒙問題が、普通の手段方法を以てしては、斷じて解決の不可能なることを明瞭に理解し得る筈である。彼等の眼中には既に條約なく實際信義なく、而してその權益無視は計畫的であり、その反日政策は敵對的行爲と何の異なるところが無いのである。故に普通の外交的交渉に依り、我が權益を擁護し滿蒙の平和發展を圖らんとするが如きは、假りに百の公使を取換ふるも、千の領事、理事若しくは滿鐵總裁を更迭せしめても、全然勞して效なきことである。殘されたる解決策はたゞ一あるのみ。一とは何ぞ、實力の發揮是れのみ。

否、それは日本が之を好まずとしても、支那の政治家は既に公然として事實上に對日宣戰を布告してゐるのである。現に南京政府の外交部長たる王正廷は本年（一九三二）二月の初め郷里浙江省慈溪縣に歸省中、同地國民黨々部に於いて『國民政府の對

日政策』と題し實に左の如き大膽極まる聲明を發表してゐるのである。

本年中には領事裁判撤廢、租界回收、内河航行權撤廢等が相當成功を收め得られるが、特に日本に對しては南滿洲鐵道沿線の守備兵を撤退せしめ南滿地方の主權を回復すべく、若し日本がこれに應ぜざれば支那國民は一致して之に對抗すべく、その方法は宣傳、宣言等の生温き方法によらず、必ず軍事上の作戰計畫により且つ軍器糧食を準備して一戰を交へるの準備を以て之に對抗すれば必ず日本は屈服する云々

苟くも一國の外務大臣たる地位に立てるものが、かくの如き露骨なる挑戰態度を公表し我れに開戦を求めてゐるのである。我れに於いて敢然其の非違を膺懲し其の不逞を痛彈し、嚴正なる清算を行ふに何の躊躇を要せんや。速かに最後の腹を極め、一切の懸案を取纏めて威力的交渉を提議すると共に、彼れが即時的回答を求むべく、而かも彼れ若し、即時我が正當なる要求に應ぜずんば、間髪を容れず斷乎として戦を宣すべきである。彼れ既に條約を無視し、權益を侵害し、邦人を迫害し、露骨なる敵對行爲を示す、武力を掲げて之に對抗し應戦するは當然のことである。國民生存權の防衛であ

り、國際正義の爲めである。東洋の平和を支持し、世界全人類の福祉を擁護し増進せんが爲めである。陸海軍は國家の飾り物ではない。かゝる際にこそ活用さるべきである。

滿蒙の現情を目して危殆に瀕すといふは、未だ以て凱切なる言と爲し難い。實際は既に火が燃え上つてゐるのである。我が國の權益も條約も、根本的に破壊されてゐるのである。最早今日となりては、威力の發揮以外何等の策あることなし、堂々正義の師を起すの一事あるのみ。それが同時に、あらゆる意味に於いて、日本の使命であり、神の默示する國難打開策でなくて何でらう。

### 國民政府最近の對日政策 (昭和六年七月四日南京發電通)

七月三日午前八時より約五時間に亘れる國民政府會議は下記の對日政策を決定した。

- 一、東支鐵道を速かに回收し、これを前例として滿鐵回收の交渉を日本と開始す
- 二、東三省における朝鮮人移民の入國を拒絶する具體辦法を作成公布すると共に、現在の朝鮮人移民に壓迫を加へ退去のやむなきに至るや有力なる方法を講ずる
- 三、滿洲において發生せる日支紛擾事件中地方的解決を不利とするものは全部中央に移管し解決を出来るだけ引延ばす
- 四、滿蒙問題の重要性を國民に知らしむるため對日國論喚起の方法を講ずること
- 五、對日問題に關し中央政府と地方政府一致し、場合によつては民間各團體をして排日運動を蒸返さしめ外交の後援とすること
- 六、法權交渉は従前通り日本を無條約國として扱ひ、絶對平等條約獲得の一本槍で進む要するに支那側は我が政府の外交を見送り、又機先を制して滿蒙における我が既得權益をいはゆる「革命外交手段」により正面又は側面より切崩さんとするのである。

## 第六章 日支交戦と米露

### 一 米國の對支進出展望

對支滿蒙問題の合理的並に根本的清算方法が、威力解決以外に手段なき事由は既に之を説明した。だが此の場合、我が朝野の人々が最大の關心を禁じ得ざるは、米國及露國の態度であらう。そして現に神經衰弱症に罹つてゐる世の悲觀論者は、吾々の主張を以て冒險とも無謀とも考へるであらうことを想像する。次の問題は茲に在る。有體にいへば、我が國が上來記述せる如く退却線上に低迷し、今日の行詰りを見るに至つたのは、支那の主張を是認したからでもなければ、彼れの國威國力に恐れた爲めでもない。その實は英米の爲めに引摺られ、英米の爲めに自屈してゐるのである。英米といつても、寧ろ米國が主である、單に英國のみならば我國と利害の共通點多きは曾て日英同盟の歴史が之を證明する。其の後世界の形勢は變化したとはいへ、英



國としては古くより支那との交渉を有する關係上、支那の國情及支那の政治家が如何なる性格を有するものなるかに就いては、相當の智見もあり、體驗も重ねてゐる。歐洲大戰後の英國は其の國力も未だ恢復せず、各屬領との内面關係にも種々の難問題があり、已むなくこゝ暫くの間は、成るだけ米國と歩調を共にし、米國の反感を買はざることを以て其の國策としてゐる。是が爲め外形的には、英米一致して日本に當るが如き觀を呈してゐるが、英國の對支政策は積極的でなく消極的にたゞ上海を死守する一事に最後の覺悟を堅めてゐるものと推測さるゝ十二分の理由がある。随つて問題は英國にあらずして米國に在る。

然るに米國は前にもいへる如く、最も遅れて支那に割り込み來れる列國中の新參者であり、且つその國民の通有性として、冷靜なる理義に聽くよりは、却つて俗耳に投じ易き宣傳に誤られる傾向が多い。第一、支那に對する豫備知識が淺薄であり、第二後から割込み來つた關係上、早く列國を抜いて其の對支地歩を築き上げんとする必要より、出來得る限り支那の好感を買ふことを有利とし、第三には、列國の既得權を吐

き出さしめ、若しくは之に均霑することに依つて自國の立場を展開するを得策と考へたこと、是等の事情が重なり合つて、漸次支那の宣傳を無批判に受け容れ、支那の職業政治家に乗ぜらるゝに至つたことは、たゞに日本の爲めに不幸であつたばかりでなく、支那の爲めにも米國の爲めにも、決して效益ある結果を齎らさなかつた。否、それが非常なる禍ひを各關係國始め、廣く世界に齎らしたのである。

之を總言するに、米國の對支政策は最初の出發點より事實の認識を誤つてゐた。理論的には間違つてゐなかつたが、支那や日本の實態を見る眼が狂つてゐたのである。そして其最初の狂ひが、どこまでも附き纏つて、恰も色盲の遺傳者の如く黑白青黃の識別を誤るに至つたのである。何故に斯くいふか。

こゝで少しく既往に於ける米國の對支政策を展望して見る必要がある。元來米國はモンロー主義を立國の基調としてゐたのであるが、前世紀の末葉、西米戰爭を轉機として其の政策に變調を呈して來た。彼れが極東政策に特殊の興味を持ち始めたのは即ち比律賓を手に入れてからであり、一八九九年國務卿ジョン、ヘイの名を以て列國に

呼びかけた對支提議が即ち最初の投石である。是れ世に所謂門戸開放、機會均等主義の發唱として知らるゝもので、當時の支那には列國の勢力範圍が定められ、盛んに利權の爭奪が行はれてゐた最中であつた。そこで米國は此の競争のスタートに立遅れた關係上、列國の勢力範圍に對して均等利益を得んとする欲望から、此の提議を行つた譯であり、それは主として經濟上の建前から持ち出されたのであるが、此の時既に米國は實際上に於ける對支認識を誤つてゐた。

蓋し門戸開放、機會均等主義の原則は單に支那に限らず、世界各國に切要なる國際公理として尊重せらるべきものであり、隨つて何れの國と雖も表面上之に反對するものはない。事實に於いて當時の支那には北に露國あり、中央に英國あり、南方に佛國ありといふ状態であつたのみか、支那それ自身が毫も門戸開放を欲せざる國であり、何等機會均等主義に共鳴せざることに氣づかなかつたのである。例へば支那の開市開港場の全部は英清戦争其他の結果、列國に強要されて澁々其要求を容れたものであり未だ曾て一市一港と雖も、自發的に支那自身が眞に門戸を開放した事實は無いのであ

る。換言すれば、支那自身は飽くまでも鎖國主義であり、排外主義であり、唯我獨尊主義の國家である。それを米國は理解してゐなかつたのである。而して今も尙此等の理解が十分に徹底してゐないやうに思はれる。

それ故にジョン、ヘイの提議は列國に容れられたが、其後忽ち北清事變が勃發して極端なる攘夷主義が演出され、そして支那に對する列國の政策も益々高壓的となり、該提議の趣旨とは正反對の事實のみが多かつた。此の形勢に刺戟されてか、將た一部資本家の野心に由るかは別問題として、其の後米國は自らも亦對支利權の仲間入りを爲すべく、種々の努力を試み日露戦後に至つて、それが著しく露骨に現はれて來た。其の一はハリマンの滿鐵買収計畫であり、其の二は其のハリマンの絲を引ける當時の奉天總領事ストレートの滿洲銀行設立計畫である。更に第三には國務卿ノックスの滿鐵中立提議であり、第四は前者と時を同じうして滿鐵の併行線たるべき錦愛鐵道敷設計畫である。(尙法庫門鐵道計畫の裏面にも米國の躍動が主となつてゐる。)

是等の事實は、苟くも近代の外交史を讀むものの悉く熟知する所であらうから茲に

費説を省略するも、上記の計畫は悉く失敗に歸し、一として成功しなかつたのである。これは畢竟、米國が支那の實情と、日本の地位、並に露國の政策に無理解であつた結果に外ならない。然るに米國は尙同様の方策を續け、一九一一年には世に謂ふ所の四國借款團なるものが、米國の提議に依つて組織された。該借款團は最初米支兩國間に於いて支那及滿洲の財務改革並に滿洲の工業企業を目的とする一千萬磅(約一億圓)の借款豫備協定を結んだことが其の發端であつて、表面は滿洲の幣制改革を主眼とするが如く見せかけ、實際は同地域の利權を收穫せんとする目的に出たのである。それ故に滿洲に特殊關係を有する日露兩國を除外して、米英佛獨より成る四國借款の形式を執つたのであるが、而かも實際には是れ又、一つも效を奏せず、何等確實なる借手もなければ貸しやうもなく、手の下しやうが無かつた。流石の米國も斯くてはならじと其の翌年に至り已むなく日露兩國の參加を求めたので、兩國は其特殊權益を損傷せざることを條件として之に加入し六國借款團となつたが、間もなく米國の政權は民主黨に移り、同國は自ら此の借款團を脱退するに至つた。

次いで歐洲大戰が勃發した爲め、英佛獨も自然該借款團脱退の形となつたが、其の頃日米兩國間に謂ゆる石井・ランシング協定が成立し、日本は支那に對して何等領土的意圖なきを表明すると同時に、米國は滿洲に於ける日本の立場が地理的經濟的に特殊の關係ある事實を承認した。若し米國が幾分でも支那及日本の實情を正當に理解せりと言ひ得べくんば、前後を通じて唯此の一事のみが稍それに近いといひ得る。

併しながら今日より顧みれば、是れも極めて閃光的なる一時的覺醒に過ぎなかつた。それは米國が歐洲大戰の終結後、さきに自ら脱退せる借款團の再組織を企劃したことや、華盛頓會議に於ける米國の態度に依つて明瞭となつたのである。此の新借款團は獨露を除外せる米英日佛四箇國の銀行團を主體とし、將來支那に於いて公募せらるゝものは其の政治借款たるを問はず、之を新借款團共同の事業となすべきことを協約したのであるが、其の際日本は滿蒙に於ける既得の權益につき、國防上及國民の經濟的生存權を確保する爲め、其の重大なるものに對しては必要なる措置を執るの自由を保留し左の條件を提出した。

(1) 南滿洲鐵道及同支線並其の附帶事業たる鑛山は新借款團の範圍に屬せず  
(2) 吉長線、新奉線、四鄭線は既に具體的進捗をなせるものなるを以て右同斷  
(3) 吉會線、鄭家屯——洮南線、開原——吉林線、洮南——熱河線及洮熱線の一點より海港に至る鐵道は滿鐵の支線若しくは培養線たるに止まらず、實に滿鐵と相須ち、帝國國防に最重要なる關係を有し、極東治安保持の基準たるを以て、右同斷

此の條件に關し米國側は容易に同意を肯んぜず、種々の曲折を経て、結局洮熱線及其の一點より海港に至る線は遂に我れに於いて讓歩し、一九二〇年十月新借款團に入ると同時に次の原則を承認することとなつた。

(1) 借款團員(各國銀行團)の所有する既得優先權は總て新借款團に提供す

(2) 將來に於ける政治的及經濟的借款は悉く新借款團に於いて占有す

かくして米國の計畫は、日本の讓歩に依り大體に於いて成功したかの如く見えだが、是れ亦實際に於いて少しの効果も奏せず、紙上の借款團たるに過ぎない、日本としては馬鹿正直に讓歩せるだけが無意義の損失であつた。

米國の支那及滿蒙に對する割込策は、前述の如く約三十年來の事であるが、而かも其の間に於いて實際的に成功を告げたものは殆んど皆無であつて、近年漸く支那内地に於いて一千二百哩に亘る鐵道敷設權及大運河借款等の特權を獲得せる如きも、それは上記の四國借款團とは別に、米國單獨の銀行團を組織して成れるものである。其他貿易及企業上に種々の權益を得るに努めつゝあるやうだが、其の實質的成果に至つては今後と雖も寧ろ知るべきのみ。それは即ち米國が支那の實情を正しく理解せざるが爲めであり、他の語を以てすれば即ち日本を壓迫し排斥することに依つて何等米國は利得せず、却つて有害無益なる結果を齎らすに過ぎないからである。以下更に其の理由を述べる。

## 二 認識錯誤に出發せる對支政策

現在、米國對支政策の基調をなすものは、ルートの四原則である。それは米國政府及國民が最も偉大なる哲理の如く、絶対に變更し違反すべからざる神聖物の如く思つ

てゐるものであり、而して日本に對する壓迫手段は、該四原則に依つて初めて正當づけらるゝものゝ如く考へてゐるのである。米國は此の四原則を信條として華盛頓會議を主宰し、日英同盟を葬り、石井・ランシング協定を反古とすると同時に、新に九國條約を成立せしめたが、謂ふ所の四原則とは何であるか、其の内容は左の通りである。

- (1) 支那の主權獨立及領土的並行政的保全を尊重すること
- (2) 支那が有力鞏固なる政府を完成する爲め支那に對し其の機會を與ふること
- (3) 支那全土に亘る各國民の商業上に於ける機會均等主義を有効に樹立し且之を支持する爲め努力すること
- (4) 友好國の國民又は市民の權利を損傷する虞ある特權若しくは特別の利益を現下の事態に乗じて獲得せざること、並右友好國の安全に有害なる行動を認容せざること

第一は支那の領土及主權の保全であり、第二は支那の行政確立に對する援助、第三は商業上の機會均等主義、第四は支那に於ける列國の勢力範圍の否定を意味する。曾てジョン・ヘイが門戶開放、機會均等主義の原則を建てた時は、尙列國の勢力範圍を

容認しての政策であつたが、ルートの四原則に於いて百尺竿頭一步を進めて、新たな特殊地域、特殊權益の創定其のものを否定すると同時に、支那の行政保全を加へたのである。それだけ米國當初の對支割込策が擴張されたのであり、畢竟歐洲大戰の結果、米國の勢力が伸展したからである。

此の四原則も、之を理論的に見れば寧ろ當然の事を當然に表現したゞけであり、抽象的見解としては間違つてゐない。併しながら現實の世界は、正義人道を標榜しつつ、資本的侵略や人種的差別主義を實行しつつある國家あるが如く、支那に於いては其の四原則の何れもが一種の空想若しくは錯覺に過ぎずして、何等妥當性を有しないことを記憶せねばならぬ。そこに米國の對支政策の錯誤があり、根本的認識の不足が暴露されてゐる。

早い話が、第一の領土、主權並に行政的保全の尊重は甚だ結構に相違ないが、現實の支那は此の文字に該當すべき如何なる主權乃至行政を持つてゐるか。國憲もなく議會もなく、司法權と行政權との區別も明確ならず、大總統、大元帥、又は首席委員な

どといふものが數ヶ月乃至二三年の壽命しか無く、國家としての責任も義務も負はず事實上には地方的軍閥の手中に在る支那に何の主權があり、何の行政的保全があり得るか。随つて第二の有力鞏固なる政府なるものが、いつも砂上の樓閣であり、朝にして夕べを測り知る能はざる軍閥と職業政治家の一部的集團が、何の有力鞏固なる政府か。若しも斯くの如き電影的存在に對して、之を完成すべき援助を與ふるならば、それは他の言葉に於いて、一黨一派を擁護するものであり、不合理なる内政干渉たらねばならない。

又第三の機會均等にしても、特殊的權益の新たなる獲得否定や、友好國間の安全保障にしても、理窟としては極めて結構だが、支那自身が其の門戸を開放せず、何等内政の改善と秩序の保持安定に努力せざる事實を眼前にして、如何にしてその實現を期待し得らるか。謂ゆる機會均等主義は、例へば日本が滿蒙に於いて多年其の經濟的開發に従事しつゝあるが如く、秩序と平和とを確保し得てこそ實現可能となるのであり、然らざれば新たなる特殊權益を獲得せんとする野心國は益々其の欲望を逞しくす。

るのである。友好國の安全保障に至つても同様であつて、支那其のものに對しては決して其の實行を望めないのである。さればこそ現に米國自らですら、支那内地に於いて既記の通り新四國借款團を尻目にかけて、鐵道敷設權や大運河借款を取結んでゐるではないか。

約言するに、ルートの四原則は宛かもアリストートル哲學の如く單にいはゆる原則であつて、何等實情に即しての政策たり得ないのが支那の状態である。だから何程米國が支那に好意を賣りつけ、何程南京政府などを援助しても、支那は一分一厘も實質的に改善されないものである。否、之を援助し彼等に好意を賣りつければ賣りつける程却つて支那の状態は悪化し、機會均等主義も破壊されるれば、友好國の安全も脅威攪亂されねばならぬのである。それは南京及奉天兩政權の合流に依り、滿蒙の特殊性が失はれた結果、滿蒙の地域が今日危殆に瀕しつゝある事實に徴して知るべきである。

然るに、米國が今も尙ルートの四原則を金科玉條視して、對支認識の錯誤を繰り返してゐるのは何故であらうか。その理由は極めて明白である。米國は支那に四億の

人民があり、廣大なる地域及富源があるとの考へから、支那一國を味方にすれば將來の互市場として歐洲全體に匹敵し、若しくはそれ以上の利益を得べしと誤信してゐることに出發するのである。此の見解は未だ支那の實情に通曉せざる米國として無理からぬ錯覺とも思はれるが、實際には全然見當はずれである。

成る程、支那には四億の人民が住んでゐるに相違ない。併しながら其の購買力は貿易表の示す通り輸出入全部を合して二十億兩内外に過ぎない。即ち日本の半分にも足りないのである。人口に於いて日本に七倍するに拘はらず、かくも貿易高の少いといふことは即ち、支那が決して米國の想像し期待する程に富裕でも有望でもないことを證據立てゝゐるのである。然らば原料供給地としての支那は如何といふに、支那の輸出品の主なるものは生絲、大豆、豆粕等であるが、其の生絲は日本のそれに比して殆んど問題とならず、大豆、豆粕等の最大顧客は日本であつて米國ではない。本來は米國それ自身が豊富なる資源を有する國家であり。支那の供給に待つべきものとしては殆んど何一つの目星しきものがない。随つて互市場としての支那は、米國に取りて何程

の價値もないといふことを知らねばならない。

強ひて米國の利益を支那に期待するならば、資本の供給が其の一であり、機械、石油、麥粉等の輸出を増進すること位が其の二である。だが資本を供給しようといふなら、何よりも先づ、支那の統一安定を根本要件とする。然らざれば貸附けたる資本も利子も回収の見込が立たないからである。それ故に米國はルートの四原則に基き頻りに支那の行政保全を高調し、有力鞏固なる政府の完成に援助を與へよと言つてゐるのであるが、御當人の支那それ自身は、單に外交問題を政權爭奪の具とし、以夷制夷主義に夢中となりつゝあるのみで、少しも内部改善の誠意を持合せざること既に屢々指摘せる通りである。だから四國借款團の發頭人であり、米國財團の大立物たるラモントすら、支那相手の借款には愛想をつかしてゐる。日本の如く近接地域に實力を有し且つ多年の歴史と條約上の權益を保有して居つてさへ、言を左右にして借款元利の支拂を遷延し、或は踏み倒して憚らざる支那である。否、支那の軍閥と職業政治家である。かゝる相手に對して資本を提供するは、自ら進んで鰐の口に飛び込むと同様であ

り、初めより元利不拂を承知の上でなければ不可能である。殊に日本を排除し或は壓迫して、米國獨り支那に利得を求めようとするが如きは、危険の上もなき空想である。それでも米國が自ら好んで資本を供給すると云ふなら、それは御勝手であり、無論支那は多々益々之を歓迎するに相違ない。何となれば、彼等は初めから元利返済の意なく、初めから大なる慈善、大なる喜捨なりと考へてゐるのであるから。

### 三 再認識を要する米國

更に米國其他支那の實情に通ぜざる人々（日本人の一部を含めて）の爲めに親切に説明するならば、支那の人民と支那の政府との關係が、全然對蹠的であることを認識するが、何よりも大切である。

支那の人民は昔から政治を欲せず、法律を好まず、謂ゆる國家の厄介になることを極力忌避し來つた民族である。なせかといへば、それらは皆各時代權力者の利益の爲めに製造し行使せらるゝものであつて、何等人民保護の機關にあらざるのみか、逆に

人民を誅求し人民を壓迫するが爲めの兇器に外ならぬからである。故に支那に於ける政權の所有者と、支那の人民とはいつも脊中合せであり正反對の立場と利害と見解を有するものである。随つて支那の政府が利權回收を叫び、法權の獨立を主張するを見て支那の人民は寧ろ眉を顰めてゐる。それは關稅改正の一事が證明する如く、其の全部が單なる政治營業者の掛け聲であり、一部政權所有者の懷を利用するだけに過ぎずして、少しも人民を益せぬことを熟知してゐるからである。

實例を物語れば曾て我國が滿鐵會社を創立するに方り、特に日支兩國民に對して其の株主たる資格を與へ、且つ當時の支那政府に對して相當の株を持ち該事業に參與するやうに熱心に勸告した。然るに彼等は冷然之を聞流し我國より分讓せんとする株すら應じなかつたのである。其の後鑛山森林等の日支合辦事業にせよ。或は製糖、羊毛、水田開拓等の事業にせよ、一として支那當局に於て之が施設に努力せるものなく其の總ては皆日本が投資し開發し、或は指導援助を與へたのである。而かも支那は是等の事業を起すに方り最も必要なる土地の處分權を與へざる爲め、已むなく支那の人



民中に理解あるものを求め、之を名義人として事業に着手するといふ有様で、それすら支那の官憲は頻りに妨害し、開發を阻止する。即ち門戸開放、機會均等主義の正反對を行くのが支那の政治家である。そして後に至つて利權回收を叫び、滿鐵其他の事業を奪はんとするのが彼等の主張である。米國々民は須らく此の事實を味識すべきである。

支那では古來軍人官吏等を最劣悪の人間と見、彼等が任官の登龍門たる謂ゆる進士秀才等に志すものを國匪又は姦偷などと呼んでゐる。それ程人民と政府とは別個の存在である。支那の人民が政權所有者の變る毎に、種々の旗を用意して之を軒頭に掲げるのは、軍閥の爲めに睨まれることを恐るゝが故であり、掠奪誅求迫害を逃れる爲めの御守札に外ならない。是を以て支那の人民は如何なる政府、如何なる政權の所有者に對しても、心には一顧の信用をも拂はない。之を必要とし之を支持するものは軍閥と職業政治家、及び彼等と結托して巨利を博せんとする官商、財閥だけである。清朝が共和國とならうが、袁世凱、段祺瑞、張作霖等の何ものが權力者とならうが、その實體は少しも變らない。無論蔣介石を首腦とする今日の南京政府も同一のことであり、矢張

洋服を纏へる支那の軍閥たることに些かの差異なく、其の集團は皆職業政治家ばかりである。之を目して從來の舊軍閥とは其の本質を異にし、今度こそ本當の民衆的政府だなどとするが如きは、大なる錯誤である。それは恰も洋装せる支那人でありさへすれば、人種の如何を問はず、直に米國人であり文明國の政治家なりと誤認すると異ならない。

支那の實情は斯くの如く、政府と人民とが別箇の存在であり、より適切には寧ろ仇敵の關係に在る。故に自國の法律や、政治や、權力の及ばざる外國租界を羨望し、金のあるものは争つて治外法權地に住居を求め、同じ法律、行政乃至權力の支配を受けるならば、外國の法律、行政乃至權力の下に立つことを安全と考へてゐるからである。支那内地の人民が群を爲して滿蒙に移住しつゝあることも是が爲めである。米國民は未だ如上の真相に通じないで、他の文明國同様に支那の政府と人民とを同一體の如く考へてゐるやうであるが、それは根本的の謬見であり、寧ろ驚くべき錯覺であるといはねばならない。それが解れば、米國の對支政策は即時即刻之を建て直さねばならぬ理由をも悟り得よう。

近來米國は、支那に對して戦後の不用品及過剰品等を貸賣りし頻りに市場の開拓に努めてゐるが、是れ又支那軍閥一味の大に喜ぶ所なると同時に、其の代價の延滞と不拂とは米國として覺悟の前であらねばならない。當面的には其の不用品及過剰品が有利の價格に換算されるであらう、其の代價が借款其他の形に變じて帳簿上には米國が投資せる權利とならう。唯それだけである。其の投資と權利とは永久に紙上の文字たるに止まり、結局ロハにて支那に寄附したると同一結果を持ち來す。此の場合若し米國が其の投資を活かし、其の權利を現實化しようとするならば、其の對價は必ずや囂々たる排米運動であり、苛烈なる反米政策の宣傳以外の何ものでもなからう。而かも斯くの如き支那の不當行爲を匡正し、米國の合理的主張を貫徹せんが爲には實力を以て彼等に迫るの外、他の手段は絶対絶無である。

米國は世界の最大成金國であり、現に資金の洪水に悩み、生産品の過剰を持って餘しつゝある。之を支那に呉れてやるのは蓋し善いことかも知れない。だが其の元利及貸賣りの回収を期待するならば、それは一場の夢に終る。ロハの資金、ロハの商品なれ

ばこそ支那は歓迎するのである。若し返済しなければならぬといふ觀念が彼等の頭に宿つてゐるとしたら、どうして今日迄の借款を平然として踏倒し得ようか。又何を好んで一日五弗(約十圓)もの高い勞銀から生れた米國の商品を歓迎しようか。米國が其の資本を太平洋の海底に捨てると同じ覺悟を有せざる限り、また、支那の如き低物價低勞銀國とならざる限り、若干の特殊品は別として、米國の對支投資及對支貿易を歐洲なみに發展せしめることは、永久の空想に過ぎない。

勿論吾々は、米國近年の支那に對する經濟的發展を見落してゐるのではない。殊に滿洲方面に於ける投資及商品の進出に努力しつゝある事實は、決して輕視する能はざるものがある。それは歐洲戦争の爲め、英獨等に代つて其の販路を擴張せる事情もあるけれども、日本が後退すればするだけ、米國の經濟的進出を活潑ならしめつゝあることは、掩ふべからざる趨勢である。換言すれば米國は日本を壓迫することに依つてそれだけの代價を獲得したのである。故に米國は今後益々日本壓迫の手を強め來るであらうとの推測も、敢て無稽の見解とはいはれない。同時に日本としては之に對して

相當の準備と決意とを必要とすることは言を待たない。

併しながら、米國が冷靜に支那の真相を見究むるならば、ルートの四原則が政治的にも、經濟的にも、單なる抽象原理としての價值しか無い事を悟り得る筈であり、之を悟らしむることが日本の任務であらねばならない。敢て支那を惡しざまに譏れといふのではない。支那の實情と日本の正しき主張及見解を偽りなく發表して、世界の蒙を啓けといふのである。否、米國に於いても今は既に支那に幻滅せる識者が決して少くない。米國政府も餘程以前とは支那を見る目を異にしてゐやう。無意義の退却は、日本自身を滅亡に導くものである。日本は唯率直に、吾々がこれまで論述した事實と正當な認識とを、廣く世界に説明し、其の理義を顯揚すればいゝのである。さうすれば米國々民も『成る程さうか』と必ずや反省するに相違ない。此の點に於て米國民の性質は其の粗放にして淡白なるだけ、それだけ支那の職業政治家の宣傳に誤まられてゐたことを、寧ろ容易に自覺するであらう。そして米國が期待する支那の平和と安定とが、日本の協力なしには絶對不可能であることを知るであらう。日本だに其の正當性

を確持し徹底せしむるならば、米國何の恐るゝ所ぞ。憂ふべきは、日本自身が明治時代の理想と日本の正當性を、雄々しく世界に宣明せざりしことの怠慢と無氣力とに在る。

#### 四 果して日本を敵とするか

吾々は既に、米國の對支認識と其の政策が、最初の出發點よりして大に誤つてゐることを解明した。而かも日本の一部には依然として思慮を失へる恐米病者があり、米國にも一種の恐日病者がある。米國の恐日病者は、自ら行へる排日移民法の罪惡的なるを思ひ、彼等自身の良心に戦慄を禁せざるか、又は一部野心家の詭計に欺かれた結果である。日本が墨西哥に要地を購入せりとか、日本の軍事探偵が米國各地に深く潜入しつゝあるといふが如き流言は、皆其の恐怖心理よりする幻覺か、然らずんば小説的記事を賣物にする黄色紙の惡戯に外ならない。

かゝるはまだしも一笑に附すとして、茲に看過し難き一事は、重要なる地位に在る

人々までが、往々日米戦争の避け難きを豫想してゐることである。例へば現軍令部長プラット大將の如き、先頃倫敦軍縮條約が同國上院に審議されし時『今後百年ならずして吾人は支那の爲に支那を助けて日本と戦はねばならぬかも知れぬ』と言明してゐる。軍人の立場としては、常時種々の場合を豫想し置くことが或は當然であり、さればこそ華盛頓會議に於いても、將た倫敦會議に於いても、極力日本の國防力を削減し米國の追撃に有利ならしめたのであらう。そして之を耳にせる我國の恐米病者は一層恐怖觀念を刺戟されたでもあらう。

米國果して日本との戦ひを欲するか。如何なる國と雖も戦争は、さうやす／＼と出来るものではない。そこには國家の運命に關する絶對的理由がなければならぬ。否その絶對的理由があつても、現に日本は其の忍ぶべからざるを忍び、屈すべからざるに屈して來たではないか。米國の支那に對するは、果して運命問題なりや。假りに支那の市場が重要であり、經濟上の利害が大切なるにせよ。之を米國より見れば一九二九年度の貿易總額九十億弗、百八十億圓の中、支那に對する輸出入額は僅々二億七千

萬弗に過ぎぬではないか。日本の對米貿易が約七億弗に達すると比較したゞけでも、遙に少いのである。更に米國の貿易關係が如何なる狀況にあるかを左表に照らして考察する。

米國と世界各大陸との貿易狀態 (一九二九年七月より 同三〇年六月に至る)

| 大陸別  | 米國より(單位千弗) | 米國へ(單位千弗) | 合 計(單位千弗) |
|------|------------|-----------|-----------|
| 北 米  | 一、二四一、七〇四  | 八七九、六八五   | 二、一二一、三八九 |
| 南 米  | 四三六、四九六    | 五五六、七二二   | 九九三、二〇八   |
| 歐 洲  | 二、一七二、九〇三  | 一、一八八、〇九五 | 三、三六〇、九九八 |
| 亞細亞  | 五六六、一一七    | 一、〇九六、五一〇 | 一、六六二、六二七 |
| 濠 洲  | 一〇六、四三九    | 四〇、一八八    | 二〇、六二七    |
| アフリカ | 一一六、一八七    | 八七、六七三    | 二〇三、八六〇   |
| 總 計  | 四、六九三、八四六  | 三、八四八、八六四 | 八、五四二、七一〇 |

即ち亞細亞大陸は、米國よりの輸出に於いて總計の約一割二分に過ぎず、最高位を占